# I T総合戦略本部 有識者本部員 名簿 (五十音順、敬称略)

できる。 かまり 伊東 香織 岡山県倉敷市長

うのうら ひろお 鵜 浦 博 夫 日本電信電話株式会社代表取締役社長

かねまる やすふみ 金丸 恭文 フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長

なかむら 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

た。 ま き のり ま 佐々木 則夫 株式会社東芝 取締役副会長

野原 佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長

演 逸夫 ライオン株式会社代表取締役社長

#つもと ゆきひろ 松本 行弘 Rubyアソシエーション理事長

村 井 純 慶應義塾大学環境情報学部長

# 「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び「工程表」改定(案)の概要

- 政府 CIO を中心とした新戦略推進専門調査会等による PDCA 管理や、新たに設置された「ITコミュニケーション活用促進戦略会議」の議論等を踏まえ、「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び「工程表」を改定する。
- 改定後の「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び「工程表」においては、2014 年度以降の取組を明示している。
  - ※1 下線は「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び「工程表」の改定、下線なしは「工程表」のみの改定
  - ※2 下記の改定のあった項目の番号は、「世界最先端 IT 国家創造宣言」の項目番号と一致する。

# Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

- 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現
- (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進
- ① 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進
  - ・ <u>データカタログサイトの本格運用開始、民間等のニーズを踏まえた掲載データ及び API の</u> 充実
  - 地方公共団体の保有する公共データのオープンデータ化の支援
  - ・ データカタログサイトの掲載データの利用促進のためのユーザーとの双方向の対話の実 施等
- ② ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進
  - ・ <u>「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(平成 25 年 12 月 IT 総合戦略本部決定)を踏まえ、2014 年 6 月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015 年</u>通常国会に関連法案を提出(再掲)
  - データの分野横断的な流通の促進とデータドリブンイノベーションが創出される環境の整備
- (2) IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開 (Made by Japan 農業の実現)
  - ・ <u>農業の産業競争力、国際競争力を高めるため、農業情報の相互運用性等の確保のための標準化や情報の取扱い等に関する「農業情報創成・流通促進戦略」を策定・推進</u>
  - ・ <u>農地情報の整備など、情報流通促進を見据えた企業の農業参入や農業経営の法人化の推進のための環境整備を実施</u>

# (3) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等

- ・ 起業家精神の創発のため、「アントレ×ITパッケージ(仮称)」をとりまとめ、推進
  - ▶ ベンチャーのスタートアップ支援や、先進的なベンチャー育成を行う大学間の連携の実施等
  - ▶ 新事業創出環境を整備するため、ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するための プラットフォームの構築
  - ▶ シリコンバレー等の海外エコシステムの活用・連携強化
  - ▶ 国の IT 調達等を通じた IT ベンチャーに対する機会の拡大

- (4) IT・データを活用した地域(離島含む。)の活性化
  - ・ 社会保障・税番号制度の導入を見据えた公的個人認証サービスの利活用方策の検討
- (5) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化
  - スマートテレビに対応した放送番組の多言語字幕サービスの実施
- (6) 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による「おもてなし」の発信
  - ・ 国内外からの多数の観光客等を念頭に、観光情報等のオープンデータ、次世代放送・通信サービス、ITS、無料公衆無線 LAN 等通信ネットワークインフラ、多言語音声翻訳システム、ID 連携トラストフレームワーク等について、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、最先端の IT 利活用による「おもてなし」の提供に向けた取組を推進
- 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会
- (1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現
- ① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの展開
  - ・ 電子処方箋の実現に向けた実証事業及びガイドラインの検討・策定
  - 在宅医療・介護分野の情報連携における標準化
  - 介護サービスの質の評価に向けた仕組み作りの検討
  - 民間活力による地域見守りモデルに関する検討
- ② 現役世代からの健康増進等、医療・健康情報等の各種データの活用推進
  - ・ 医療・健康情報等の各種データの活用の取組の具体化(難病対策等の推進のための患者データベースの構築、がん登録データベースの構築、予防接種記録の電子化の推進等)
  - 医療・介護・健康分野を含めたパーソナルデータ利活用に向けた環境整備
- (2)世界一安全で災害に強い社会の実現
- ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築
  - 高度なシミュレーションを利用した精緻な地震・津波被害予測の実現
  - SNS、ビッグデータ等の民間情報の活用と多くの主体での情報共有に関する仕組みの検討、 取組の推進
  - G 空間防災システムを構築するため、準天頂衛星のメッセージ機能等を活用した避難誘導等の実証プロジェクトの実施とその成果の普及
  - 総合防災情報システムの利活用拡大に向けた、災害情報を外部に提供する機能の構築
- (4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
  - ・「官民 ITS 構想・ロードマップ」を踏まえた、高度運転支援技術・自動走行システムの開発・実用 化等の推進
    - 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた戦略の検討・策定と、施策の推進
    - ▶ 交通データの整備、オープン化に向けた手順等、今後の交通データ利活用戦略の明確化
  - 自動車関連情報の利活用による新サービスの創造・産業の革新等に向けた環境整備等の推進

# (5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現

- 国家公務員のテレワークに係るロードマップの策定
- ・ テレワークの定義・分類を踏まえた新たな KPI の設定・見直し等についての検討

# 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

# (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

- ・ <u>「行政分野におけるオープンな利用環境の整備に向けたアクションプラン」(平成 26 年 4</u> 月各府省 CIO 連絡会議決定)を踏まえ、官民間の情報交換を円滑に行うための文字情報等 の情報基盤の標準化・共通化等を推進。
- ・ <u>「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成 26 年 4 月各府省 CIO 連絡会議決</u> 定)を踏まえ、オンライン手続の利便性向上に向けた取組を推進
- ・ 本人認証を一括して行える認証プラットフォーム(仮称)によるシステム間のシームレス なアクセスの実現
- ・ マイナンバー制度の利活用の推進
  - → 暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを提供する「マイガバメント(仮 称)」の実現

  - ▶ 国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記等、法人番号の利 活用推進
  - ▶ 個人番号(マイナンバー)の利用範囲の拡大等の検討(戸籍事務、旅券事務、預貯金付番、医療・介護・健康情報の管理・連携、自動車検査登録)

#### (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

- ・ 大規模システムについては政府 CIO レビュー等を通じて運用コストの大幅な削減、BPR 等を 踏まえたより付加価値の高いシステムに再構築するための戦略的取組推進
- ・ 2018 年度までに政府情報システムを半減する目標の達成に向け、統合化・クラウド化の更なる加速・拡大を図るため、政府情報システム改革ロードマップ(毎年度見直し)を着実に推進
- ・ 政府情報システムの統合・集約の基盤である政府共通プラットフォームの開発環境やリモート・デスクトップ機能等の整備
- ・ <u>全国一律の業務・システム内容に係る地方公共団体等のシステムを一元的に開発・調達し、</u> 全国的に共用
- ・ 「電子決裁推進アクションプラン」 (平成 26 年 4 月各府省 CIO 連絡会議決定) を踏まえ、 全府省における電子決裁の普及・利用促進

#### (3) 政府における IT ガバナンスの強化

・ 2021 年度までに政府情報システムの運用コストを3割削減する目標の達成に向け、運用コストの点検を含め、現在の業務・システムの検証を集中的に実施し、予算編成に合わせて政府情報システムに関するコスト削減計画を策定

- ・ IT 投資の投資対効果の検証を徹底するため、2014 年度の予算編成過程より導入した投資 計画のフレームワークを、引き続き推進
- ・ <u>府省共通システムの調達等に当たって、政府 CIO の責任の下、仕様の検討等を行うための</u> 体制を整備。また、民間クラウドサービスの利用に関する基準の整理

# Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

- 1. 人材育成・教育
  - 「創造的 IT 人材育成方針」(平成 25 年 12 月 IT 総合戦略本部決定)を踏まえた、国民全体の情報利活用力の底上げ及び我が国の経済発展に寄与する高度な人材の創出等の推進
    - > NPO 等民間活力による情報利活用力向上活動の支援
    - ▶ 産業界人材と教員の交流等、指導者の情報活用指導力の向上の検討
    - ▶ 常に世界最先端の技術や知識の習得を可能にするための学習環境の整備・推進
    - ▶ 突出した人材の発掘、マッチング、表彰事業の推進強化

#### 2. 世界最高水準の IT インフラ環境の確保

・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、訪日する外国人にも使いやすい無料 公衆無線 LAN 環境の整備をはじめとする低廉かつ快適な通信利用環境の実現

# V. 本戦略の推進体制・推進方策

- 1. 本戦略の PDCA サイクル等の推進管理体制
- (2) 政府 CIO の司令塔機能の発揮
  - ・ 行政の IT 化と業務改革の同時・一体的推進を強力・機動的に行うための体制整備

# 3. 規制改革と環境整備

- オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備
  - ・ <u>「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、2014 年 6 月までに、法</u> 改正の内容を大綱として取りまとめ、2015 年通常国会に関連法案を提出
- O IT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し
  - ・ 「<u>IT 利活用裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」(平成 25 年 12 月 IT</u> 総合戦略本部決定)に基づく各施策の推進及び e-文書法の再徹底
  - 「ITコミュニケーション導入指針(仮称)」の策定
  - ・ 法令等により書面保存・交付等が規定されている事案の洗い出し・公表
- O ID 連携トラストフレームワークの整備
  - ・ 民間のコンソーシアムの立ち上げ、基準の規格化や、官民連携等、ID 連携トラストフレームワークの構築・普及・推進

#### 5. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

- 機動的で実効的な官民連携体制等を通じた ICT 国際競争力強化・国際展開の推進
- ・ スマートコミュニティの国際展開の推進

# 世界最先端 IT 国家創造宣言

平成 25 年 6 月 14 日決定 平成 26 年 6 月〇日改定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

# 目 次

<u>I.</u>	基本埋念
1.	閉塞を打

	引塞を打破し、再生する日本へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
<u>I. E</u>	指すべき社会・姿	
	新的な新産業・新サービスの創出及び全産業の成長を促進する社会・・・・	4
	健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 ・・・・・ ☆共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会 ・・	5 5
皿. 目	指すべき社会・姿を実現するための取組	
<u>1. 革</u>	<u> 新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現</u>	
(1)	オープンデータ・ビッグデータの活用の推進 ・・・・・・・・・・・	6
(2)	IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開	
	(Made by Japan 農業の実現) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(3)	起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等・・・・・・・・	10
(4)	IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化・・・・・・・・	11
(5)	次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、	
	国際競争力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(6)	東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端の IT 利活用に	
	よる「おもてなし」の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2. 侹	健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会	
(1)	適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現・	13
(2)	世界一安全で災害に強い社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(3)	家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現 ・・	17
(4)	世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現・・・・・・	17
(5)	雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の	
	実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	*共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現	
(1)	利便性の高い電子行政サービスの提供 ・・・・・・・・・・・・・	20

( 2	2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 ・・・・・・・・・・・	21
(3	3) 政府における IT ガバナンスの強化 ・・・・・・・・・・・・・	22
<u>IV.</u>	利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化	
1.	人材育成・教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2.	世界最高水準の IT インフラ環境の確保 ・・・・・・・・・・・・・・	25
3.	サイバーセキュリティ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
4.	研究開発の推進・研究開発成果との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
<u>v.</u>	戦略の推進体制・推進方策	
<u>v.</u>	戦略の推進体制・推進方策	
<b>V</b> .		27
	本戦略の PDCA サイクル等の推進管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27 28
1.	本戦略の PDCA サイクル等の推進管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.	本戦略の PDCA サイクル等の推進管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

# I. 基本理念

# 1. 閉塞を打破し、再生する日本へ

我が国は、今、歴史的な岐路に立っている。戦後の高度成長を経て、短期間で、我が国は西欧社会に対する経済発展の遅れを取り戻し、米国に次ぐ経済大国に成長した。国際的にも評価され、国民は希望と自信にあふれていた。

しかし、バブル崩壊後、我が国経済は、「失われた20年」とも言われる長期の景気低迷が続き、主要国の中でも最低水準の経済成長率にとどまり、その間、新興国の急速な成長もあって、我が国の経済力は相対的に低下し、国際的地位は後退している。

高度成長期以来の「大量生産・価格競争」の成長モデルは限界に達し、産業構造の変革の必要性が叫ばれる中、世界にも類を見ないスピードでの少子高齢化の進展と人口減少、それに伴う労働力人口の減少や社会保障給付費の増大、東日本大震災からの復興と大規模自然災害への対策、原発事故後のエネルギーの安定供給と経済性の確保、高度成長期に集中的に投資した社会インフラの老朽化など、我が国は様々な課題に直面しており、正に課題先進国である。

かつて世界が注目し賞賛した日本の姿はない。国民は自信を失い、将来への漠たる不安により、経済社会全体が閉塞している。日本の課題解決力が問われており、日本の行く末が注目されている。

今ここで、経済再生を果たし、「失われた20年」に終止符を打ち、抱える諸課題を克服しなければ、「失われた30年」にもなりかねず、我が国は経済先進国としての地位を失いかねない。今、正に日本の将来を左右する歴史的岐路に立っている。

「財政政策」、「金融政策」及び「成長戦略」の三本の矢により、上向きの経済基調 を確実なものにしていかなければならない。

情報通信技術(IT)は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、イノベーションを誘発する力を有しており、我が国GDPの約7割を占めるものの低い水準にとどまっているサービス産業の生産性の改善を始め、成長力の基盤となる生産性の向上に資することはもちろん、生産性の向上のみならず、女性や高齢者等の雇用促進等、労働投入の量的拡大も期待でき、経済再生や社会的課題解決にも大きく貢献するものである。

成長戦略の柱が、IT戦略であり、しっかりと突き刺さるとがった矢尻となる本戦略は、この日本の閉塞を打破し、国民が希望と自信にあふれる未来を切りひらき、持続的な成長と発展を可能とする(的の中心を射抜く)ものである。

# 2. 世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて

我が国は、2001年に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を設置し、「e-Japan 戦略」の策定を行い、同本部のリーダーシップの下、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目標に、ブロードバンドインフラの整備を中心に本格的な取組を開始した。これにより、我が国はインフラ整備において世界最高水準となり、その後、IT利活用を中心に政策を進めてきた。しかしながら、多くの国民がその成果を実感するに至っていない。従来の戦略は、IT利活用を強調しつつも、IT化・IT活用という名目だけで、利用者ニーズを十分把握せず、組織を超えた業務改革(BPR)を行わなかったことで、ITの利便性や効率性が発揮できないものとなった。また、各省がバラバラにIT投資、施策を推進し、重複投資や施策効果が発揮できない状況を生み出してきたなどの面もあったと考えられ、こうした点について真摯に反省するところから出発することが求められている。

国際的にみても、我が国は、世界最先端のIT国家としての地位を失い、ICT世界競争カランキングにおいて、多くの国の後じんを拝している。

2001年にIT戦略本部を立ち上げ、IT革命を旗印にIT政策を推進した際には、主要国に 比して、我が国の取組が大きく遅れていることに危機感を持って、取組を開始した。今 や、先進国はもちろん、新興国も途上国もITを成長のエンジンと位置付け、取り組んで いる。今まさに、我々は、改めて我々の先を走っているランナーがいることを真摯に受 け止め、課題先進国である我が国こそが、ITを経済成長のエンジンとして位置付け、我 が国の経済再生に貢献させるとともに、震災からの復興という喫緊の課題を含め、課題 解決の重要なツールとして、積極的かつ果敢にITを利活用することを宣言するときであ る。

そのために、世界最高水準のIT社会をIT利活用においても実現することを目指し、早急に取組を開始するとともに、我が国が、課題解決の処方箋を世界に発信する課題解決 先進国となり、IT利活用による課題解決の成功モデルを世界に提示し、国際展開することで、国際社会にも貢献していくこととする。特に、2020年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックは、最先端のIT利活用を世界に発信する、この上ない機会である。

我々は、これまでITの利活用が進まず、その成果を社会に十分に還元できなかった反省を踏まえ、ITに関する政府全体の戦略について、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、総合科学技術・イノベーション会議などとも連携し、総合的に取りまとめていく司令塔として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の呼称を「IT戦略本部」から「IT総合戦略本部」としたところであり、この「IT総合戦略本部」が、省庁の縦割りを排して、省庁横断的な課題について積極的に横串を通して、司令塔機能を発

揮することが不可欠である。

また、長年の懸案であった政府 CIO が、昨年、新たに内閣官房に置かれる内閣情報通信政策監として法的に位置付けられ、IT 総合戦略本部にも参画することで、政府全体のIT 政策の司令塔として機能することが大いに期待される。

内閣情報通信政策監は、高度な府省間の政策調整を行う権限や、府省横断的な計画や 経費の見積り方針を作成する権限等を元に、省庁の縦割りを打破して「横串」を通すこ とが期待されている。

したがって、本戦略では、内閣情報通信政策監を司令塔として、特に、政府全体を「横串」で通す必要のある IT 施策を大きく前進させ、これまで政府 CIO 不在では成し得なかった政策課題に果敢に取り組んでいくこととする。

世界最高水準のIT利活用社会を実現するためには、「IT利活用の裾野拡大」が不可欠であり、そのために、政府自身が自己変革を強力に進め、障害となる組織の壁や制度、ルールを打破するとともに、各省連携により政策資源を集中投下し、成功モデルを実証する国家プロジェクトを推進するなど、政府が民間の活力や投資を引き出せる環境整備に取り組み、戦略の実現を現実のものとする必要がある。

さらには、産業や行政の各分野のリーダーが、世界の状態を自らの目と身体で認識し、 これらを先導できるようにアクション(「IT咸臨丸」)をとることも必要である。

世界最高水準のIT 利活用社会を実現するに際して、「ヒト」、「モノ」、「カネ」と並んで「情報資源」は新たな経営資源となるものであり、「情報資源」の活用こそが経済成長をもたらす鍵となり、課題解決にもつながる。ビッグデータやオープンデータに期待されるように、分野・領域を超えた情報資源の収集・蓄積・融合・解析・活用により、新たな付加価値を創造するとともに、変革のスピードを向上させ、産業構造・社会生活において新たなイノベーションを可能とする社会の構築につなげる必要がある。

また、これまで我が国においては、管理や規制を過度に行うことなく、開放性や相互運用性を確保することにより情報の自由な流通が確保された、安全で信頼できるサイバー空間の構築に努めてきた。近年、モバイル化の進展、センサーネットワークの進化、クラウドサービスの定着、SNS 等のソーシャルサービスの隆盛などにより、国境を越えたサービス等ネットワークの活用は一層深化している。こうした流れに対し、情報資源の十全な活用のためには、我が国のこれまでの取組の方向性を維持しつつ、グローバルな情報の自由な流通空間の拡充等に向けて、国際的な連携も図りつつ、取り組んでいくことが重要である。

本戦略では、今後、5年程度の期間(2020年まで)に、世界最高水準の IT 利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標として、また、震災からの復興の加速化にも資するよう、デジタル技術における急速な技術革新と、グローバルな情報社会の進展を踏まえ、データの活用には「見える化」が重要であるとの認識の下、

- ① IT・データの利活用による、国民が日本経済の再生を実感できる革新的な技術や 複合サービスの創造による新産業創出と全産業分野の成長への貢献
- ② 国民が健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会への貢献
- ③ 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられるように、国民 利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献

の3項目を柱として、目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を策定 するものである。

また、あわせて、取組の進捗状況や成果を評価できるよう、可能な限り、定量的な評価指標 (KPI (重要業績評価指標: Key Performance Indicator)) を示すこととした (KPI については、本戦略を推進する過程において、より適切な評価指標となるよう、不断の見直しを行うこととする。)。

ここに、世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、政府一丸となって取り組むことはもとより、行政、産業界、学界及び国民一人一人が、皆で共有・協働し、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、「世界最先端 IT 国家創造宣言」を策定する。

なお、本戦略の実現に向けて、「具体的に、誰が(担当府省)、何を(取組)、いつまでに(スケジュール)」を明確にする、「工程表」を別途策定し、本戦略の PDCA サイクルを確実に実行することとする。

その際、成長戦略が、「常に進化していく成長戦略」として、施策の追加・深掘り等の改定を行うとされていること踏まえ、その柱である本戦略についても、政府 CIO を中心とした新戦略推進専門調査会における PDCA サイクルの推進管理を踏まえつつ、平成 25 年 12 月に新たに設置された「IT コミュニケーション活用促進戦略会議」からの提言等を取り入れ、充実・加速化に向けた改定を行うものである。

#### Ⅱ 目指すべき社会・姿

# 1. 革新的な新産業・新サービスの創出及び全産業の成長を促進する社会

官民が保有する多岐にわたる膨大なデータは、全く新しい知の源泉であり、経営資源である。デジタル化されたデータの利活用を通じ、新産業・新サービスを創出するとともに、既存産業及び事業並びに地域の活性化を行っていくことが、成長の実現に不可欠

である。また、データの公開と利活用を可能とする環境の構築は、グローバル社会の一 員としてプレゼンスを確立する我が国の使命でもある。

日本国内外どこからでもアクセス可能となるオープンなプラットフォームを通じて、信頼性の高い公共データ(例:地理空間情報(G 空間情報)、防災・減災情報、調達情報、統計情報等)が提供され、民間や個人が保有するデータ(例:地理空間情報(G 空間情報)、防災・減災情報、輸送情報、民間・個人で観測する気象環境データ等)と自由に組み合わせて利活用でき、新産業・新サービスが創出される社会を実現する。また、ITの利活用が遅れている産業分野を含め、IT・データを利活用した新たなビジネスモデルの構築等、産業が有する潜在能力を強化し、新たな雇用を創出し、成長を促進する社会を実現するとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉え、最先端のIT利活用による「おもてなし」を世界に発信する。

# 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

医療・介護、健康、エネルギー、防災・減災などの分野において、我が国が抱えているリスク、課題点を正しく認識、把握し、分析した上で、ITとデータを利活用した新しい社会システムを構築することにより、様々な社会的課題の解決を図るとともに、多様な新しいサービスを創出する。これらを通じて、健康で安心して快適に生活できる社会を実現するとともに、世界一安全で災害に強い社会を実現する。

具体的には、医療・介護に必要な医療情報連携ネットワークを全国で展開し、必要な時に適切な医療・介護を受けられるような社会、世界で最も安全で経済的な社会インフラ、平時だけでなく災害時にも誰でもどこでも必要な情報を手に入れられる社会、効率的かつ安定的なエネルギーマネジメントが行われる社会、環境にやさしく交通事故のない、世界で最も安全な道路交通社会等を実現する。

#### 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会

全ての行政サービスが簡便な手段で電子的に受けられることを原則とし、少子高齢化 社会への対応や離島を含む地方の活性化、人材の流動性の向上などの基盤として、安心 で使い勝手が良く、ワンストップで誰でもどこでもいつでも公共サービスを受けられる、 「便利なくらし」社会を実現する。

その際には、クラウドや社会保障・税番号制度(以下「番号制度」という。)の徹底活用により、省庁の縦割りを打破し、官民の協働によって、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを創造する。

このような考えの下、現在、高コスト構造となっている政府情報システムを抜本的に 見直し、利用者視点や業務改革(BPR)を踏まえた、より付加価値の高いものに再構築 するための戦略的な取組を推進する。

# <u>Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組</u>

「Ⅱ. 目指すべき社会・姿」を実現するため、以下に示す取組を進める。具体の取組に当たっては、可能な限り、KPIを設定し、IT総合戦略本部の下で、推進管理を行う。

また、取組を進めるに当たって、障害となる規制・制度やルールについては、積極的に見直しを進めるとともに、関係各省が連携して、重点課題について、政策資源を集中投下し、成功モデルを実証するプロジェクトを推進すること等により、本戦略において目指すべき社会・姿を実現する。

# 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

IT・データの利活用は、グローバルな競争を勝ち抜く鍵であり、その戦略的な利活用により、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な新産業・サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現する。

特に、行政が保有するデータは信頼性の高い基礎データとして、民間での利用ニーズが高いが、現状は公開データの二次利用に制約があり、機械判読(ソフトウェアによる解析・処理)が困難なデータが多い、目的のデータの有無や所在が分かりにくい、ビジネス等に活用できる多くのデータが公開されないままになっている等の要因から、公共データが十分に利用されていない。公共データの民間開放(オープンデータ)及び公共データを自由に組み合わせて利活用可能な環境の整備を早急に推進する必要がある。

また、データ利活用による新たなアイデアを新事業や新サービスに結び付ける民間の活動を促進するため、民間の力を最大限引き出すような規制・制度改革等の環境整備を進めることも必要である。

さらに、データ利活用のみならず IT 導入が遅れている農業においては、篤農家のノウハウのデータ化など IT の利活用により周辺産業も含めた産業全体の知識産業化を図り、国際競争力の強化を図ることも必要である。

あわせて、地場産業、観光資源等の地域の資源と IT・データの利活用を組み合わせ、 地域力の向上を通じて、地域の活性化を促進するほか、次世代放送・通信サービスの実 現により映像産業分野の新事業創出等を促進するとともに、2020 年の東京オリンピッ ク・パラリンピックの機会を捉え、最先端の IT 利活用による「おもてなし」を、世界 に発信する。

#### (1)オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

行政が保有する地理空間情報(G 空間情報)、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する顧客情報、個人のライフログ情報等、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆる「ビッグデータ」を相互に結び付け、活用することにより、例えば、環境、教育、交通等の多様なデータを集約・整理し

てその地域の状況を分かりやすく示す不動産情報提供、多種大量のデータから顧客 のニーズに応じたデータを自動的に抽出するプログラム開発などの新ビジネスや官 民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現する。

このため、公共データの民間開放(オープンデータ)を推進するとともに、ビッグデータを活用した新事業・新サービスの創出を促進する上で利用価値が高いと期待されている「パーソナルデータ」の利用を促進するための環境整備等を図る。

# ① 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進

公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する。

このため、電子行政オープンデータ推進のためのロードマップを踏まえ、2013 年度から、公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組む。また、各府省庁が公開する公共データの案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイトについて、2013 年度中に試行版を立ち上げ、広く国民の意見募集を行い、2014 年度から本格運用を開始し、民間のニーズ等を踏まえ、当該サイトの掲載データを充実させる。あわせて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙(ボキャブラリ)の基盤構築にも取り組む。さらに、各府省庁の Web サイトで提供するデータベースについて、API 機能の整備を利用ニーズの高いものから優先的に進め、政府等で提供する API を紹介し、その機能や利用方法を解説する API の総合カタログを提供する。

2014 年度及び 2015 年度の2年間を集中取組期間と位置づけ、2015 年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。

地方公共団体については、その保有する公共データ等の流通・連携・利活用を効果的に行うための技術の開発・実証、観光等の公共データを一元的にオープン化する基盤の構築、地方公共団体における取組に関する考え方の整理等により、オープンデータの取組を促進する。

また、公共データの利用促進のために、コンテスト手法の活用、活用事例集の作成等により、利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開やデータを活用する高度な人材育成にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援する。

#### [KPI]

- ・各府省庁のオープンデータ達成状況
- ・データカタログに掲載されるデータセットの数、アクセス数・ダウンロード数
- ・オープンデータを活用して開発されたアプリケーションの数

# ② ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進

個人や機器・インフラの行動・状態等が日々刻々とITにより流通・蓄積されており、この「ビッグデータ」の利活用による、付加価値を生み出す新事業・新サービス創出を強力に推進する。

このため、「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める。また、環境整備に当たっては、プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要であり、OECD 等国際交渉の場を活用し、国際的な連携を推進する。

既に、スマートフォンの利用者情報の取扱いなど先行的にルール策定が行われた 分野については、取組の普及を推進する。

また、IT 総合戦略本部の下に設置された検討組織等において、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を推進するほか、番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張などの整理を踏まえた第三者機関(プライバシー・コミッショナー)の体制整備、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱いなどを含む「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針(2013 年 12 月 IT 総合戦略本部決定)」を踏まえ、法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015 年通常国会に関連法案を提出する。

さらに、2014 年以降に、大綱に基づいた関連法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

あわせて、「ビッグデータ」の利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技術の早期確立を図るとともに、新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。また、行政や民間企業等のデータの分野横断的な流通を促進するとともに、これらを活用し、データドリブンイノベーションが創出される環境の整備を進める。

#### [KPI]

- ・パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況
- ・ビッグデータ活用により創出された新事業・新サービスの合計額

# (2) IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開(Made by Japan 農業の実現)

農業分野における情報利活用の取組が世界的に進展しつつある中で、農業情報の 創成・流通を大幅に促進することにより、農業のIT利活用の分野で我が国が世界最 先端を達成し、我が国農業の産業競争力・国際競争力を飛躍的に高める。

具体的には、まず農業情報の相互運用性等を確保するための標準化や情報の取扱い等に関する基本的な考え方を整理、策定した農業情報創成・流通促進戦略を踏まえ、率先して取り組むべきものから相互運用性の確保等に係る個別ガイドラインの策定等に順次取り組む。

その上で、この取組を踏まえ、農業情報の創成・流通促進による、「農業の産業競争力向上(農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化)」「関連産業の高度化(情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの提供)」「市場開拓・販売力の強化(情報流通によるバリューチェーンの構築)」を進め、これらの取組などにより、ITを活用した、農業・周辺産業の高度化・知識産業化を加速させ、2017年度以降、当該IT利用技術により生産された農産物と当該技術の海外展開を成長軌道に乗せるとともに、我が国農業の生産性と農産物の付加価値の安定的かつ飛躍的な向上を達成し、2020年度には農林水産物輸出目標1兆円を達成する。

#### ① 農業の産業競争力向上

高品質の農産物を生産する我が国の農業とこれを支える周辺産業において、篤農家の知恵を含む各種情報を高度に利活用する「AI(アグリインフォマティクス)農業」の取組を活用した新たなビジネスモデルの構築等により農業の知識産業化を図り、海外にも展開する「Made by Japan 農業」を実現する。

このため、農業の現場における計測などで得られる多くのデータを蓄積・解析することで、高い生産技術を持つ篤農家の知恵を情報として流通させ、人材育成や、小規模農家も含む多数の経営体で共有・活用すること等による収益向上等、多面的に利活用する、新たな生産方式の構築に取り組み、2016年までにこの構築を達成するとともに、これを新たなビジネスモデルとして国内外に展開することで、農業の知識産業化に取り組む。

あわせて、2015 年度までに、企業の農業参入、農業経営の法人化の推進やこれら に資する農地情報の整備等の環境整備を進めて、農業経営への新規参入、後継者の 円滑な確保や大規模化を促進する。

# ② 関連産業の高度化

農業資材・機械等の農業関連の周辺産業において、「AI 農業」等農業情報の活用の他、農業機械へのセンサー搭載による圃場や収穫物に係る収集データを活用した圃場毎のきめ細かな肥料散布や、GPS による自動走行システムを活用した農業機械の協調走行による生産性向上などのスマート農業と呼ばれる取組が検討・実現されてきている。これらの個々の情報の利活用に加え、多種多様な農業関連の流通情報・ノウハウの利活用によるソリューション展開(流通する情報・ノウハウを商品とセットで販売する等の複合的なサービスの展開)を図り、2018 年までに業界の主要収益源の一つに成長させる。

# ③ 市場開拓・販売力の強化

農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムに関する取組が進められようとしており、既に栽培状況、出荷数量、市場価格等の情報が流通している中で、バリューチェーンの構築に資するための施策に各省連携で取り組む。具体的には、前述のトレーサビリティ・システムを含む情報流通の普及等により付加価値情報の流通による農産物の評価の向上を図るとともに、生産者の出荷情報の流通を通じた生産者や生産組織の客観的な評価基準の構築とその利活用等を促進することとし、これにより、付加価値の向上との相乗効果による安全・安心なジャパンブランドの確立を図り、2017年度以降、当該IT利用技術により生産された農産物と当該技術の海外展開を成長軌道に乗せるとともに、生産者の出荷情報の利活用による新たなビジネスの創出を実現する。

#### [KPI]

- ・農業 IT 市場の規模(当面は民間の調査を参考)
- ・農業サービス産業の売上げ
- ・農業情報創成・流通促進戦略を踏まえた個別ガイドラインの策定状況
- ・パッケージ化された IT 活用型農業の海外展開状況

# (3) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等

IT を積極的に活用することにより、広く国民が起業家精神(アントレプレナーシップ)を発揮できる社会を構築するとともに、いわゆる、「オープンイノベーション」の推進等により、新事業・新サービスを創出する IT ベンチャーの起業や世界レベルで競争力のある専門企業群を実現する。

また、3D プリンターの活用等により、デジタル化された新しいモノづくりの時代にいち早く対応するなど、我が国の競争力強化に積極的に取り組む。

このため、既存のベンチャー支援策のみならず、クラウドファンディングといった IT を活用した新しい資金調達手法の利用促進を含めたリスクマネー供給の仲介機

能の強化など、起業家精神を創発するための取組を推進するとともに、コンテストによる将来性のある人材・事業・アイデア等の発掘・支援、必要な知識やデータの提供、専門家による支援を促進するとともに、国の IT 調達におけるベンチャー企業の活用など能力のある者が活躍できる環境の整備、シリコンバレーとの連携を含め能力のある者や事業者間の連携を加速させる取組を推進する。また、このような取組を統合して実施すべく、起業家精神を創発するための IT 関連施策パッケージ(「アントレ×IT パッケージ(仮称)」)として速やかにとりまとめ、これを広く社会に展開すべく、推進するものとする。

また、これらの取組を通じて、IT・データ利活用による高いサービスレベルや効率的な企業経営を推進し、ベンチャーを含む中小企業の競争力強化・活性化につなげる。

#### [KPI]

- 起業数
- 支援策の活用状況

# (4)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化

地域の資源をいかした観光や公共・行政、農業等の地場産業等において、IT・データを活用することにより、子供や高齢者も生き生きと暮らせるよう、地域の特性に応じた、魅力ある地域の元気を創造するとともに、地域や社会が抱える課題を解決する新しいアイデアや技術を持つ若手やベンチャー企業を発掘・育成し、社会・地域活性化の持続的な発展につながる好循環モデルを創出することにより、災害に強く成長する新たな街づくりを実現する。

また、若者など住民の流出の抑制が課題となっている離島における、新たなビジネスモデルを構築することにより、地域経済の活性化等を推進する。

このため、スマートフォンやタブレット端末等の活用による効率化やサービス向上を図ることなどにより、魅力ある地域の元気を創造する取組を促すとともに、センサー、クラウド、災害時にも活用可能な情報通信基盤等の IT や地理空間情報 (G空間情報) 等、各種データの活用を組み合わせることにより、新たな街づくりモデルや離島におけるビジネスモデルを構築する。

あわせて、離島を含む各地域における実証プロジェクト等の取組による成果について、他地域への展開性や持続可能性を検証するとともに、社会保障・税番号制度の導入を見据えた公的個人認証サービスの利活用方策の検討を行い、IT を活用した街づくりの共通的な基盤を構築し、2015 年度以降、持続的な地域活性化モデルとして、成功モデルの国内外への普及展開を図る。

#### [KPI]

- 取組の有効性(産業波及効果等)
- ・実証プロジェクト並びにその普及モデルの経済的自立性・継続性

# <u>(5) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力</u> の強化

高精細・高臨場感な 4K、8K の放送サービスやデジタルサイネージ、放送番組とインターネットが本格的に連携したスマートテレビによるコンテンツ配信やアプリケーションの利用などの次世代の放送サービスを世界に先駆けて実現することにより、新たな市場の創出を図る。4K 及びスマートテレビに対応した放送については2014 年に、8K に対応した放送については2016 年に、衛星放送等における放送開始を目指す。

このため、放送に関わる事業者が目標やアクションプランを共有・実行するための体制整備や、実用化に必要な技術面・制度面のルールの策定・公開、国際標準化及び技術検証などの環境整備を行い、コンテンツやアプリケーションの提供を行う意欲を持つ者なら誰でも参加できる、新しいオープンなメディア空間を創造し、2020年には、市販のテレビで4K、8K放送やスマートテレビに対応したサービスを受けられる環境を実現する。

さらに、これらの導入実績を踏まえ、我が国の次世代放送サービスをパッケージ 化し、国際展開を図る。

#### [KPI]

- ・4K、8K 放送等の開始を実現するための環境整備の状況
- (6) 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による 「おもてなし」の発信

本戦略の目標年である 2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、国内外から多数の観光客等が見込まれるところ、観光情報等のオープンデータの利用促進、4K、8K 等の次世代放送・通信サービス、デジタルサイネージ、世界最先端の ITS による道路交通サービス、無料公衆無線 LAN 等の低廉で快適に利用できる通信ネットワークインフラの推進、言葉の壁をなくす多言語音声翻訳システムの高度化や、ID 連携トラストフレームワークの整備等について、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、最先端の IT 利活用による「おもてなし」を提供し、広く世界に発信することにより、IT 利活用の裾野を拡大するとともに、産業競争力の強化を図る。

# 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

我が国においては、超高齢化社会への対応、東日本大震災での経験を踏まえた大規模 自然災害への備え、主に高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化対策、電力 需給等の管理によるエネルギーの安定的・効率的な供給、下げ止まりとなっている交通 事故死者数の減少、少子高齢化による労働力不足の解消などの社会的課題が山積してい る。

このような状況を踏まえ、IT 利活用による新技術と大規模データ解析技術を組み合わせることにより、障がい者や高齢者などの情報弱者を含む全ての国民が健康で安心・安全に暮らせるユニバーサルな新たな社会システムを構築し、様々な社会的課題の解決が図れることを具体的に実証するとともに、企業の事業改革や事業化へのチャレンジを通じて、経済性・利便性の高い新しいサービスを創出することにより、健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会を実現する。

あわせて、これらの取組を通じた課題解決の成功モデルの国際展開を図る。

# (1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現

地域における医師の不足・偏在、医療従事者の負担増、超高齢化社会の到来による医療・介護需要の増大といった我が国が直面する課題を踏まえ、国民一人一人が有効性を理解することにより自発的な利活用が促されるような、データを利活用した健康増進・管理や疾病予防の仕組みの構築を図るとともに、必要な時に効果的・効率的な医療・介護や生活支援サービス等を安心して受けられる持続的な体制を整備する。これらの取組を含む各種施策を通じて、国民が長く健康で自立して暮らすことができる社会(健康長寿社会)を実現するとともに、これに対応した新サービス・新産業の創出を図る。このため、以下の2点についての取組を推進する。

#### ① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの展開

医療・介護・健康情報を、医療機関の他、遠隔医療、在宅医療・介護及び生活支援サービスを担う主体を含む多様な主体が共有・連携する仕組みを構築し、効果的・効率的な医療・介護等を提供する体制を整備する。

このため、地域を超えた国民への医療サービス提供等を可能とする医療情報利活用基盤の構築を目指し、医療情報連携ネットワークについて、データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討やシステム関連コストの大幅な低廉化等による費用対効果の向上を図りつつ、2018年度までに全国への普及・展開を図る。

また、利用者の実態に即した適切な医療・介護や生活支援サービスを提供するため、地域包括ケアに関わる多様な主体が情報共有・連携を行うとともに、適切な介護サービスの提供が利用者の要介護状態の改善につながることを考慮し、これらサービスの客観的な評価とサービス内容の向上に資する取組を推進し、効果の検証及び普及・発展させるための具体的な方策を検討し、確立する。

さらに、高齢者の自立支援・社会参加を促進し、生活の質の向上に資する、医療・介護や生活支援サービスに関するセンサー技術やロボット技術等の開発実証・ 実用化等を行う。

あわせて、電子版お薬手帳や生活習慣病の個人疾病管理など患者・個人が自らの 医療・健康情報を一元的、継続的に管理し利活用する仕組みを推進する。

# [KPI]

- ・導入システムの費用対効果・持続性を踏まえた医療情報連携ネットワークの全国への 普及・展開
- 医療・介護等に関わる多様な主体が情報連携を行う仕組みの普及状況

# ② 現役世代からの健康増進等、医療・健康情報等の各種データの活用推進

国民一人一人に生活習慣病の発症予防、重症化予防の有効性の理解を促しつつ、 医療・健康情報等の各種データの活用による、個々のライフスタイルに合わせた適 切かつ継続性のある健康増進や発症・重症化予防の取組を推進する。

このため、保険者、地方自治体及び企業が健診データやレセプトデータ等から加入者や地域住民、社員の健康状況等を把握・分析し、データに基づく具体的な保健指導や本人の参加も含む健康づくり、医療情報データベースを活用した医薬品等の安全対策に関する取組を推進できるようにするなど、2016 年度までに、地域や企業における国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、それを踏まえて、全国展開を図る。

また、レセプト審査における更なる IT の利活用により、レセプト審査の効率化や 実効性の向上を図るとともに、レセプト情報等の保険者や地方自治体等での利活用 拡大により、適切な医療の提供のための取組等を推進する。

これらの取組に寄与する医療・健康情報等の各種データを収集、蓄積し、分析及び活用する仕組みの構築を行う。

あわせて、高齢者の就農による健康増進効果の実証や、食を通じた健康増進に関する既存の取組などで、運動と食が健康増進に多大な影響を与えることが示されていることを踏まえ、地域における多様な働き方や日本独自の食生活と健康増進などの健康増進モデルの検討も併せて実施し、普及促進を積極的に検討する。

#### [KPI]

(前項の取組も含む全体の成果として)

- ・健康寿命の延伸(または、平均寿命の増加を上回る健康寿命の延伸)
- 世界最高水準の健康寿命の維持

# (2)世界一安全で災害に強い社会の実現

災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できる防災・減災情報インフラを構築する。また、大規模災害時等において、IT・データを活用することにより、人命救助、消火活動等、効果的な現場対応を可能とするとともに、それらへ備えるための高度なシミュレーションを利用した被害予測など、「助かる命を確実に助ける」災害に強い社会を実現する。

また、センサー、ロボット、非破壊検査、情報化施工等の技術も活用することにより、社会インフラの実態を正確に把握・蓄積し、それらを活用することにより、社会インフラを安全により長く利用できることにつなげ、世界で最も安全で経済的な社会インフラを実現する。

# ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靭な通信・放送インフラ等を構築する。また、大規模災害時等において、準天頂衛星等による高精度な測位情報や IT を活用することにより、被災状況等を的確に把握するほか、リモート操作等で、人命救助、消火活動、情報化施工等で、災害応急復旧等、効果的な現場対応を可能とするとともに、それらへ備えるため、スーパーコンピュータ等による高度なシミュレーションを利用した事前の精緻な地震・津波被害予測など、「助かる命を確実に助ける」災害に強い社会を実現する。

そのため、地理空間情報 (G 空間情報) の利用を官民が協力して進めるとともに、 行政の情報収集を補完する民間情報の防災・減災への活用や多くの主体での防 災・減災情報の共有を推進し、また、オープンデータ推進の観点から、一部省庁 の共有にとどまっている総合防災情報システムの災害関連情報についてインター ネットを通じた情報提供を実現することにより、迅速に誰もが地理空間情報 (G 空 間情報) や災害関連情報を利活用できるようにする。

さらに、Jアラートによる瞬時情報伝達手段の多重化・多様化や、平時にも活用可能な防災・減災情報を提供する情報通信端末の整備なども含め、多様なメディアを活用した重層的な情報収集・伝達体制を構築することにより、全ての国民が、正確な災害関連情報を、公共サービスや民間サービス等を通じて入手できるようにする。

これらの取組により、2015 年度までには、多様なメディアを活用した重層的な情報収集・伝達体制を構築する。

また、災害現場に近付けない大規模災害・特殊災害等に際して、IT を活用して リモートで操作できる災害対応ロボット等を 2018 年度までに導入し、順次高度化 を図るとともに、地理空間情報(G空間情報)を活用した避難誘導や消火活動について、2016年度までに導入を検証し、2020年度までに導入を実現する。

#### [KPI]

多様な伝達手段の全国普及度合い

# ① IT 利活用による世界一安全で経済的な社会インフラの実現

社会インフラの管理者は、社会インフラの維持管理に必要な各施設の現況や情報化施工によって得られるデータ等を活用し、異常の早期発見、早期対応により事故を未然に防ぐとともに、早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に対策を実施する予防保全を推進することにより、社会インフラを安全に、より長く利用できることにつなげ、国土強靭化や、維持管理・更新に係るトータルライフサイクルコストの縮減を図る。

このため、社会インフラの管理者は、社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを体系的に把握し、蓄積するため、2013 年度から各施設の現況等のデータのデータベース化を推進する。また、当該データを統一的に扱うプラットフォームを構築し、2014 年度から一部の運用を開始し、2015 年度以降、機能強化を図りつつ、本格運用へ移行する。あわせて、各施設の管理者間での活用や国民への「見える化」も推進する。

また、劣化・損傷個所の早期発見、維持管理業務の効率化につながるセンサー、ロボット、非破壊検査、超低消費電力通信等の技術の研究開発・導入を推進する。研究開発に当たっては、開発された技術が現場での導入につながるよう、ニーズや信頼性、経済性に十分配慮するなど、将来的な普及促進を見据えた研究開発を行う。さらに、センサー、ロボット、非破壊検査等の技術と大規模データ解析技術とを組み合わせることにより、世界最先端の高精度分析手法の確立に向け、2020年度までに、産官学が連携して、社会インフラの劣化状況等の把握に関する低廉かつ現場に即した技術の現場への導入を図る。

これらの取組により、社会インフラの維持管理に関わる新産業の創出等につながるとともに、2020年度までに国内の重要インフラ・老朽化インフラの 20%についてセンサー等の活用による点検・補修を行うとともに、世界共通の課題となりうる社会インフラの老朽化対策について、我が国がフロントランナーとなれるよう、課題解決の成功モデルを構築し、国際展開を図る。

# [KPI]

・社会インフラの事故発生件数

# (3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現

東日本大震災以降、大きな課題となっているピーク時の電力削減の解決には、供給サイドの対応とともに、需要をスマートにコントロールするエネルギーマネジメントの実現が必要である。

これまで、電力需要を所与のものとして、専ら電力会社による供給力の調整に依存してきた電力需給の管理については、需要者が供給側の状況に応じて需要を選択できる「ディマンドリスポンス」など、需要者が電気を始めとするエネルギーマネジメントに積極的に参加できるシステムを構築する。

特に、民生部門においては、IT・クラウド技術を駆使し、小口需要家を束ねて効果的にエネルギーマネジメントサービスを提供する「アグリゲータ」の役割が重要であり、アグリゲータを新しいビジネス分野として確立させることにより、効率的なエネルギーマネジメントを実現する。

このため、2014 年度までに、「ディマンドリスポンス」に係る実証事業を完了させて実用化するとともに、2016 年を目途に行われる予定の電力の小売参入自由化等の法制度整備に併せて、全国の各地域において、スマートメーターの普及とともに、「ディマンドリスポンス」を活用した効率的・安定的なエネルギーマネジメントの普及の促進、HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)から得られる電力利用データを活用した生活支援サービスの創出へ向けた環境整備を行う。

#### [KPI]

- ・地域における電力の平準化(ピーク時の電力使用量の削減)の割合
- ・地域住民等による、電力量・電気料金削減についての評価

#### (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

車と車、道路と車、車と人等が相互に、タイムリーな情報交換ができるようにするとともに、地図情報や車・人の位置情報等の地理空間情報(G 空間情報)、蓄積データを活用することなど、ITS(Intelligent Transport Systems)技術の活用により、交通事故の危険や交通渋滞が回避される、安全で、環境にやさしく、経済的な道路交通社会を実現する。

あわせて、高齢者や障がい者にとって、安心・安全かつ円滑な移動が可能となる 移動支援システムや、人が移動する際のニーズを正確に把握することにより最適な 車と公共交通機関を組み合わせた移動手段の提案が可能となるシステムを構築する。

このため、府省横断的なロードマップである「官民 ITS 構想・ロードマップ」を踏まえ、推進体制を構築し、高度運転支援技術・自動走行システムの開発・実用化等を推進する。その際、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックにむけて、世界最先端の ITS を構築し、世界に発信するための検討を行う。

具体的には、現在、官民で取り組んでいる安全運転支援システムの早期実用化の

より一層の加速を図るため、全国主要交差点におけるインフラ配備や、対応車載機及び高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・導入支援を行うとともに、サービス運用体制を構築する。また、駐車場等、高速道路以外の施設でも ETC 等の ITS 技術が利用可能となる環境を整備し、利便性の向上を図る。さらに、安全運転支援、渋滞対策、災害対策等に有効となる交通情報の集約・配信に係る取組や、自動車関連情報の利活用を進めるほか、移動を支援するロボット技術等を活用した超小型モビリティ(1~2人乗りの超小型車)等の開発、普及拡大を図る。

これら我が国の ITS 技術等について、ITS 世界会議等において引き続き国内外に 発信し、2014 年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を 公道上で実施するとともに、高度運転支援技術等の開発にも着手する。

さらに、車の自律系システムと車と車、道路と車との情報交換等を組み合わせ、 運転支援技術の高度化を図るとともに、実用化に向けた公道上での実証を実施し、 2020年代前半には、準自動走行システム(レベル3)の市場化を目指す。

これらの取組などにより、2018 年を目途に交通事故死者数を 2,500 人以下とし、2020 年までには、世界で最も安全な道路交通社会を実現する(交通事故死者数が人口比で世界一少ない割合になることを目指す)とともに、交通渋滞を大幅に削減する。

#### [KPI]

- 交通事故死者数
- 交通渋滞状況
- (5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどの IT サービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する。

このため、特に就業継続が困難となる子育で期の女性や育児に参加する男性、介護を行っている労働者などを対象に、週一回以上、終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークにおける、労働者にやさしいテレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016年までにその本格的な構築・普及を図り、女性の社会進出や、少子高齢化社会における労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立などを促進する。

また、行政機関としても、引き続き、テレワークを推進するなど、ワークスタイルの変革を進めることが重要である。このため、2014年中に、2020年を目標年次と

する国家公務員のテレワークに係るロードマップを策定し、テレワークを社会全体 へと波及させる取組を進める。

これらの取組などにより、2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上にし、また、こうした取組も含めた女性の就業支援等により、第一子出産前後の女性の継続就業率を55%(2009年においては38.0%)、25歳から44歳までの女性の就業率を73%(2011年においては66.8%)まで高める。

また、未就職の若者、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等の、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験をいかした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とする、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能の強化などにより、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」を促進し、働く意欲を持つ人々の就労を支援する。

さらに、山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等の、企業によるサテライトオフィスとしての利用を全国的に推進し、地域の活性化とワーク・ライフ・バランスの双方の実現を図る。

# [KPI]

- ・テレワーク導入企業数
- ・全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合(週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数)
- ・IT を活用したハローワーク等の就職支援機能の強化
- ・山間地域等を含む遠隔地におけるサテライトオフィスの利用企業数

#### 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

従来の電子行政サービスの取組の中には、サービスの電子化・ワンストップ化に一定の成果をあげているものも見られるが、多くはアナログ時代のルール・やり方を踏襲した取組であり、あくまでも窓口・紙が基本で、オンライン・電子化は補助的手段であった。また、これに加え、省庁、あるいは省庁組織内の縦割りの構造が原因となって、利用者にとっては、必ずしも使い勝手の良いサービスは提供されていなかった。

一方で、クラウドサービスは、効率性等の観点から国際的にもその積極的な活用が進められているが、当該サービスは、法制度の整備状況や通信インフラ環境等から見ると、 日本国内における提供が諸外国に比べ優位であるとの報告もされている。

また、導入に向けた取組が進められている番号制度は、国・地方の行政機関等による 正確かつ迅速な情報の確認(名寄せ・突合)を可能とする「マイナンバー」「法人番 号」、実社会やオンラインの本人確認手段となる「個人番号カード」、自己情報の閲覧 等を可能とし、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスの提供等も視野に入れた「情報提供等記録開示システム」という、今後のIT 利活用の基盤となるインフラを提供するものである。

今後は、全ての行政サービスが電子的に受けられることを原則とし、クラウド及び番号制度の徹底活用により、電子行政サービスが、ワンストップで誰でもどこでもいつでもどんな端末でも受けられる「便利なくらし」社会を実現する。

このため、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と、徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現する。更には、民間サービスとの連携に必要な環境整備を進め、これらを国民と政府の相互協力関係を基軸として進めることにより、持続的に発展可能な新たな電子行政のモデルを構築する。

# (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

従来政府が担っていたサービスの提供機能を民間にも開放し、官民の協働によって、より利便性の高い公共サービスを創造する。国民がステークホルダーとして積極的に参加できるよう、クラウドを活用したオープンな利用環境を、データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化、アプリケーション・インターフェイス(API)の公開等を行いつつ整備する。特に文字の標準化・共通化に関しては、今後整備する情報システムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする。

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、スマートフォンやタブレット端末など適切なチャネルでサービスを提供する。

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成 26 年 4 月 1 日各府省 CIO 連絡会議決定)、及び「行政分野におけるオープンな利用環境の整備に向けた アクションプラン」(平成 26 年 4 月 25 日各府省 CIO 連絡会議決定)を踏まえた取組を推進する。さらに、政府の Web サイトについて、順次 API を公開することなどにより、国民にとってより利便性の高い Web サイトへの見直しを実施する。

あわせて、クラウドの活用や番号制度の導入を見据え、業務改革を計画的に進め、 利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービ スなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を 実現する。

政府の情報システムについては、個人番号カード等による本人認証を一括して行える認証プラットフォーム(仮称)の構築に向けて検討し、システム間のシームレスなアクセスを実現するほか、情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末や CATV など、多様なチャネルで利用可能とするとともに、

その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性 の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、 電子的に完結させることを可能とする「マイガバメント(仮称)」を実現する。

個人番号カードについては、その IC チップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化/一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の 法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容 易にし、その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実 現するために必要な「法人ポータル」を構築する。

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

# [KPI]

・サービスに対する利用者満足度、Web サイトの閲覧数、API 公開数、個人番号カード の発行枚数等

#### (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

IT 投資に当たっては、業務改革を徹底する。各府省庁は、各システムの更改時期等に合わせて、サービス向上や行政運営の効率化・スリム化に向けたビジョン、実現のために必要な法制度・組織・業務上の改革内容及び投資対効果を明確にした具体的な改革プランを策定し、これに沿って計画的に業務・システムの改革を行う。

また、クラウドの徹底活用により、大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携、変化への迅速かつ柔軟な対応力の向上を図り、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を実現する。

このため、政府の IT 投資に関するポートフォリオ管理を導入するとともに、政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、政府 CIO の指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する。あわせて、政府共通プラットフォームについて、開発環境やリモート・デスクトップ機能など、政府のプライベートクラウドとしての環境及び機能を整備し、その充実を図る。また、政府情報システムの見直しにおいては、政府共通プラットフォームの活用のほかパ

ッケージソフトウェアの利用も推進する。さらに、民間クラウドサービスの利用に 関する基準の整理を行う。

また、番号制度を導入する行政分野等について、制度導入のスケジュールに合わせて、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し、政府 CIO の指導の下、関係機関が連携しつつ計画を策定し、これに沿って着実に取り組むとともに、地方公共団体に対して、法令解釈やシステム仕様等、必要な助言・情報提供等の支援を行う。

さらに、職員のワークスタイルについて、モバイル端末の利活用等を通じて、情報のデジタル化(ペーパーレス化、デジタルアーカイブ化)の推進と生産性向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスや災害時等の業務継続性に配慮したものに変革する。

これらの取組により、2018 年度までに現在の情報システム数(2012 年度:約1,500)を半数近くまで削減するほか、業務の見直しも踏まえた大規模な刷新が必要なシステム等特別な検討を要するものを除き、2021 年度を目途に原則全ての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ、災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮する(3割減を目指す)。特に、大規模なシステムについては、政府 CIO によるレビュー等を通じて、運用コストの大幅な削減を図るとともに、利用者視点や業務改革 (BPR) を踏まえた、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進する。

なお、全国一律の業務・システム内容である地方公共団体等の情報システムについては、適切な費用分担の下、各府省庁による一元的な開発・調達を実施し、それを全国的に共用するなどシステム整備・運用の効率化を推進する。

また、自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する(クラウド化市区町村の倍増を目指す)。さらに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進する。これらの取組により、地方公共団体の情報システムの運用コストを圧縮する(3割減を目指す)。

#### [KPI]

- ・政府情報システムの削減数及び運用コストの削減額
- ・ペーパーレスの目標(電子決裁率等)

#### (3)政府における IT ガバナンスの強化

政府 CIO による IT ガバナンスを強化し、攻めの IT 投資と無駄の徹底排除を図り、 政府全体を通じた戦略的な IT 投資管理を実現する。 このため、政府 CIO の下、政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた政府情報システムに関する投資計画を 2014 年度予算編成に合わせて策定・推進するとともに、日本版「IT ダッシュボード」(各府省庁の IT 投資の状況等をインターネット経由で一覧性をもって国民が確認できる仕組み。)の整備を進め、2014 年度から運用を開始する。

また、情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等の整備や、政府 CIO 補佐官のプール制の導入推進、政府情報システム資産管理等のためのデータベースの整備・運用、レビュー制度の導入等を行うとともに、IT 総合戦略本部の下に新たな評価体制を整備し、大規模かつリスクの高いプロジェクトに対するモニタリング機能を強化する。

さらに、政府における IT 人材の育成を図るため、研修プログラムの見直し・充実を政府横断的な取組として実施し、各府省庁は、政府 CIO のスタッフ組織及び政府共通プラットフォーム等の府省を横断する大規模プロジェクトの推進組織との間で人事交流を行うこと等により IT 人材の計画的育成を図るとともに、府省庁における IT プロジェクトの核となる人材が、プロジェクトのライフサイクルの適切な節目までそのポストに留まるよう、人事ローテーションについても工夫する。

あわせて、政府の情報システム調達に関して、ベンダーロックインの解消等による調達コストの削減や透明性向上及び競争力のある市場を構築するための戦略的調達を目指した取組を推進する。このため、府省共通システムの調達等に当たっては、政府 CIO の責任の下、仕様の検討等を行うための体制整備を行う。また、システム要求仕様の府省庁側での作成・明確化、オープンソースソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、応札事業者の技術力評価の在り方についての見直しを行うとともに、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントライセンスの導入による政府全体としてスケールメリットをいかした調達等を実施する。

#### [KPI]

・各プロジェクトの目標達成度合、IT 人材の育成数(研修実施人数)

#### Ⅳ.利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

#### 1. 人材育成・教育

世界最高水準の IT 利活用社会を通じて、「情報資源立国」となるためには、それを けん引する人材、それを支える人材、それを享受して豊かに生活する人材が必要であり、 我が国の誇る高い倫理観と安全・安心な生活文化の維持・強化と両立し得る、施策を検 討・整備することが必要である。

そのためには、教育環境自体の IT 化 (ソフト・ハードを含むインフラ)、国民全体の情報の利活用力向上、国際的に通用しリードする実践的な高度 IT 人材の育成 (人材育

成・教育レベル)及び教育内容の面での情報教育の推進(レベルに応じた教育内容)を 検討し、必要な施策を実行する必要がある。

また、人材育成・教育における施策の推進状況や達成度については、OECD 調査など国際的な指標も参考に年代層別の情報の利活用力向上に応じた適切な指標(KPI)を設定・確認し、それを踏まえた取組を進めていくことが重要である。

さらに、人材の育成は、社会全体で取り組む必要があり、産官学が連携して取り組む ことが必要である。

これらを具体的に実行するために、次の2点を中心に、平成25年12月に策定した「創造的IT人材育成方針」を踏まえ、速やかに実行に移すこととする。

# (1) IT の利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体として IT に触れる機会が増大していることを踏まえ、IT の利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体の情報の利活用力の向上を図る。

このため、子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、それぞれに必要とされる情報の利活用力の現状も把握しつつ、IT に関する知識を身に付けるための取組を推進する。

推進にあたっては、NPO等民間の活動も極めて重要であり、より効果的な取組となるよう適切な支援策を講じる。また、遠隔教育等ITの利活用により、離島を含め国内外のあらゆる場所で、全ての国民が地理的・時間的制約を受けることなく自由に学べる環境を整備する。さらに、産業界と連携し、人材の流動化や職種転換を容易にする様々な環境整備を進めるとともに、産業全体の魅力向上を図ることも必要である。

学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板や無線LAN環境の整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童生徒等の学力の向上と情報の利活用力の向上を図る。

あわせて、教員が、児童生徒の発達段階に応じた IT 教育が実施できるよう、IT 活用指導モデルの構築や IT 活用指導力の向上を図る。そのため、指導案や教材など教員が積極的に活用可能なデータベースを構築し、府省の既存の子供向けページも教材等として整理し、積極的に活用する。また、企業や民間団体などにも協力を呼びかけ、教育用のデジタル教材の充実を図る。

これらの取組により、2010 年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別 支援学校で教育環境の IT 化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつなが る教育・学習環境を構築し、家庭での事前学習と連携した授業など指導方法の充実 を図る。

また、新しいモノづくりであるデジタル・ファブリケーションやロボッティックス、プログラミング、コンテンツ作成等、学生等が、将来を展望した技術を習得できる環境整備を教育環境のIT化とともに進める。

# (2)日本の IT 社会をリードし、世界にも通用する IT 人材の創出

イノベーションの鍵を握るのは人材であり、社会的課題の本質を掘り下げてITの 利活用による解決策をデザインできる、ITの利活用をけん引する高度なIT人材の創 出が必要である。また、このような高度なIT人材を創出するためには、実践の中で 技術を習得させることが重要である。

このため、初等・中等教育段階からプログラミング、情報セキュリティ等のIT教育を通じて、高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組む。また、分野・地域を越えた全国的な実践教育ネットワークの推進やインターンシップ等を含め、実践的な専門教育プログラム等を構築する。あわせて、企業においても、期待されるスキルの確保とそれに見合った魅力的なキャリアパスによる実践的な人材育成モデルの構築が必要である。

なお、IT人材のスキルを共通尺度で明確化するスキル標準を、ITの技術変化等を 踏まえて適切に整備・活用することも重要である。

さらに、起業意識を醸成するイベントやプロジェクト、大量・多様なデータの解析・統合に関する研修や関係機関間のネットワーク形成等を通じて、IT・データを活用した革新的研究の推進、起業や新サービスの創出を担う、先端人材の発掘・支援を進める。

#### 2. 世界最高水準の IT インフラ環境の確保

IT インフラに関しては、2000 年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつ IPv6 にも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。

また、耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含めた全ての地域における国民のブロードバンド環境の整備や、陸地のみならず、海上における資源探査や安全確保にも資する衛星ブロードバンド環境の活用など、世界で最も強靭なブロードバンド環境を整備すると共に、日本と世界をつなぐ信頼性・安定性の高いグローバルインフラの整備を進めていくことも必要である。

このため、以下の取組を推進する。

- (1)通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を引き続き推進するとともに、離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、訪日する外国人にも使いやすい無料公衆無線 LAN 環境の整備をはじめとする低廉かつ快適な通信利用環境の実現を図る。さらに、ビッグデータ時代のトラヒック増に対応するための IT インフラ環境を確保する。
- (2) 大規模災害時における IT の利活用の観点から、海底ケーブルなどの IT 国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携や IX (インターネットエクスチェンジ) の地域分散等、バックアップ体制の整備を推進し、強靭かつリダンダント(冗長的) な IT インフラ環境を確保する。

# <u>3. サイバーセキュ</u>リティ

サイバー攻撃が現実のものとなるなどサイバー空間を取り巻くリスクが深刻化し、我が国の安全保障・危機管理に影響を及ぼすとともに、国際的な競争力を揺るがし、国民に多大な不安をもたらすおそれが生じている。

このような中、「世界最高水準の IT 社会」の実現を目指す我が国において、サイバーセキュリティの強化は、国家の安全保障・危機管理のみならず、IT・データ利活用の促進等を通じた我が国の産業競争力強化等のためにも不可欠なものである。

したがって、サイバーセキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」(平成 25 年 6 月 10 日 情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成 26 年 5 月 19 日同会議決定)及び「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 3 次行動計画」(平成 26 年 5 月 19 日同会議決定)等の着実な実施、人材の育成や今後の情報通信技術の利活用を見据えた対策等、具体的な施策を推進することを通じて、世界を率先する強靭で活力あるサイバー空間を構築することにより「サイバーセキュリティ立国」を実現する。

#### 4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携

IT・データを利活用し、社会の発展や産業の活性化につなげるためには、絶え間ない 先端技術の研究開発が重要であるとともに、それをいかに社会に実装していくかが重要 である。

世界最高水準のIT社会を実現し、維持・発展させるために、情報通信社会の今後の動向を見据えた研究開発を推進するとともに、独創的な人材の活用も図りつつ、イノベーションにつながる様々な先端技術、例えば、世界先端の各分野の科学技術が世界最先

端の研究コミュニティと連携するための、先端的な国際ネットワーク拠点の構築や超高速ネットワーク伝送技術、認識技術、データの加工・分析技術、ソフトウェアの開発技術、非破壊計測技術、デバイス技術、センサー技術やロボット技術等、また、言葉の壁をなくす多言語音声翻訳システムの高度化に向けた研究成果を、迅速かつ的確に IT 戦略と連携させることも必要である。このため、総合科学技術・イノベーション会議等とも連携を図りつつ、研究開発及び社会実装を推進するとともに、その成果が国際標準となり、世界でも幅広く受け入れられるよう取組を推進する。

# V. 本戦略の推進体制・推進方策

#### 1. 本戦略の PDCA サイクル等の推進管理体制

# (1)政府 CIO の司令塔機能の発揮

本戦略を強力かつ着実に推進するため、政府 CIO が、司令塔として以下の4点を行っていく。

- ① 電子行政、新産業、農業、医療・健康、防災・減災、道路交通、人材育成等の 分野について、関係府省の緊密な連携を図り、各施策を円滑かつ効率的に実施 するための府省横断的な推進計画の作成
- ② 本戦略を推進するに当たって、IT 投資の重点化・効率化の徹底による全体最適 を実現する(各府省庁間での連携確保や特定分野への重点投資等を行う)ため の政府としての方針(経費の見積りの方針)の策定
- ③ 本戦略に係る具体的な施策を、府省統一的に推進するための技術的又は専門的 事項などを定める指針(ガイドライン)の作成
- ④ PDCA サイクルの各段階に応じた、施策の推進(投資効果、進捗状況等)に係る 評価の実施

#### (2) IT 総合戦略本部における推進管理体制

本戦略の PDCA サイクルの推進管理体制として、IT 総合戦略本部の下に、政府 CIO を中心とした専門調査会を設置する。

また、電子行政、新産業、農業、医療・健康、防災・減災、道路交通、人材育成等の重点分野については、専門調査会の下に、分科会を設置し、当該分野に係る戦略の推進に必要な具体的方策や評価指標の検討、ロードマップの作成・見直し及び取組状況の評価等を実施する。

さらに、以上の取組を円滑に進めるため、行政の IT 化と業務改革の同時・一体的推進を強力・機動的に行うための閣僚級の体制を整備するとともに、政府 CIO を中心とした IT 戦略に関する PDCA サイクルを確立すべく、体制のさらなる強化を検討する。

# 2. 目標・進捗管理における評価指標

本戦略に基づく、具体的な取組について、進捗状況や成果を確認するためには、「目標」とその目標を具体的に実現するための「施策」が計画通り遂行されているかどうか定量的に測定する「指標」として、いわゆる KPI を設定することも重要である。

したがって、可能な限り、定量的な KPI を設定し、管理するとともに、世界最高水準の IT 利活用社会の実現を目指し、IT 総合戦略本部の下に設置する専門調査会において、 戦略を推進していく中で、新たな評価指標の設定・見直し等についても検討を行う。

一方、世界最高水準の IT 利活用社会を実現するためには、本戦略が目指す社会・姿を適切に反映した、公平かつ客観的な、分かりやすい、世界から共感が得られる世界的 (グローバル) に汎用可能な指標 (インデックス) を設定し、目標達成に向けた進捗度 合いを測定、管理することも重要である。

特に、既に公表されているインデックスの活用に当たっては、そのインデックスを構成する要素、評価項目などを理解し、技術の進展や市場動向等も考慮した上で、設定・活用する必要がある。

#### 3. 規制改革と環境整備

現行制度は、インターネット普及以前のアナログ社会を前提に構築されたものであるため、時代の変化に合わせ、デジタル社会を前提とした改革を実行する必要がある。このため、IT の利活用を阻害している原因を明確にした上で、優先度の高い課題(規制・制度等)を解決するために、一点突破の精神で、集中的に取り組むこととする。

具体的には、以下の3点について、規制改革会議とも連携しつつ、取組を進めるとともに、その取組の中で、IT 利活用を推進するための法的措置(IT 利活用を推進するための「基本法」)の必要性についても検討する。

① オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT 総合戦略本部の下に設置された検討組織等において、データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を進めるとともに、番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張などの整理を踏まえた第三者機関(プライバシー・コミッショナー)の体制整備、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱いなどを含む「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針(2013 年 12 月 IT 総合戦略本部決定)」を踏まえ、法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015 年通常国会に関連法案を提出する。

さらに、2014 年以降に、大綱に基づいた関連法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、

利活用を促進する。

- ② また、電子行政サービスにおける認証の在り方を含め、スマートフォンやタブレット等を通じた IT の利活用を念頭に、本人確認手続規定の類型化を図り、契約締結や役務の利用に係る利用者の利便性向上とプライバシー保護、本人確認の正確性の担保との両立を図るオンライン利用を前提とした本人確認手続等の見直しについて検討する。
- ③ また、2013 年 12 月に IT 総合戦略本部決定された「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づき、内閣官房、関係省庁は、IT 利活用の裾野拡大を阻害する制度の見直し等を実施する。加えて、スマートフォン/タブレットの普及や通信の高速化といった社会環境の変化の下で、対面・書面原則の見直し等を含めて、IT によるコミュニケーションの利点を最大限に活用できるような制度への見直しを進めるための指針(「IT コミュニケーション導入指針(仮称)」)を 2015 年上期までに策定する。

# 4. 成功モデルの実証・展開

本戦略の着実な推進を図り、本戦略の目指す、革新的な新産業・新サービスの創出や安全・安心で便利な生活が可能となる社会を実現するため、関係各府省庁が連携し、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報(G 空間情報)、農業、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育等の重点課題について、IT を活用して総合的に解決するプロジェクトを分野複合的に行う。

このため、IT総合戦略本部において、課題を特定し、国家戦略特区等の地域において、 各省の政策資源を集中的に投入し、国家プロジェクトとして推進し、成功モデルの実 証・提示を行う。

#### 5. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

我が国が持続的成長・発展に向けた歴史的な分岐点に立っているという危機感を共有 した上で、国際競争力の抜本的強化策を早急に実行することが必要である。

また、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報(G 空間情報)、農業、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育等での IT の利活用は、インフラ輸出の新たなフロンティアであり、国内戦略と国際戦略を連携させ、機動的で実効的な官民連携体制を整備し、これらの分野の成功モデルを相手国のニーズを踏まえ、我が国の知見を総合的に活用してパッケージで海外展開することにより、国際貢献と我が国の国際競争力強化に貢献する。

# 世界最先端 IT 国家創造宣言

# 工程表

平成 25 年 6 月 14 日決定 平成 26 年 6 月 〇日改定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

# 1. 本工程表の目的・構造

IT総合戦略本部では、IT・情報資源の利活用で、未来を創造する国家ビジョンとして、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)(以下「「創造宣言」」という。)を策定した。

「創造宣言」では、今後、5年程度の期間(2020年まで)に世界最高水準のIT利活用社会を実現することを目標に、

- ① 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現、
- ② 国民が健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会の実現、
- ③ 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられることができる社会の実現、

の3項目について目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取り組み等をとりまとめている。

本工程表は、「創造宣言」において示された、目指すべき社会・姿の実現に向けて、誰(どの府省)が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにするとともに、各府省間での連携が必要な施策については、個々の役割分担と達成すべき事項を明確化することにより、着実に具体的な成果に結び付けることを目的として策定するものである。

本工程表は、「創造宣言」で示された取り組みや目標に対して、短期、中期、長期に分けて、どの府省が、いつまでに、何を実施するのか、各府省の施策がどのように関係しているのかなどをわかりやすく明示するために図示した資料と図に記載されている施策の内容を可能な限り詳細に記載した資料により構成されている。

### |2.本工程表のフォローアップ|

昨年、内閣法及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(以下「IT基本法」という。)が改正(平成25年5月31日公布・施行)され、内閣法に基づき、高度な府省間の政策調整を行う権限等により、政府全体のIT政策の司令塔として、省庁間に横串を刺し、省庁の縦割りを打破し、IT政策を強力に推進する役割を担う「内閣情報通信政策監」、いわゆる「政府CIO」が設置されるとともに、IT基本法に基づき、府省横断的な計画の作成、経費の見積もり方針の作成、施策の評価など、IT総合戦略本部の事務の一部について、政府CIOがIT総合戦略本部の本部長から委任を受けて実施することができることとなった。

本工程表は、「IT基本法」第26条に記載されている「府省横断的な計画」に該当するものであり、IT基本法に基づき、本部長から委任された事務として、政府CIO

が中心となって、適時、適切なタイミングで本工程表のフォローアップを行うとともに、その結果を踏まえ、本工程表の改定を行い、「創造宣言」の実現(ひいては「世界最高水準のIT利活用社会」の実現)に向けて、より具体的な道筋を明らかにするものとなるよう、ブラッシュアップを行うこととする。

なお、2013年度における各府省庁の施策の進捗・検討状況のフォロー・評価及び 政府CIOを中心とした新戦略推進専門調査会等によるPDCA管理並びに「創造宣言」の 改定を踏まえ、本工程表を改定する。

改定後の本工程表では、2013年度の施策の進捗状況を図示するとともに、2014年 度以降の施策の内容について必要な修正を加えている。

# 目 次

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長	<u>を促進する社会の実現</u>	
(1)オープンデータ・ビッグデータの活用の推進		4
(2) IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業	業化と国際展開	
(Made by Japan農業の実現)		14
(3) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等		18
(4) IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化		23
(5) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の	の新事業創出、	
国際競争力の強化		25
(6) 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最	是先端の IT 利活用による	•
「おもてなし」の発信		28
2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害	害に強い社会	
(1)適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた仮	建康長寿社会の実現	
		30
(2)世界一安全で災害に強い社会の実現		40
(3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネシ	ジメントの実現	
		52
(4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会	会の実現	
		55
(5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス (「仕事	事と生活の調和」)の実	現
		66
3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつ	でも受けられる社会の	実現
(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供		72
(2)国・地方を通じた行政情報システムの改革		80
(3)政府における IT ガバナンスの強化		84
4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化		
(1)人材育成・教育		87
(2)世界最高水準の IT インフラ環境の確保		97
(3) サイバーセキュリティ		102
5. 規制改革と環境整備		104
6. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開		110

# 実施スケジュール (1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現)

F			短期				中期	<u>-                                    </u>		長期		
年	<b>区</b>		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	· KPI
		ルールの	各府省ホームページ 利用ルール見直し 【内閣官房、全府省】	その他、必然ルールの見ば内閣官房、	直しを行う							・各府省の オープン データ達成 状況
	_		データカタログサイト 試行版立ち上げ 【内閣官房、全府省】	データカタロサイト本格が開始【内閣全府省】	運用 \ データ	タカタログサイトの <sup>を</sup> 宮房、全府省】	機能等の改善					・データカタ ログに掲載 されるデー
(1)オープンデータ・ビッグデータの活用の推進	①公共データの民間開放(オープンデータ)の	デッタ カタ型 か か か か り が ま り た 大 を れ た き で き で き で き り た り た り き り た り も り も り も り も り も り も り も り も り も		等)の開発・実証 連携 ベースの開発・実証 るデータの充実 (G空間情報)、防災 全府省】 プン化の推進【系	大通ボ 【総務省】 ・減災情報、予算・ 総務省、全府省	人 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	房、総務省、	る情報、白書)	管理・普及			タ数スン・・デ用さリントクダー プを開さり、ア・・・ プを開かりのせり数 ン活発プョ
推進	タ)の推進	公共 データ の利用 促進	オープンデータの普及・啓発	APIの利用二 情報流通連携基盤 理等による自治体 中堅企業のビジネ 活用事例集の作所 【内閣官房、総務	ニーズの把握、A と と と と と に 関する な は 後 に 関する は な 後 に 関する は な 後 に 関する は な は に に に に に に に に に に に に に	及連携用語彙デー☆ 「一タのオープンデ	合力タログの打 タベースの開発・ ータ化の支援	是供【内閣官 実証、公共クラウ 内閣官房、総務	房、総務省 ボの構築、取 省、経済産業	、全府省】 組に関する。 省、関係府行	考え方の整	

# 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

- (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進
- ①公共データの民間開放(オープンデータ)の推進

### 【目標(マイルストーン含む)】

- 2014 年度からデータカタログサイトの本格運用を実施する。
- ・2015年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

#### 〇利用ルールの見直し

・ 公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しを行う。電子行政オープンデータ実務者会議の検討を踏まえ、各府省ホームページにおける利用ルールを見直す。更に、その他必要な利用ルールの見直しを行う。【内閣官房、全府省】

#### 〇データカタログの整備、公開内容の拡大・充実

- ・ データカタログの整備を行う。2014 年度にデータカタログサイトの本格運用を開始し、 それ以降、民間のニーズ等を踏まえ、当該サイトの掲載データを充実させるとともに、 必要に応じ機能等の改善を行う。【内閣官房、全府省】
- ・オープンデータに係る基盤の整備を行う。総務省は、2014 年度にオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携しつつ、実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通 API (データモデル、共通ボキャブラリ、標準 API 規格等)等を開発・実証し、2015 年度に国際標準化を推進するほか、国・自治体・独立行政法人等がオープンデータ化を行う際の参考となる「オープンデータガイド」の策定等を行う。経済産業省は、2014 年前期に情報連携用語彙データベース(基本語彙の定義等をまとめたデータベース)の評価版を作成し、先行地方自治体への適用評価等を踏まえつつ 2015 年度までに本格版を開発・実証する。総務省及び経済産業省で成果を連携しつつ実証を進め、実証成果はデータカタログでも活用する。【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ データカタログに登録するデータの充実を図る。地理空間情報 (G 空間情報)、防災・減災情報、統計情報、調達情報、人の移動に関する情報、白書等の重点分野の情報から優先的に、機械判読に適したデータの公開を拡大する。また英語表記のコンテンツを充実させる。 【全府省】
- ・ 統計におけるオープンデータの高度化を図る。2014 年度に、統計情報データベースの API 機能及び統計 GIS を導入する。オンライン調査システムに関し 2015 年度にスマート フォン等への対応の一部試行を行う。【総務省、全府省】
- ・ G 空間×ICT の推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。2014 年度、2015 年度に関係府省と連携して、G 空間プラットフォームの構築、新産業・新サービスの創出や防災・地域活性化の推進のための特定地域における実証プロジェクトを行い、本プロジェクトを通じて、データ等の整備及び流通基盤の構築を行う。【総務省、国土

#### 交通省】

- ・ G 空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報(G 空間情報)ライブラリーの運用、GNSS 連続観測システム (電子基準点)の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。【国土交通省】
- ・ 地理空間情報(G 空間情報)の1つである地質情報の整備を図る。我が国の75%の整備が完了している5万分の1地質図幅については完備を目指し引き続き整備を行うとともに、全国の整備が完了した20万分の1地質図幅については、最新の地質情報に基づき改訂を進める。海洋地質図、火山地質図等の地質情報についても、重要な地域より順次整備を進める。【経済産業省】

#### 〇公共データの利用促進

- ・オープンデータの普及・啓発と人材育成を実施する。内閣官房は、データカタログサイトの掲載データの利用を促進するため、各府省と連携し、利用者との意見交換、アンケート調査等、ユーザーとの双方向の対話を行う。総務省は、国・自治体・公益企業等の協力を得ながら、オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、アイデアソン、ハッカソン、コンテストのほか、シンポジウム、優秀事例の表彰、オープンデータを活用したビジネス創出に向けたビジネス継続の阻害要因の分析・解決に向けた方策の検討等を実施する。経済産業省は、オープンデータを活用したビジネス創出に向け、ユーザー(国民、地方自治体、民間企業等)のニーズとアプリケーション開発のシーズとをマッチングし、オープンデータを活用したアプリケーションの収益化における課題を解決するための枠組みの構築や、データ活用コンテスト等を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省】
- ・ 各府省庁のWeb サイトで提供するデータベースについて、総務省及び各府省は、APIの利用ニーズを調査し、ニーズの高いものから優先的に API 機能の整備を行う。総務省は、政府等が提供する API について、その機能や利用方法を解説する総合カタログを整備し、電子政府の総合窓口(e-Gov)、データカタログサイトで提供する。【内閣官房、総務省、全府省】
- ・ 2020 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、観光、防災等の地域の情報の ニーズが高まると考えられることなどから、自治体が保有する公共データについて、電 子行政オープンデータ実務者会議の検討を踏まえ、情報流通連携基盤共通 API 及び情報 連携用語彙データベースの開発・実証、公共クラウドの構築、地方公共団体における取 組に関する考え方の整理等により、オープンデータ化を支援する。【内閣官房、総務省、 経済産業省、関係府省】
- ・ 国・自治体が保有するデータの活用による中堅企業のビジネスの可能性の拡大について 産業分野ごとにケーススタディを行い、活用事例集を作成し、周知する。【内閣官房、 総務省、経済産業省】
- ・ G 空間×ICT の推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。2014 年度、2015 年度に、新産業・新サービスの創出や防災・地域活性化のための特定地域における実証プロジェクトを行い、実証プロジェクトの成果の全国普及を行う。【総務省】

- ・ G 空間社会の実現に向けた総合的な課題の検討、地理空間情報(G 空間情報)を活用した新サービスの展開のための実証事業の実施、人材育成を行う。【国土交通省】
- ・ 地質情報について、ユーザー(専門家、一般市民、自治体関係者等)のレベルに合わせたコンテンツや解説を充実するなど、わかりやすく使いやすい地質情報の提供を図るとともに、地質情報閲覧システムを、地質情報等や他機関データも含めて総合的に検索・閲覧可能な、地質関連情報全般を束ねるようなポータルシステムに改良する。なお、実施の際は G 空間プラットフォームとの連携を図る。また、民間での更なる2次利用の促進のために、地質データと他種データとの統合によって創出された新たな価値やビジネスの例を調査・収集する。【経済産業省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

〇データカタログの整備、公開内容の拡大・充実

- ・ データカタログの機能等の改善を図るとともに、データカタログに登録するデータの充 実を図る。【内閣官房、全府省】
- ・ オープンデータに係る基盤の維持管理を行うとともに、普及を図る。【内閣官房、総務 省、経済産業省】
- ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。また、スマートフォン等対応 を実施する。【総務省、全府省】
- ・ G 空間社会の実現を図るため、関係府省と連携して、データ等の整備、G 空間プラット フォームの利活用及び地理空間情報 (G 空間情報)活用の全国普及を推進する。【総務省、 国土交通省】
- ・ G 空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報(G 空間情報)ライブラリーの運用、GNSS 連続観測システム (電子基準点)の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。【国土交通省】
- ・ 引き続き、地質情報の整備を図る。【経済産業省】

#### 〇公共データの利用促進

- ・ データカタログサイトの掲載データの利用促進のため、各府省と連携し、継続的にユー ザーとの双方向の対話を行う。【内閣官房】
- ・ 各府省庁のWeb サイトで提供するデータベースについて、総務省及び各府省は、APIの利用ニーズを調査し、ニーズの高いものから優先的に API 機能の整備を行う。総務省は、政府等が提供する API について、その機能や利用方法を解説する総合カタログを整備し、電子政府の総合窓口(e-Gov)、データカタログサイトで提供する。【内閣官房、総務省、全府省】
- ・ 自治体の保有する公共データのオープンデータ化を支援する。【内閣官房、関係府省】
- ・ G 空間社会の実現を図るため、実証プロジェクトの成果の国内外への展開を推進する。 【総務省】
- ・ 実証等の成果の普及を図るとともに、さらに G 空間社会の実現に向けた取り組みを推進する。【国土交通省】

・ 地質情報について、その提供システムを、一般市民向けに、必要な知識がなくても容易 に操作ができるインターフェースに改善するとともに、各データベースコンテンツを、 国際標準に対応した他の地理空間情報(G 空間情報)などと重ね合わせて配信・表示で きる形式で再整備する。なお、実施の際は G 空間プラットフォームとの連携を図る。ま た、民間での更なる2次利用の促進のために、地質データと他種データとの統合によっ て創出された新たな価値やビジネスの例を周知・共有する。【経済産業省】

#### 【長期(2019年度~2021年度)】

○データカタログの整備、公開内容の拡大・充実

- ・ データカタログの機能等の改善を図るとともに、データカタログに登録するデータの充 実を図る。【内閣官房、全府省】
- ・ オープンデータに係る基盤の維持管理を行うとともに、普及を図る。【内閣官房、総務 省、経済産業省】
- ・ 引き続き、統計におけるオープンデータの高度化を図る。【総務省、全府省】
- ・ G 空間社会の実現を図るため、関係府省と連携して、データ等の整備、G 空間プラット フォームの利活用及び地理空間情報 (G 空間情報)活用の全国普及を推進する。【総務省、 国土交通省】
- ・ G 空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報(G 空間情報)ライブラリーの運用、GNSS 連続観測システム (電子基準点)の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。【国土交通省】
- ・ 引き続き、地質情報の整備を図る。【経済産業省】

# 〇公共データの利用促進

- ・ データカタログサイト掲載データの利用促進のため、各府省と連携し、継続的にユーザーとの双方向の対話を行う。【内閣官房】
- ・ 各府省庁のWeb サイトで提供するデータベースについて、総務省及び各府省は、APIの利用ニーズを調査し、ニーズの高いものから優先的に API 機能の整備を行う。総務省は、政府等が提供する API について、その機能や利用方法を解説する総合カタログを整備し、電子政府の総合窓口(e-Gov)、データカタログサイトで提供する。【内閣官房、総務省、全府省】
- ・ 自治体の保有する公共データのオープンデータ化を支援する。【内閣官房、関係府省】
- ・ G 空間社会の実現を図るため、実証プロジェクトの成果の国内外への展開を推進する。 【総務省】
- ・ 実証等の成果の普及を図るとともに、さらに G 空間社会の実現に向けた取り組みを推進する。【国土交通省】
- ・ 地質情報について、利用目的に合った各種情報をワンストップで統合表示できる総合ポータルシステムを構築するともに、他種データとの統合を図り、ユーザーの要求に応じた地質情報や地理空間情報(G空間情報)コンテンツの提供を可能とするデータバンクポータルを構築する。なお、実施の際は G空間プラットフォームとの連携を図る。【経

# 済産業省】

# 実施スケジュール (1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現)

<i>/</i>	<b>+</b>		短期				中期			長期		KDI
年月	芟		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
オープンデータ・ビッ	②ビッグデータ利活用による新	オデビタ用すデ用備革の何むーーッのをる一環規会連掲ンやデ活進め利整制と)のものである。	化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等について検討【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】(再掲) 新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針の策定【内閣官房、関係名庁】(再提)	て関連法条の提出 内閣官房、関係省庁】 再掲)	う きの標準化 庁、事業等	施		<b>まえ、</b>				・ナデ利にし度し成パルー活関た見の状況を用連制直達況
ータの活用の推進	事業・新サービス創出の伊	利活用の 促進 (再掲含 む)		新産業創出への支援 【総務省、経済産業省】 各分野(街づくり、公共交通 データの利活用を促進【関		掲)		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				・ビッグ データ 活用創 された
	促進	人材育成(再掲)	ビッグデータ利活用できる人材の育成 【文部科学省】(再掲)	1	1 1			 		1		新事業・ 新サー ビスの 合計額
		技術開発	基礎技術の確立 【総務省、文部科学省、経済産業省】		応用技術の研 総務省、文章			, \rangle [f	用化 総務省、文部 済産業省】 [	ß科学省、 -		

# ②ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進

#### 【目標(マイルストーン含む)】

・「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、2014年6月までに、法 改正の内容を大綱として取りまとめ、2015年通常国会への法案提出を目指す。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

- 〇オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備 (規制改革会議と連携)
  - ・ 個人情報及びプライバシー保護に配慮したパーソナルデータ利活用ルールを明確化した 上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の検討を行い、 2015 年度末までには、検討を踏まえて必要に応じ個人情報保護ガイドラインの見直しや 同意取得手続きの標準化等を実施する。
    - なお、規制改革実施計画(平成 25 年 6 月閣議決定予定)に基づき、内閣官房及び消費者庁は協力しつつ、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを 2014 年上期に策定する。個人情報保護法における事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁は、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において、2014年中に明確化する。(再掲)【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】
  - ・ 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、2014 年6月までに、 法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015 年通常国会に関連法案を提出する。(再掲) 【内閣官房、関係省庁】

# (先行的取組の推進)

・ 先行的にルール策定が行われたスマートフォンの利用者情報の取扱い分野について関係 省庁及び業界団体、事業者が連携し取組の普及を推進する。また、二国間、各国間の場 を活用し、国際的にも情報共有や連携を推進する。【総務省、関係省庁】

#### 〇利活用の促進

- ・ 限定された企業間での安定的かつ円滑なデータ取引を支える環境の整備等、ビッグデータの利活用を行った新たなビジネスの立ち上がり支援等を行う。これにより、データ連携を起爆剤とするデータドリブンイノベーション、民間における新たな付加価値等の創出を推進する。【総務省、経済産業省】
- ・ 各分野(街づくり、公共交通、防災、医療・健康、エネルギー等)における実証プロジェクト等の取組の中で、ビッグデータ利活用の検討を行い、新たな付加価値等の創出に向けた知見を得る。(再掲)【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省】

#### 〇人材育成

・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材

#### (データサイエンティスト等)の育成を推進する。(再掲)【文部科学省】

#### 〇技術開発

・ ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上 や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技術の早期 確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術 の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデー タ活用技術(収集・伝送、処理、利活用・分析など)について、各省の役割を明確にし たうえで各省が連携し、異なる目的で収集された様々なデータから有益な情報・知見を リアルタイムで抽出できる基礎技術、光通信技術(400Gbps 級)、ネットワーク仮想化 技術などの研究開発を実施するとともに、情報を流通・循環させ、分野を超えて情報が 活用されることにより、新事業・新サービスの創出を促進する。【総務省、文部科学省、 経済産業省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

- 〇オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備 (規制改革会議と連携)
  - ・ パーソナルデータ利活用ルールに基づき、検討を踏まえて必要に応じ個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等を実施する。(再掲)【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】
  - ・ 大綱に基づいた関連法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際整合性を図りつつ、 国民の合意を得ながら、各施策を実施する。(再掲)【内閣官房、関係省庁】

#### 〇利活用の促進

- ・ ビッグデータの利活用を行った新たなビジネスの立ち上がり支援等の成果を踏まえ、民間における新たな付加価値等の創出を積極的に推進する。【総務省、経済産業省】
- ・ 各分野(街づくり、公共交通、防災、医療・健康、エネルギー等)における実証プロジェクト等の取組の成果を活かし、新たなサービスの創出を促進する。(再掲)【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省】

#### 〇人材育成

・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材 (データサイエンティスト等)の育成を推進する。(再掲)【文部科学省】

#### 〇技術開発

・ ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上 や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技術の早期 確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術 の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデー タ活用技術(収集・伝送、処理、利活用・分析など)について、各省の役割を明確にしたうえで各省が連携し、異なる目的で収集された様々なデータから有益な情報・知見をリアルタイムで抽出できる応用技術を確立し、確立した技術の市場展開を図りつつ国際標準化提案を行い、日本発の技術確立を推進するとともに、情報を流通・循環させ、分野を超えて情報が活用されることにより、新事業・新サービスの創出を促進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

#### 【長期(2019年度~2021年度)】

- 〇オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備 (規制改革会議と連携)
  - ・ 大綱に基づいた法律の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際整合性を図りつつ、国民 の合意を得ながら、各施策を実施する。(再掲) 【内閣官房、関係省庁】

#### 〇利活用の促進

・ 各分野(街づくり、公共交通、防災、医療・健康、エネルギー等)における実証プロジェクト等の取組の成果を活かし、新たなサービスの創出を促進する。(再掲)【内閣官 房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省】

#### 〇人材育成

・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材 (データサイエンティスト等)の育成を推進する。(再掲)【文部科学省】

# 〇技術開発

・ ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上 や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技術の早期 確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術 の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデー タ活用技術(収集・伝送、処理、利活用・分析など)について、各省の役割を明確にし たうえで各省が連携し、異なる目的で収集された様々なデータから有益な情報・知見を リアルタイムで抽出できる技術の社会実装(実用化)を実施するとともに、情報を流 通・循環させ、分野を超えて情報が活用されることにより、新事業・新サービスの創出 を促進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】 

	<b>知</b>	期			中期			長期		KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KFI
	戦略	の策定			战略の推進・見 、農水省、総教		]			ette alle
	農業情報 創成・流通促進戦略				イドラインの作 、農水省、総教		]			• 農業IT 関する イドラィ
		一ト農業研究会 検討【農水省】	〉スマート農業のロ 【		に基づく研究 閣官房、総務?		実用化の	推進		の進捗
l				T	1			 		
	ALCO 1	Eデルの構築 ⇒	たな生産方式・ビジ 規格の統一と標準 務省、経産省】	X I		ルたビジネスモ 国内外 【農水省、総系	へ展開			● 農業IT 場
	活田! たビジネス ――		)環境整備	企業	参入•法人化	の推進⇒農第 【農水省】		も促進		● 海外围 状況
	【関連産業の高度化】 情報・ノウハウ等を活 用した複合的な資材・ サービスの展開 農作		【農水省、総	要収益源の 務省、経産行	一つに成長		び国内外・	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1	• 農業† ビス産 の売」
	「市場関拓・販売力」	即の高度化技術の開			実証された	【農水省】	下から川上	までの導え	<u></u> λο	• 食料產事業規 ・農産物
	農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システム	の策定 ⇒規格の約	》 実証実験の実 統一と標準化 務省、経産省】	施	推進と標準	準プラットフォー ノブランドのグ 【農水省、総務	ームとして( ローバル原	の活用によ 展開を支援	;IJ、\	食品の出額

(2) IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開 (Made by Japan 農業の実現)

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- 農業情報の更なる流通を通じた利活用促進を図るため、農業情報の相互運用性等を確保するための標準化や情報の取扱い等に関する基本的な考え方を整理、策定した農業情報創成・流通促進戦略を踏まえ、率先して取り組むべきものから相互運用性の確保等の具体策に順次取り組む。
- 2015年度までに、企業の農業参入、農業経営の法人化の推進やこれらに資する農地情報の 整備等の環境整備を進めて、農業経営の新規参入、後継者の円滑な確保や大規模化を促進 する。
- 2016 年までに、篤農家の知恵を含む各種農業情報を活用した新たな生産方式「AI (アグリインフォマティクス )農業」を構築する。
- 2017 年度以降、「AI 農業」等で生産された農産物と技術の海外展開を行う。
- 2018 年までに、農業関連の周辺産業において、「AI 農業」等の取組で得られた情報・ノウハウを商品とセットで販売する等複合的なサービスを展開し、業界の主要収益源の一つに成長。
- 2020 年度には農林水産物等輸出額が1兆円を突破。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

- 〇「農業情報創成・流通促進戦略」の策定と推進等
  - ・農業関連の情報の創成及び更なる流通を通じた利活用促進を図ることにより、農業の産業競争力向上、関連産業の高度化、市場開拓・販売力の強化に資するため、農業関連情報の相互運用性・可搬性を確保するための標準化や、情報の取扱い等に関する基本的な考え方を整理、策定した農業情報創成・流通促進戦略を踏まえ、率先して取り組むべきものから相互運用性の確保等に係る個別ガイドラインの策定等に順次取り組む。【内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省】
  - ・ ICT やロボット技術を活用して超省力・高品質生産を実現する農業(スマート農業)について、農林水産省に設置された「スマート農業の実現に向けた研究会」において 2014 年 3 月に取りまとめたスマート農業の将来像や今後の研究開発のロードマップ等に基づき研究開発等を推進するほか、安全確保策等の残された課題の検討を進め、研究会の最終とりまとめを行うとともに、これらの結果も活用しつつビジネスモデルの構築等を図る実証等を実施する。【農林水産省、内閣官房、総務省、経済産業省】
- 〇農業情報の創成・流通促進による農業の産業競争力向上(「AI 農業」等農業情報を活用した ビジネスモデル構築・知識産業化等)
  - ・ 特定の農作物を対象とした実証実験および新たな生産方式・ビジネスモデルを構築し、 その展開を図る。【農林水産省、総務省、経済産業省】
  - ・ 農地情報の整備など、情報流通促進を見据えた企業の農業参入や農業経営の法人化の推

#### 進のための環境整備を実施する。【農林水産省】

- 〇農業情報の創成・流通促進による関連産業の高度化(情報・ノウハウ等を活用した複合的な 資材・サービスの展開等)
  - ・ 農業資材・機械等の農業周辺産業において、「AI農業」等の取組で得られ、流通した情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開を図る。【農林水産省、総務省、経済産業省】
  - ・ 農作業の自動化、遠隔監視等の省力化や制御の高度化技術の開発を行う。【農林水産省】
- 〇農業情報の創成・流通促進による市場開拓・販売力の強化(農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの構築等)
  - ・ 官民連携による検討母体を立上げ、トレーサビリティの現状や IT 利用ニーズ等につい て調査を行い、情報流通によるバリューチェーンの構築に向けたグランドデザインを策 定する。【農林水産省、総務省、経済産業省】
  - ・ 生産者の出荷情報等の流通に関する実証試験を通じて課題を整理し、規格の統一、実装 化・標準化に向けた取組を開始する。【農林水産省、総務省、経済産業省】

# 【中期(2016年度~2018年度)】

- 〇「農業情報創成・流通促進戦略」の策定と推進等
  - ・ 農業情報創成・流通促進戦略を踏まえ、相互運用性の確保等に係る個別ガイドラインの 策定等に順次取り組む。【内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省】
  - スマート農業について、研究会で取りまとめた将来像や今後の研究開発のロードマップ に基づき研究開発、実証等を進め、農業機械の複数台同時作業等を順次農業現場に導入 する。【農林水産省、内閣官房、総務省、経済産業省】
- 〇農業情報の創成・流通促進による農業の産業競争力向上(「AI 農業」等農業情報を活用した ビジネスモデル構築・知識産業化等)
  - ・ 企業の農業参入や農業経営の法人化の推進を図り、農業の IT 活用も促進する。【農林水産省】
  - ・ 構築されたビジネスモデルを汎用化・実用化し、国内外への展開を開始する。【農林水 産省、総務省、経済産業省】
- 〇農業情報の創成・流通促進による関連産業の高度化(情報・ノウハウ等を活用した複合的な 資材・サービスの展開等)
  - ・ 農業資材・機械等の農業周辺産業において、「AI 農業」等の取組で得られ、流通した情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開を図る。【農林水産省、総務省、経済産業省】
  - ・ 農作業の自動化、遠隔監視等の省力化技術の開発を行うとともに、国内外への展開を図る。【農林水産省】

- 〇農業情報の創成・流通促進による市場開拓・販売力の強化(農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの構築等)
  - ・ 実証試験を通じて課題を整理し、規格の統一、実装化・標準化に向けた取組を推進する。 【農林水産省、総務省、経済産業省】
  - ・ トレーサビリティ・システムの川下から川上までの導入を推進し、標準的なプラットフォームとして活用することで、ジャパンブランドの農産物・食品のグローバル展開を支援する。【農林水産省、総務省、経済産業省】

#### 【長期(2019年度~2021年度)】

- 〇農業情報の創成・流通促進による農業の産業競争力向上(「AI 農業」等農業情報を活用した ビジネスモデル構築・知識産業化等)
  - ・ 構築されたビジネスモデルを汎用化・実用化し、国内外への展開を推進する。【農林水 産省、総務省、経済産業省】
  - ・ 農業の自動化、遠隔監視等の省力化技術の開発を行うとともに、国内外への展開を図る。 【農林水産省】
  - ・ 企業の農業参入や農業経営の法人化の推進を図り、農業の IT 活用も促進する。【農林水 産省】
- 〇農業情報の創成・流通促進による市場開拓・販売力の強化(農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムの構築等)
  - ・ トレーサビリティ・システムの川下から川上までの導入を推進し、標準的なプラットフォームとして活用することで、ジャパンブランドの農産物・食品のグローバル展開を支援する。【農林水産省、総務省、経済産業省】

# 実施スケジュール (1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現)

年度		短其	Я			中期			長期		KPI
平及		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
	全体	>	「アントレ×IT パッケージ(仮 称)」の策定	・ 施策の実施、及び適	' 宜施策の追加及び!	見直し	'	<u>'</u>	<u>'</u>		
(3)起業家精神の創発とオ	ITを活用した 起業家精神 の創発/ネットワーク化の 推進	ITを活用した起業家支援活ビッグデータ・オープンデープラットフォームの構築【総】 中小企業支援ポータルサイポータルサイト開設、運用開始 リスクマネー供給の仲介機 ITクラウドを活用した地域中 経営支援基盤のあり方について調査研究等を実施 融資・税制優遇によるIT利活	タの利活用を促進する 務省、経済産業省】 トの整備【経済産業省 アプリケーション拡充 公的申請支援等) 能を強化【金融庁】 小企業の経営支援基 調査研究を踏まえ、I 営支援基盤の確立に	ための  【  「業務連携支援、  盤の確立【経済産業者  Tクラウドを活用した地 に向けた取組を推進	適宜見直しを行い 適宜見直しを行い 適宜見直しを行い 適宜見直しを行い	、効率的・効果的に	推進【総務省、経 推進【金融庁】 普及·活用促進				・支援策の 活用状況
ープンイノベーションの推進等	データを活用した新たなアイデアの創出促進/データ利活用環境の整備	事例収集・評価 表彰を通じたベストプラクテ ビッグデータ・オープンデー ブラットフォームの構築(再 データ利活用の促進や利活 (「ビッグデータ利活用に 事例収集・評価	タの利活用を促進する 者)【総務省、経済産業 用基盤の整備 よる新事業・新サービ 普及・新たな 整備【総務省、経済産	法済産業省】  ための  注省】  ス創出の促進」と連携  事業創出  業省】	適宜見直しを行い	、効率的・効果的に					•起業数
<b>寺</b>	ITベンチャー 創出・育成の 推進	専門家によるベンチャー事開発設備の共同利用等に。国内外の起業成功者が起ビッグデータ・オーブンデーシリコンバレー等の海外エ国のIT調達等を通じたITへ【内閣官房、経済産業省】	はる環境整備【総務省、 業者を育てる環境の整 タの利活用を促進する コシステムの活用・連打 ンチャー育成の推進	、経済産業省】 5備、新たなITサービス るためのプラットフォー	ムの構築(再掲)【総			総務省、経済産	業省】		

# (3) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- ・新事業、新サービスを創出する IT ベンチャーの起業や世界レベルで競争力のある専門企業群を実現する。
- ベンチャーを含む、中小企業の競争力強化、活性化。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

#### 〇全体

・ 起業家精神の創発のため、速やかに IT 関連施策パッケージ (「アントレ×IT パッケージ (仮称)」として全体の方針及び施策の方向をとりまとめ、可能な取組から開始する。 その際、「ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進」、「人材育成・教育」のそれぞれの項目の施策と連携する。【内閣官房、関係府省】

### OIT を活用した起業家精神の創発/ネットワーク化の推進

- ・ IT を活用した起業家支援活動の各種ネットワーク化を含む推進のあり方について検討し、 実施する。【内閣官房、経済産業省】
- ・ ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行 う。【総務省、経済産業省】
- ・ 2013 年 7 月に開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」等を充実させ、国や公的機関の 施策情報など企業活動に必要な情報の提供や、中小企業・小規模事業者が専門家や先輩 経営者と情報交換のための場(コミュニティ活動)の提供を行う。【経済産業省】
- ・ クラウドファンディングといった IT を活用した新しい資金調達手法の利用促進を含め たリスクマネー供給の仲介機能を強化する。【金融庁】
- ・ IT クラウドを活用した地域中小企業の経営支援基盤の確立に向けた取組を推進する。 【経済産業省】
- ・ 中小企業における情報化投資を構成する設備資金、ソフトウェアの取得、デジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金について、株式会社日本政策金融公庫が融資を行う。併せて、中小企業者等が一定の IT 投資等を行った場合に、税額控除又は特別償却の選択適用を引き続き認める。これらを通じて、中小企業の IT 利活用を促進し、我が国産業の競争力を底上げする。【総務省、経済産業省】

#### ○データを活用した新たなアイデアの創出促進/データ利活用環境の整備

・ 起業段階にある IT ベンチャーの事業性等評価を実施し、一定の基準を超える優れた事例に関して表彰を行う。併せて、優れた IT 経営を実現し、かつ、他の中小企業等が IT 経営に取り組む際に参考となるような中小企業等の事例を発掘し、その中でも先進的な事例を表彰する。また、IT を利活用してイノベーションを創出し、新たな製品やサービスを生み出した企業等を、関係省庁の連携により実施している情報化月間の一環である「情報化促進貢献個人等表彰」にて表彰する。これらの取組を通じて得られた事例をベストプラクティスとして普及・展開させるとともに、革新的事業の創出を図る。【総務

### 省、経済産業省】

・ ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行う。(再掲)【総務省、経済産業省】

#### OIT ベンチャー創出・育成の推進

- ・ 2013 年度に整備した、IT ベンチャーに対する、サービス・機器開発から事業立ち上が りまでを支援する ICT ベンチャー支援プラットフォームの周知を図っていくとともに、 適切な運営を行う。【総務省】
- ・ 併せて、3D プリンタ等の先端設備の共同利用による新しいモノづくりを促進する支援策 や専門家のノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援の一体的な推進等を通 じ、ベンチャーや新サービスの創出を支援する。【総務省、経済産業省】
- ベンチャー成功者が起業者を育てる「スタートアップアクセラレータ」を通じ、ベンチャーのスタートアップに対する支援を行う。また、独創的なアイデアを持つ突出したIT人材を発掘し、前人未到のITサービス開発等に挑戦させる事業や、先進的なベンチャー育成を行う大学間の連携を実施し、ベンチャーの芽を作り出す。【経済産業省】
- ・ 併せて、新事業創出環境を整備するために、ビッグデータ・オープンデータの利活用を 促進するためのプラットフォームの構築を行う。(再掲)【総務省、経済産業省】
- ・ 世界的な起業還流システム(エコシステム)が整っているシリコンバレーを活用し、日本の中小ベンチャーのグローバルビジネスを促進する JETRO の事業を強化する。さらに、世界の他のエコシステムの活用を拡げ、いわゆる"頭脳循環"の促進による日本発ビジネスイノベーションの創出やグローバル展開支援を強化する。【経済産業省】
- ・ 契約履行の確実性を担保しつつ、IT 調達における参加資格要件の見直しを行い、IT ベンチャーが、国の IT 調達に参加できるよう、その要件について検討する。【内閣官房、 経済産業省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)・長期(2019年度~2021年度)】

#### 〇全体

・ 引き続き、「アントレ×IT パッケージ(仮称)」に係る施策の実行とともに、適宜本パッケージの見直しを行う。【内閣官房、関係府省】

#### OIT を活用した起業家精神の創発/ネットワーク化の推進

- ・ IT を活用した起業家支援活動の各種ネットワーク化を含む推進のあり方について検討し、 実施する。【内閣官房、経済産業省】
- ・ ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行 う。【総務省、経済産業省】
- ・ 中小企業支援ポータルサイトにおいて100万以上の中小企業・小規模事業者と1万以 上の専門家の参画を実現し、適宜見直しを行い、自立的な運営を図る。【経済産業省】
- ・ クラウドファンディングといった IT を活用した新しい資金調達手法の利用促 進を含めたリスクマネー供給の仲介機能を強化する。【金融庁】

- ・ IT クラウドを活用した地域中小企業の経営支援基盤の普及・活用促進を行う。【経済産業省】
- ・中小企業における情報化投資を構成する設備資金、ソフトウェアの取得、デジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金について、株式会社日本政策金融公庫が融資を行う。併せて、中小企業者等が一定の IT 投資等を行った場合に、税額控除又は特別償却の選択適用を引き続き認める。これらを通じて、中小企業の IT 利活用を促進し、我が国産業の競争力を底上げする。【総務省、経済産業省】
- ・ 施策の実施に当たっては、適宜見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【内閣官房、総務省、経済産業省、金融庁】

# 〇データを活用したアイデアの創出の促進/データ利活用環境の整備

- ・ 起業段階にある IT ベンチャーの事業性等評価を実施し、一定の基準を超える優れた事 案に関して表彰を行う。併せて、優れた IT 経営を実現し、かつ、他の中小企業等が IT 経営に取り組む際に参考となるような中小企業等の事例を発掘し、その中でも先進的な 事例を表彰する。また、IT を利活用してイノベーションを創出し、新たな製品やサービ スを生み出した企業等を、関係省庁の連携により実施している情報化月間の一環である 「情報化促進貢献個人等表彰」にて表彰する。これらの取組を通じて得られた事案をベ ストプラクティスとして普及・展開させるとともに、革新的事業の創出を図る。【総務 省、経済産業省】
- ・ ビッグデータ・オープンデータの利活用を促進するためのプラットフォームの構築を行 う。(再掲)【総務省、経済産業省】
- ・ 施策の実施に当たっては、適宜見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【総 務省、経済産業省】

### OIT ベンチャー創出・育成の推進

- ・ 事業実施面のアドバイスを行うメンター制度とともに、技術面における評価支援が行える IT 専門家の人材バンクの活用を推進する。【総務省】
- ・ 併せて、先端設備の共同利用による新しいモノづくりを促進する支援策や専門家のノウ ハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援の一体的な推進等を通じ、ベンチャー や新サービスの創出を支援する。【総務省、経済産業省】
- ・ スタートアップアクセラレータを通じたベンチャーのスタートアップへの支援を短期に おける成果を評価しつつ、必要に応じて引き続き推進する。【経済産業省】
- ・ 併せて、新事業創出環境を整備するために、ビッグデータ・オープンデータの利活用を 促進するためのプラットフォームの構築を行う。(再掲)【総務省、経済産業省】
- ・ 世界的な起業還流システム(エコシステム)が整っているシリコンバレーを活用し、日本の中小ベンチャーのグローバルビジネスを促進する JETRO の事業を強化する。さらに、世界の他のエコシステムの活用を拡げ、いわゆる"頭脳循環"の促進による日本発ビジネスイノベーションの創出やグローバル展開支援を強化する。【経済産業省】
- ・ 国の IT 調達等を通じた IT ベンチャー育成を推進する。【内閣官房、経済産業省】

・ 施策の実施に当たっては、適宜見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【内閣官房、総務省、経済産業省】

# 実施スケジュール (1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現)

左曲		短期	1			中期			長期		KDI
年度	2013	3	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
(4)11・データを活用した地域(離島を含む。)の	新たな街づくりの 推進(離島含む)	的な基盤と成 構築 【内閣府、総 経済産業省、 普及展開体制 【内閣府、総	街づくりの共通 功モデルの 務省、 関係府省】	展開も含む)	)国内外の展開 務省、経済産業						・効波等・ジび普ル的継・回域組(効 証りそモ経立性 外開有業 ロ並のデ済性 へ地

(4) IT・データを活用した地域(離島含む。) の活性化

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- 2014 年度までに、新たな街づくりモデルや離島における新たなビジネスモデルの構築 し、2015 年度以降 持続的な地域活性化モデルとして、成功モデルの国内外への普及展 開を図る。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

〇新たな街づくりの推進 (離島含む)

- ・ 2014 年度までに、地域の元気を創造する IT を活用した新たな街づくりの実現に向けて、 既存の成功モデルも活かしつつ、新たな街づくり課題に対する実証プロジェクトを推進 (社会保障・税番号制度の導入を見据えた公的個人認証サービスの利活用方策の検討や 他地域への展開性、持続可能性の検証も含む) するとともに、地域や社会が抱える課題 を解決する新しいアイデアや技術を持つ若手やベンチャー企業を発掘・育成し、新しい ビジネスモデルも踏まえた IT を活用した街づくりの共通的な基盤と成功モデルを構築 する。また、具体的、実務的ノウハウ等を有する IT 人材を派遣し、地域の活性化を促 進する。離島においては、沖縄・離島域内を対象とした実証プロジェクトを継続して推 進し、成功モデルを構築する。【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】
- ・ 2014 年度までに、産官学の街づくり関係者が普及展開方策等を検討するための体制を整備し、成功モデルの国内外(他離島への展開も含む)の普及展開を図れる成功モデルは 先行して普及展開を進める。【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】
- ・ 2015 年度以降は、成功モデルとなった実証プロジェクトの地域においては、実証プロジェクトから社会実装に切り替え、その地域で継続した事業運営を推進することで、その地域においての地域経済の活性化等を推進する。また、成功モデルを国内外(他離島への展開も含む)への普及展開を行い、他地域においての地域経済の活性化等を推進するとともに、社会保障・税番号制度の導入を見据え、複数分野のサービス等の連携、新たな社会サービスの創出のインフラとなる公的個人認証サービスの活用を推進する。【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

〇新たな街づくりの推進 (離島含む)

・ 実証プロジェクト以外の地域での成功事例の新しいビジネスモデルも踏まえた成功モデルを抽出し、実証プロジェクトで得られた成功モデルと合わせて国内外(他離島への展開も含む)への普及展開を行い、他地域においての地域経済の活性化等を推進する。 【内閣府、総務省、経済産業省、関係府省】

# 実施スケジュール (1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現)

年度		9	<b>豆期</b>			中期			長期		KPI			
<b>平</b> 及		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI			
(5)			サッカー ワールト・カップ。開催		オリンピック 開催		! ! ! !		オリンピック 開催		・4K・8K放送 等の開始を実 現するための			
】 次   世		4K・8K、 スマートテ 4K・8K、	7	4K放送及	及び放送・通信3	連携サービス	実施		放					
(5)次世代放送•通信サ		レビに関す マートテレ る放送サー に関する	<sub>ノビ</sub> ↓ 試験的放送の		本放達	送の実施・コン	テンツの充実		放送・通信連携サー		状況: -			
· 通 信	放送 サ <del>ー</del> ビス	ビスの普及 送サービのための の実証環	ス		8K放送及で	ゞ放送・通信選	重携サービス 実		信拠のテ		・【2014】 4K放送及び 放送・通信連			
lí		のための ロードマッ の構築推 プ策定 【総務省、	進	i ! !	試験的放送	の実施			5サー		携サービス開始			
ビスの		ファル			多言語字	幕サービスの	実施		ービスた		·[2016]			
実現			試験的な開	始の推進		試験的な	開始	/	を 利 利 用 K		8K放送及び 放送・通信連			
によ		<b></b>	i i			 	 		可の能本		携サ <del>-</del> ビス開 - 始			
スの実現による映像産業分野の新事業創出、	対応受信機	対応受信機の開発 【総務省、経済産	発·普及等に関する 業省】	、受信機メーカー	一に対する情報	提供や支援			- ビスを利用可能な環境を実現で、4K・8Kの本放送及び		・【2020】 市販のテレビ で、4K・8Kの			
分 野 の	の普及	4Kの試験的放送に対 開発・普及	応したSTB(セットトップ)	ボックス) 等の			TB(セットトップオ r応したテレビ受信		現		本放送、及び放送・通信連携サービスを			
新事		1		i I		! !	! !		1		受けられる環			
業創出、国際競争力の強化	高度な 放送・ 通信連携 サービス 等の 利活用	三十分的 人国 医八川 机十田4	等高 ビス 討を 対育 足進、各分野での和 性化 具体化の検言 学生 【総務省、経済			この利活用方質	策の推進		での利活月及、及び海		境を実現 ・社会的課題 の解決に向けた放送・通信連携サービスの充実度			

(5) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- 4K及びスマートテレビに対応した放送については2014 年から、8Kについては2016 年から、衛星放送等における放送開始を目指す。
- ・2020 年には、市販のテレビで4K・8K放送やスマートテレビに対応したサービスを利用可能な環境を実現する。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

#### ○放送サービス

- ・ 2013 年度中の放送サービスに係る取組を踏まえ、2014 年度から、先進的ユーザー向けに、4K 放送(衛星放送等)、及びインターネット等を活用した放送・通信連携サービスの試験的な開始を推進する。(技術検証・コンテンツ制作環境の整備を行う。)【総務省、経済産業省】
- ・ 訪日外国人等が必要な情報を入手できるようにするため、スマートテレビに対応した放送番組の多言語字幕サービスの試験的な開始を推進する。【総務省】

#### 〇受信機普及

- ・ 引き続き、受信機メーカーに対し 4K・8K 放送、及び放送・通信連携サービス対応受信機の開発・普及のための情報提供や支援を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ 4K の試験的放送に対応した STB (セットトップボックス) 等の開発・普及を推進する。 【総務省、経済産業省】

### 〇4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

・ 2013 年度に検討した結果を基に、2014 年度から、健康・医療・介護分野、教育分野/ 国民の IT 利活用の促進、情報化よる地域の活性化等の各分野における 4K・8K、スマートテレビ等、高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の具体化検討を行う。【厚生労働省、経済産業省、総務省、文部科学省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

#### ○放送サービス

- ・ 4K 放送(衛星放送等)のコンテンツを充実させる。【総務省、経済産業省】
- ・ 先進的ユーザー向けに、8K 放送(衛星放送等)、及びインターネット等を活用した放送・通信連携サービスを試験的に開始する。【総務省、経済産業省】
- ・ スマートテレビに対応した放送番組の多言語字幕サービスを試験的に開始する。【総務省】

#### 〇受信機普及

- ・ 受信機メーカーに対し、4K・8K 放送、及び放送・通信連携サービス対応受信機の開発・ 普及のための情報提供や支援を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ 8K の試験的放送に対応した STB (セットトップボックス) 等の開発・普及、4K・8K に対応したテレビ受信機の開発を促進する。【総務省、経済産業省】

# 〇4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

・健康・医療・介護、教育/国民の IT 利活用の促進、情報化による地域の活性化等の各分野における 4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の推進を行う。【厚生労働省、経済産業省、総務省、文部科学省】

#### 【長期(2019年度~2021年度)】

#### ○放送サービス

- ・ 4K 放送(衛星放送等)のコンテンツを充実させる。【総務省、経済産業省】
- ・ 先進的ユーザー向けに、8K 放送(衛星放送等)、及びインターネット等を活用した通信・放送連携サービスを試験的に開始する。【総務省、経済産業省】
- ・ 2020 年度には、4K・8K 本放送(衛星放送等)を開始するとともに、放送・通信の連携 の充実を図る。【総務省、経済産業省】
- ・ スマートテレビに対応した放送番組の多言語字幕サービスを開始する。【総務省】

#### 〇受信機普及

- ・ 受信機メーカーに対し、4K・8K 放送、及び放送・通信連携サービス対応受信機の開発・ 普及のための情報提供や支援を行う。【総務省、経済産業省】
- ・ 4K・8K の本放送受信機能、及び放送・通信連携サービス対応機能が搭載された市販テレビの普及促進を図る。【総務省、経済産業省】

#### 〇4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

・ 健康・医療・介護、教育/国民の IT 利活用の促進、情報化による地域の活性化等の各分野における 4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービスの利活用方策の全国普及、及び海外展開を進める。【厚生労働省、経済産業省、総務省、文部科学省】

# 実施スケジュール (1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現)

年度	短其	Я			中期		長期	オリンピック <sup>°</sup> 開催		KDI
平及	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
(6)	公共データの民間開放(オー プンデータ)の推進(再掲)	オープンデータ オープンデータ 公共データの和	の普及啓発、	自治体が保有す						
最先端のIi	次世代放送・通信サービスの 実現による映像産業分野の新 事業創出、国際競争力の強化 (再掲)	検討、推進(拝		応受信機普及 (再掲)	、高度な放送	・通信連携サ-	一ビス等の	· 利活用用:	方策の	
T利活用に	世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現(再掲)	東京オリンピッ戦略の検討・策定	ク・パラリンピッ	クに向けた戦略	各の検討・策気	言と、施策の実	施(再掲)			
よる「おもてなっリンピック等	世界最高水準のITインフラ環 境の確保(再掲)	無料公衆無線	LAN環境等通ſ	言ネットワークィ	インフラの整備	の促進(再掲	)			
し」の発信の機会を捉え	サイバーセキュリティ(再掲)	サイバーセキ=	∟リティに関する	施策を実施(再	[掲]					
た	規制改革と環境整備(再掲)	ID連携トラスト	フレームワーク	の整備(再掲)						

(6) 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による「おもてなし」の発信

#### 【目標(マイルストーン含む)】

・2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催で見込まれる国内外からの多数の観光 客等を対象に、オープンデータの利用促進、次世代放送・通信サービス、ITSによる道路 交通サービス、通信ネットワークインフラの推進、「グローバルコミュニケーション計 画」に基づく多言語音声翻訳システムの高度化や、ID連携トラストフレームワークの整備 等に関する施策を、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、実施する。

【短期(2013年度~2015年度)・中期(2016年度~2018年度)・長期(2019年度~2021年度)】 〇公共データの民間開放(オープンデータ)の推進

- ・ オープンデータに係る基盤の整備等データカタログの整備、公開内容の拡大・充実を図る。(再掲)
- ・ オープンデータの普及啓発、自治体が保有する公共データのオープンデータ化の支援等 公共データの利用促進を図る。(再掲)
- 〇次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化放送 サービス
  - ・ 4K 放送、8K 放送の実施、対応受信機の普及、高度な放送・通信連携サービス等の利活用用方策の検討、推進を行う。(再掲)
  - ・ 多言語字幕サービスを実施する。(再掲)

#### ○世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

・ 2020 年のオリンピック・パラリンピックに際しては、応用システムによる大会運営 の支援やデモ・試験実証を行い、世界に対して世界最先端の ITS をプレイアップす るために必要な戦略を立案し、その実施に向けて必要な調査・検討・技術開発を行う。(再掲)

#### 〇世界最高水準の IT インフラ環境の確保

・ 観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境等通信ネットワークインフラの整備 を促進する。(再掲)

#### 〇サイバーセキュリティ

・ サイバーセキュリティに関する施策を実施する。(再掲)

#### ○規制改革と環境整備

ID 連携トラストフレームワークを整備する。(再掲)

# 実施スケジュール (2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会)

for etc		短期	切			中期			長期		LON
年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	·· KPI
(1)適切な地域医療・介護等の提供、健康増進の対象ので高品質な医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	医療情報連携ネットワークの全国展開	これまでの実証を通じた成果・課題の洗い出し【総務省、厚生労働省】  国際標準規格を踏まえた標準格案の策定 実装検証  レセコンを活用した情報連携ののインターフェース規格案の策実装検証 電子処方箋の実現に向けた実事業	フィールド実証 ため 定 ガイドライン 患者・個人が自らの医療・ 生活習慣病手帳の活用に関するフィールド 実証 予防接種スケジュール の情報提供サービスト 集や紹介を実施	果検証等)【総務省、厚生 (本) クラウド等も活用し、 「標準モデル」確成システムのは 財政支援等 標準 標準 標準 標準 標準 標準 標準 標準 標準 標準	た 「標準モデル化 「標準モデル」の効果的化に向けた議論、普及化に向けた議論、普及 とは、	コのさらなる発展・精緻のな普及策の実施 原生労働省】 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	医療情報連携展開【厚生労働省】				・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
健康増進等を通じた健康長寿社会の実現な医療・介護サービスの展開	適切な医療・介護や生活支援サービスの提供 ロボット技術等の実証・実用化高齢者・障がいる内が実	(:	は(=「見える化」)するためにムの構築・機能強化【厚生労ムの構築・機能強化【厚生労・連携の仕組みの確立【総け、フィールド実証 「護サービスの質の評価に向けた仕組み作りの検討を「実生労働省】 「民間活力による地域見守りモデルに関する検討【内閣官房】	働省】 ケ情 様な主体の情報共有 務省、厚生労働省】	守りモデルの普及策の 庁] つプラットフォーム 【 を図る取り組みを 】	との連携のための 生労働省】	・ ・ ・ ・ 技術を活用したサービ	普及発展			(全体の成果として)・健康の成果という。 ・健はまかのでは、 ・健はまからのでは、 ・世のでは、 ・しつでは、 ・しでは、 ・しでは、 ・しでは、 ・しでは、 とっと。 もでは、 もでは、 もでは、 もでは、 もでは、 もでは、 もでは、 もでは、

# 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

- (1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現
- ① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの展開

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- ・導入システムの費用対効果・持続性を踏まえた医療情報連携ネットワークを 2018 年度までに全国へ普及・展開する。
- ・利用者の実態に即した適切な医療・介護や生活支援サービスを実現する。

### 【短期(2014年度~2015年度)】

#### 〇医療情報連携ネットワークの全国展開

- ・医療・介護・健康分野のデータを、本人や遠隔医療・在宅医療・介護を含めた医療従事者等の関係者間において連携・共有・利用するための、医療情報連携ネットワークについて、低廉かつ安全な標準システムに関する検証等を行う。2013 年度の、これまでの実証を通じた成果・課題の洗い出し、当該システムの目的の明確化、今後検証すべき項目の整理等を踏まえ、2014 年度以降、データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討やシステム関連コストの大幅な低廉化に関する検証等を行う。具体的には、2014 年度に全国のネットワーク構築状況に関する調査を行うほか、各地域の特性を活かしつつ、医療情報連携ネットワークの普及を促進するため、クラウド等も活用し、持続可能性や相互運用性、最低限備えるべき情報連携項目等を示した「標準モデル」の確立に向けた検討・それを踏まえた低廉なシステムの検証を進めるほか、財政支援等の政策的枠組みと整合性を図りながら普及促進を進める。【総務省、厚生労働省】
- ・ 2013 年度中に策定した、国際標準規格を踏まえたシステム上での患者の同一性確認や、 当該患者の医療情報を交換するための標準規格案を踏まえ、2014 年度にフィールド実証 を実施する。また、2013 年度に行った各医療機関で広く普及しているレセプトコンピュ ータに登録された診療情報を共有可能とするためのインターフェース規格案の策定など、 標準化に向けた議論を継続して進めるとともに、標準規格の普及を図る。そのほか、電 子処方箋について、実現に向けた実証事業を実施したうえで、ガイドラインの検討・策 定に取り組む。【厚生労働省】
- ・ 患者・個人が自らの医療・健康情報を利活用する仕組みを推進する。具体的には、生活 習慣病手帳の活用に関するフィールド実証を 2014 年度に実施するほか、予防接種スケ ジュールや履歴等の個人への情報提供サービスについて、好事例の収集や紹介を 2014 年度から 2015 年度にかけて実施する。【総務省、厚生労働省】
- ・ 遠隔医療を推進するため、医療・介護事業者等を対象とした遠隔医療研修を 2014 年度 より実施するほか、各地域における遠隔医療の取組事例の取りまとめや紹介を 2014 年 度中に行う。【厚生労働省】

#### ○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地方自治体が有益な情報を利活用しやすいよう に、介護保険総合データベースの機能強化と情報システムの構築を行う。【厚生労働省】
- ・ これまでの実証を通じた成果・課題の洗い出しを行い、地域包括ケアに関わる多様な主体間における情報共有・連携に必要となる技術的要件、運用ルール等の検証を行う。このため、在宅医療・介護分野の情報連携における標準化について、2013 年度の研究事業に続き、2014 年度にフィールド実証を実施する。【総務省、厚生労働省】
- ・ 介護サービスの質の評価に向けた仕組み作りについては、2014 年度末までに検討し、その結果を公表する。【厚生労働省】
- ・ 民間活力による地域見守りモデルに関する検討及び普及策の検討を行う。【内閣官房、 関係省庁】

#### 〇ロボット技術等の実証・実用化

・ これまでの取り組みを踏まえた課題の洗い出しを行った上でセンサーやロボット技術を 医療・介護や生活支援サービスに活用するためのプラットフォームの活用に向けた取組 を行う。【総務省】

#### ○高齢者・障がい者向けサービスの充実

- ・ 高齢者や障がい者を含む誰もが公共分野のホームページ等を利用できるように、ウェブ アクセシビリティ指針等を踏まえた既存の取り組みを通じて、ウェブアクセシビリティ のさらなる維持・向上を図る。【総務省】
- ・ アクセシビリティに配慮した高齢者・障がい者向け通信・放送サービスの充実や字幕・ 解説番組等の制作促進を図る取り組みを実施する。【総務省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

#### 〇医療情報連携ネットワークの全国展開

- ・ 医療情報連携ネットワークの全国展開に向けて、低廉かつ安全な標準システムに関する 検証等を引き続き実施し、標準システム仕様の確立を行う。その上で、確立した仕様の 普及や運用ルールの普及等を通じて、2018 年度までに医療情報連携ネットワークの全国 的な展開を行う。具体的には、2016 年度から 2017 年度にかけて、クラウド等も活用し た「標準モデル」のさらなる発展・精緻化を行うほか、引き続き、財政支援等の政策的 枠組みと整合性を図りながら普及促進を進める。【総務省、厚生労働省】
- · 引き続き、データやシステム等の各種規格について標準化に向けた議論を進めるととも に、標準規格の普及を図る。【厚生労働省】
- ・ 予防接種の情報提供サービスについて、さらなる普及促進策の検討、推進を行う。【厚 生労働省】
- ・ 遠隔医療について、遠隔医療研修の実施等を通じた医療・介護従事者のリテラシーの向上や、さらなる普及策の検討、推進に努める。【厚生労働省】

#### ○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・ 国民・地方自治体にとって有益な情報を利活用しやすいように、調査研究を行い、その 成果も踏まえながら、介護保険総合データベースの機能強化と情報システムの段階的改 良により、地域包括ケアに関わる多様な主体との情報共有・連携を推進するため、情報 発信機能を強化する。【厚生労働省】
- ・ 検証を踏まえ、地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みを確立し、 成果の推進・普及を行う。このため、在宅医療・介護分野の情報連携において、標準規 格策定に向けた議論・検証を進める。【総務省、厚生労働省】
- ・ 民間活力による地域見守りモデルの普及策の検討を行う。【内閣官房、関係省庁】

#### 〇ロボット技術等の実証・実用化

・ 引き続きプラットフォームの構築を進めるとともに、センサーやロボット技術を活用したサービスの創出を促進する。【総務省】

#### 〇高齢者・障がい者向けサービスの充実

・ アクセシビリティへの取り組みが持続的かつ発展的な広がりとなるよう、字幕・解説番 組等の普及にかかる行政指針の改定等、必要に応じて関連制度等の見直しを行うととも に、引き続き高齢者・障がい者向け通信・放送サービスの充実等の取り組みを実施する。 【総務省】

#### 【長期(2019年度~2021年度)】

### 〇医療情報連携ネットワークの全国展開

・ 医療情報連携ネットワークの全国的な普及・展開を通じて、効率的・効果的で高品質な 医療介護サービスを実現する。【総務省、厚生労働省】

#### ○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

- ・ 他システムとの連携を視野にいれながら、情報システムの効果を検証しつつ、介護保険 総合データベースの機能強化と情報システムの段階的改良により、国民・地方自治体が 有益な情報をより利活用しやすいように普及発展する。【厚生労働省】
- ・ 利用者の実態に即した適切な医療介護や多様な生活支援サービスの普及により、地域で 安心して暮らせる持続的な体制整備や新サービスの創出を促進する。【総務省、厚生労 働省】
- ・ 在宅医療・介護分野の情報連携において、引き続き、標準化に向けた議論を進めるとと もに、標準規格の普及・検証を図る。【総務省、厚生労働省】

#### 〇ロボット技術等の実証・実用化

・ 引き続きセンサー技術やロボット技術を活用したサービス創出の促進を通じて、地域で安心して暮らせる持続的な体制整備や新サービスの創出を促進する。【総務省】

#### 〇高齢者・障がい者向けサービスの充実

・ アクセシビリティへの取り組みが持続的かつ発展的な広がりとなるよう、引き続き高齢者・障がい者向けの通信・放送サービスの充実等の取り組みを実施し、高齢者・障がい者の社会参画と生活の質の向上を促進する。【総務省】

Æ	度		短	期			中期			長期		··· KPI
4	-  支		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
<u> </u>			医療情報データベースの構築[・副作用の定量的な把握等を可の構築 ・疫学的手法を活用したデータ・システムの本格運用に向けた	「能にするための医療情報デー の解析方法、利活用の検討	ーターベースシステム	構築シ	ステムの利活用拡大【『	『生労働省】				・重複・頻回受 診者及び重複 投薬者等への 訪問指導 実施保険者の
)適切な地域医療・介	②現役世代からの健康		これまでの取組を踏まえた課題の洗い出し【経済産業省】 レセプト情報等の活用に資するシステム構築(国保データベースシステム・健保組合医療費分析システムなど)【厚生労働省】  保健事業の実施等に関する指針の改正等		健事業の実施、実施促業 業省】 で 建事業の実施計画の見	進のための環境 タヘルス計画の実施 直し、データヘルスの実施		<sup>念</sup> 務省、厚生労働 <sup>。</sup>	省、農林水産			割合 100% (2018年度) ・データヘルス計画の作成保険者の割合 100%(2014年度) (全体の成果として)
護等の提供、	康増進等、医療	医療・健康情報等の各種データの活用	分析・活用する		ータ利活用促進のための 等 積・	等のデータヘルスを支援	の活用・普及促進	さらなる活用	促進			・健康寿命の延伸(または、平均寿命の増加を上回る健康寿命の延伸) ・世界最高水準の健康寿命の
健康増進等を通じた	•健康情報等の各種			難病等に係る医療 対象疾患の検討・ がん登録データ・ データベースの構築に 記録の電子化を推進 検の効率化、迅速化及びデー	費助成の 選定 ベースの構築 資するよう、予防接種 成果の共有	さらなる普及	究での効果的な利活用	か研究開発等への	活用を			維持
た健康長寿社会の実現	データの活用	国民の健康増	既存取り組みを踏まえた健康増進・健康管理モデルの設計・検討【総務省、厚生労働省、農林水産省】 電子医療情報基盤の機能拡充	データやシステムを活用した 地方自治体・企業等におけなど)【総務省、厚生労働省 【内閣府(沖縄)】	る健康づくり、就農や食 、農林水産省】 		みの推進と成果の横)					
云の実現	推進	進・健康管理に 有効な 方策の確立		個人が保有す	・介護・健康分野を含ける健康医療機器等がデータ互換性、相互に向けた議論		なデータ連携を可入		 官房、関係省庁    と促進に向けた	-		

② 現役世代からの健康増進等、医療・健康情報等の各種データの活用推進

## 【目標(マイルストーン含む)】

- 2016 年度までに、健診データやレセプトデータ等を用いて地域や企業における国民 の健康増進・健康管理に有効な方策を確立する。それを踏まえて全国展開を図る。
- ・適切な医療の提供のための取り組みを推進する。

### 【短期(2014年度~2015年度)】

# ○医療・健康情報等の各種データの活用

- ・ 医療情報データベースのシステム構築を引き続き進めるとともに、順次、データ蓄積や データのバリデーションを行いつつ試行運用を実施する。併せて、データベースの利活 用者や利活用目的の範囲等、2016 年度以降の利活用のあり方について検討を行う。【厚 生労働省】
- ・ 医療保険者が、レセプト・健診情報等のデータを活用し、加入者に対して効果的かつ効率的な保健事業を実施できるよう、被用者保険においては、2013 年度の「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(告示)の改正を踏まえ、全ての健康保険組合及び全国健康保険協会に対し、2014 年度中にレセプト・健診情報等を活用した「データへルス計画」を作成・公表し、2015 年度から事業を実施するよう求めるとともに、国民健康保険等においては、2013 年度の「保健事業の実施等に関する指針」(告示)の改正等を踏まえ、市町村国保等が、2014 年度より保健事業の実施計画について所要の見直し等を行い、順次、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を実施することを推進する。また、市町村国保等におけるレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を支援するための有識者等からなる支援体制が中央・都道府県レベルで整備されるよう、2014 年度より財政支援する。【厚生労働省】
- ・ また、健康保険組合を通じた予防活動の取り組みを推進するため、これまでの取り組み を踏まえた課題の洗い出しを行ったうえで、医療・健診情報の分析・保健事業の実施を 促進するための環境整備に向けた取り組みを実施する。【厚生労働省、経済産業省】
- ・レセプト情報・特定健診等情報データベースを活用した分析等を行う際には、高いセキュリティレベルが確保された大規模な分析機器や施設が必要であるため、セキュリティ環境が整ったオンサイトセンターを整備し、同データの利活用の促進を図る。レセプト情報・健診情報等データベースについて、2013 年度に民間利用を試行的に行った結果を踏まえ、2014 年度中に第三者提供の範囲の拡大等に関する検討の結論を得るとともに、同年度以降、都道府県におけるデータ利活用促進のための技術的助言を積極的に実施する。【厚生労働省】
- ・ 日々の診療行為や治療結果等を一元的に蓄積・分析・活用する関係学会等の取組を、支援する。【厚生労働省】
- 難病対策等の推進のための患者データベースについて、構築を推進する。【厚生労働省】
- ・ がん登録データベースについて、構築を推進する。【厚生労働省】
- ・ 予防接種施策に活用できるデータベースの構築に資するよう、予防接種記録の電子化を

## 推進する。【厚生労働省】

・ 臨床研究・治験の効率化、迅速化及びデータの質の確保のための技術開発を推進する。 【厚生労働省】

### 〇国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

- ・ 保険者や地方自治体・企業が、システムや健診データ・レセプトデータ等を活用した国 民の健康増進・健康管理の仕組みについて、既存の取り組みを踏まえた健康増進・健康 管理モデルの目的の明確化、今後検証すべき項目の整理等を行ったうえで、2014 年度よ り、保険者や地方自治体・企業によるデータやシステムを活用した健康増進モデルや、 高齢者の就農や食を通じた健康増進モデルの実証を行う。【総務省、厚生労働省、農林 水産省】
- ・ 医療・健康情報等の利活用による新たなビジネスモデルの創出に向けて、電子医療情報 基盤 (沖縄県那覇市) の機能拡充や運用に係るガイドライン等を策定するとともに、データ分析に係る統計手法等の検討を実施する。また、事業化に向けた取り組みを推進する。【内閣府 (沖縄)】
- ・ 医療・介護・健康分野を含めたパーソナルデータ利活用に向けた環境整備(個人が保有する健康医療機器等から得られるバイタルデータ等のデータ互換性、相互運用性の確保に向けた標準化、データ連携基盤の実現、医療機関・保険者での参照・活用モデル確立)のための議論、検討を行う。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 増大傾向にある医療・介護・健康等のニーズに対応するため、2015 年度より医療・介護・健康等関連分野での総合的なデータ連携を可能とするプラットフォームの構築に向けた検証を行う。【総務省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

## 〇医療・健康情報等の各種データの活用

- ・ 医療情報データベースについて、試行運用期間の実績を踏まえ、製薬会社等による民間 利用を可能とするなど利活用範囲を拡大した本格運用を開始する。また、引き続きデー タの蓄積を進め、データベースの量及び質の向上を図る。【厚生労働省】
- ・ 保険者において、レセプト等データを分析し、加入者の健康づくりの推進や医療費の適 正化等に取り組む好事例の全国展開を推進する。【厚生労働省、経済産業省】
- ・ 引き続き 2017 年度にかけて、各健康保険組合等において、データヘルス計画を実施するほか、市町村国保等において、保健事業の実施計画を実施する。【厚生労働省】
- ・レセプト情報・特定健診等情報データベースを活用した分析等を行う際には、高いセキュリティレベルが確保された大規模な分析機器や施設が必要であるため、セキュリティ環境が整ったオンサイトセンターを整備し、同データの利活用の促進を図る。レセプト情報・健診情報等データベースについて、引き続き、都道府県におけるデータ利活用祖促進のための技術的助言を積極的に実施するとともに、さらなる活用促進に努める。【厚生労働省】
- ・ 日々の診療行為や治療結果等を一元的に蓄積・分析・活用する関係学会等の取組につい

## て、成果の活用や普及促進を行う。【厚生労働省】

- ・ 難病対策等の推進のための患者データベースを構築し、調査研究での効果的な利活用を 図る。(※)
  - (※) 難病対策等の推進のための患者データベースについては、難病患者等に対する医療費助成の申請の際に、患者(申請者)のデータを登録する仕組みとすることを検討している。このため、本データベースの構築が完了する時期については、法律案の成立後、第三者的な委員会等において、対象疾病が決定され、必要なシステムの整備を行った後となる。
- ・ がん登録データベースについて、調査研究での効果的な利活用を図る。【厚生労働省】
- ・ 予防接種記録の電子化について、さらなる普及策の検討・推進を行うとともに、将来的 に疫学調査や研究開発等に活用できるよう検討を行う。【厚生労働省】
- ・ 臨床研究・治験の効率化、迅速化及びデータの質の確保のための技術について、普及・ 促進に向けた取組を行う。【厚生労働省】

### 〇国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

- ・ 健康増進モデルについて、引き続き実証を行い、2016 年までに国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、成果の全国的な展開を図る。【総務省、厚生労働省、農林水産省】
- ・ 医療・健康情報等の利活用による新たなビジネスモデルの創出に向けて、実証結果を踏まえ、事業化に向けた取り組みを推進するとともに、成果の横展開を図る。【内閣府(沖縄)】
- ・ 医療・介護・健康分野を含めたパーソナルデータ利活用に向けた環境整備(個人が保有する健康医療機器等から得られるバイタルデータ等のデータ互換性、相互運用性の確保に向けた標準化、データ連携基盤の実現、医療機関・保険者での参照・活用モデル確立)のための議論、検討を踏まえた取組を推進する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 増大傾向にある医療・介護・健康等のニーズに対応するため、2015 年度より医療・介護・健康等関連分野での総合的なデータ連携を可能とするプラットフォームの構築に向けた検証を行う。【総務省】

## 【長期 (2019年度~2021年度)】

#### 〇医療・健康情報等の各種データの活用

- ・ 医療情報データベースについて、引き続きデータの蓄積を続けるとともに、地域連携の 推進等により、より有用性の高いデータベースの整備を目指し、データの更なる充実に 努める。【厚生労働省】
- ・ 保険者における、各種データを活用した加入者の健康づくりの推進や医療費の適正化等 を一層推進する。【厚生労働省、経済産業省】
- ・ レセプト情報・健診情報等データベースについて、引き続き、さらなる活用促進に努める。【厚生労働省】
- ・ 難病対策等の推進のための患者データベースについて、調査研究での効果的な利活用を 図る。【厚生労働省】

・ 予防接種記録の電子化について、引き続き、疫学調査や研究開発等への活用について検 討を行う。【厚生労働省】

# ○国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

・ 確立した健康増進モデルについて、引き続き普及展開を図り、データを利活用した健康 増進管理や疾病予防を推進するとともに、新サービス・新産業の創出を図る。【総務省、 厚生労働省、農林水産省】

			短期	Я			中期			長期		
年	度	201	13	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
							1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1		 	 	[全体としてのKPI] ・多様な伝達手段 の全国普及度合い
				· 多様 <sup>7</sup>	」 な情報通信ネット	_ ワーク等の	」    構築【総務	省】		I		・公共情報コモンズ
	<b>1</b> )				情報通信基盤・端	末を用いた	青報収集∙伝	達体制				を導入している都 道府県の割合
	命			民への伝達体制の	の構築の推進 /		全国への	展開を順次国	<b>実施</b>		(\	2/17/17
	を 守			<u>、ンフラの強靭化</u> 対災害性の高い多	・ 重化・多層化等に	こよる诵信・抗	ケ送ネットワ-	-クの構築拍	≟進		$\rangle$	
2	る ※			システムの構築	至10 夕間10年1		XXXIII )	ノの冊太加	<u>.                                  </u>		$\neg \langle /$	
(2)世界	①命を守る災害関		G空間防災シス	ステム構築実証の	実施・成果普及/	1	国内外への	の展開を順次	実施	'	/	
<b>—</b>	連				<u> </u>		I I	I I		! !		・市町村におけるJ
全	連情報	防災情報 インフラ構築			多様化【総務省()		* +0 <i>/</i> = \* - r	L-2 -4 -2 L + 7 -2 L I	۸ <i>–</i> ،	5 /2 C / /	, \	アラート受信機及び 自動起動機等の整
安全で災害に強い社会の実現	の担	1ンノフ博楽	全ての市町村一トの自動起	において、Jアラ 動機等を整備 /		こより複数のヤ 緊急情報を硬					`· /	百動起動機等の登     備率
害に	の提供等、			 	 		 	I I I		 	 	- 巛宝リスカ桂起の
強					け情報の利活用	手法の研究	開発【文部	科学省】			\	・災害リスク情報の オープンデータ化と
社	災		◆災害リスク	情報共有・検索と	<u> ステム</u>		静的•重	動的情報との	)			検索システムの研究開発の意味化
会の	防災•減災体制		開発・写	1	高度化•展開		統合処理	浬·実証·改身	<b>₹</b>		_/	究開発の高度化 ・協働型地域防災
実    現	災 体			<u> </u>	·		_					システムの確立の
	制の		構築	_/ 実証 ·	··改良 ·	/ 	高 <u>/</u>	变化•展開 ∶	1	i		ための研究開発の 高度化
	の構築			 	! ! !		 	1 1 1		! ! !	! ! !	
	榮			 	; ; ;		 	  -  -		; ! !	! !	
				 	! ! !		 	 		 	 	
				! !	; ! !		 	; i !		: ! !	! !	
				 	! ! !		! ! !	1 1 1		! ! !	! ! !	
				I	: 		I I	I I		i I	i I	

		短期	切			中期			長期		
度	20	13	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築	災害現場 対応のIT化	◆特殊災害 無線中継システ ◆G空間情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対応ロボット・無人 ム等を活用した避難 災害ション には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	走行放水車 ボットの開発・導入 誘導や消防活動 ユレーション技術 現場対応における 現場への導入 整理分析と評価 開発の推進 備等や応急対応	全地形対のの開発 の開発 フィールドで検証と公等に資する	応型無人走行 開発・導入 【国土交通 を活用した技 、共調達先導 資機材等)	で放水車 (番】 (新開発の (的導入	高度化 シス 災害の できる	・利用部テム開発を対象の記述会の記述	<b>発</b>	「全体をないでは、一点では、一点では、一点では、「全体では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点
	①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制	①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制 災応の 対	① G空間	①	(全) (全) (全) (全) (全) (主) (主) (主) (主) (主) (主) (主) (主) (主) (主	② 2013 2014 2015 2016    G空間×ICT技術を活用した特殊災害対応資機材   ◆特殊災害対応ロボット・無人走行放水車	② 2013 2014 2015 2016 2017  G空間×ICT技術を活用した特殊災害対応資機材の研究開発  ◆特殊災害対応ロボット・無人走行放水車 無線中継システム等を活用したロボットの開発・導入  ● G空間情報を活用した避難誘導や消防活動 災害シミュレーション技術の開発  災害・シミュレーション技術の開発  ジョ現場対応のIT化  災害現場対応におけるIT利活用【国土交通  ●建設ロボット技術の高度化と現場への導入 ニーズ・シーズを踏まえた課題の整理分析と評価 手法の検討、現場検証及び評価、開発の推進  大証と公共調達先導	②2013 2014 2015 2016 2017 2018  G空間×ICT技術を活用した特殊災害対応資機材の研究開発【総務省(注意	② 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019  G空間×ICT技術を活用した特殊災害対応資機材の研究開発【総務省(消防庁)  ◆特殊災害対応ロボット・無人走行放水車 無線中継システム等を活用した四ボットの開発・導入 の開発・導入  ●G空間情報を活用した避難誘導や消防活動 災害シミュレーション技術の開発 シスス  ※実 現場対応のIT化  災害現場対応におけるIT利活用【国土交通省】  ◆建設ロボット技術の高度化と現場への導入 ニーズ・シーズを踏まえた課題の整理分析と評価 手法の検討、現場検証及び評価、開発の推進  フィールドを活用した技術開発の検証のできる。	② 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020  G空間×ICT技術を活用した特殊災害対応資機材の研究開発【総務省(消防庁)】  ◆持殊災害対応ロボット・無人走行放水車 無線中継システム等を活用したロボットの開発・導入 の開発・導入 の開発・導入 ● G空間情報を活用した避難誘導や消防活動 災害シミュレーション技術の開発 システム開ジンステム開ジを課題である。 ジャンステム開ジンステムに対象の表面である社会のジャンステムに対象の表面である社会のジャンステムに対象を担かった。  「中華の大きないます」である社会のジャンステムに対象を担かった。 「クロールドを活用した技術開発の大きに対象を担かった。「クロールドを活用した技術開発の実際の被害をできる社会のジャンステムに対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	② 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021  G空間×ICT技術を活用した特殊災害対応資機材の研究開発【総務省(消防庁)】  ◆特殊災害対応ロボット・無人走行放水車 無線中継システム等を活用したロボットの開発・導入 の開発・導入 の開発の開発 システム開発 クステム開発 を建設ロボット技術の高度化と現場への導入 ニーズ・シーズを踏まえた課題の整理分析と評価 を建設ロボット技術の高度化と現場への導入 ニーズ・シーズを踏まえた課題の整理分析と評価 を記述の表現。 「変書の被害を最小化できる社会の実現」

		短其	Я			中期			長期		
年度	201	3	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築	災害情報提供	◆災害時におけ 運用ガイ 災害情報提供技 ◆航空機SARに 詳細設計等/ ◆高速三次元 基盤技術の ◆ゲリラ豪雨の 試験 国用 ◆SAR等による。 ◆大規模設置・ を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と を大規模と をして、 を大規模と をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、 をして、	首相官氏 するデジタルサイデラインの検証・ 支術の開発〉技術 「別ではないではないです。 大きなび害状況等/ 気象レーダシステムの 気にはないでする。 では別も可能な新 がものがでする。 を観測も可能な新 がものがでする。 を関連をある。 ないではながでする。 ないではながでする。 ないではながでする。 ないではながでする。 ないではながでする。 ないではなができます。 ないではなができます。 ないではないできます。 ないではないできます。 ないではないできます。 ないではないできます。 ないではないできます。 ないではないできます。 ないではないできます。 ないではないできます。 ないできまする。 ないできまなないできまする。 ないできまなないできまなないできまなないできまなないできまなないできまなないできまなないできまなないできまなないできまなないできまなないできなないでき	MHP・SNS等からの ネージの利活用拡 国際実証 マリージの 大 デ ボージの利活用拡 が 大 ボージの利活用拡 が 大 ボージの利活用拡 が 大 ボーダー 大 大 ボーダー と エーダー と エーダー と エーダー と エーダー と エーダー と エーダー と アータがつ に アータがつ の で で で と で と の で で で で で で で で で で で で	情報発信の 大【総務省、 一術の実用の 実用のでは、 一体のでは、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を	強化・充実【「 内閣運の事業」 大人の情報では、 大人の情報では、 大人の情報では、 大人の情報では、 大人の情報では、 大人の情報では、 大人の情報では、 大人の情報では、 大人の情報では、 大人の情報できる。 大人の情報で 大人の情報で 大人の情報で 大人の情報で 大人の情報で 大人の情報で 大人の情報で 大人の情報で 大人の情報で 大人の情報で 大人の情報で 大人の。 大人の。 大人の。 大人の。 大人の。 大人の。 大人の。 大人の。	内閣 等】 が 持入 の で 大化・展開 が 大化・展開 が 大化・展開 が 大・展開 が 大・展開 が 大・展開 か 一 本 の 田 の の の の の の の の の の の の の の の の の	音 自進 省 る 情 関度のテム	等での 利推 化 D利 接関への	用 性 :	[全体としてのKPI] ・多様な伝達手段 の全国普及度合い ・首相官邸HPの月間PV数の上昇
			国民への確実な <u>抗</u> に適した形式での	<del>是供</del> の情報提供の試行 '	ラスマホ・タフ	ブレットに適し '	た形式での	情報提信 I	共の実月 '	月化	

			短其	Я			中期			長期		
年	度	201	3	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
												[全体としてのKPI] ・多様な伝達手段 の全国普及度合い
(2)	①命を守る災害関連情報の提供等、		◆総合防災情 災害情報の抗 向けたルール 情報を外部に提 機能の構築	是供に ・整備 供する	5用拡大【内閣府 5用拡大【内閣府 災害情報 提供開始	$\rangle$	県など防災	! 関係機関と <i>の</i>	)連携強	化		・大規模自然災害 時にシステムへの 報告・登録が想定される防災情報分野 のうち、自動化が図 られた分野の割合
(2)世界一安全	災害関連情報	災害情報提供	◆高度なシミュレ 【内閣府、文部科	      -   <u> </u>   一ションによる地       	<u>.</u> 震·津波被害予測			 <u> </u>				
安全で災害に強い社会の実現	がの提供等、			関係府省】	, <u>グデータ等の民</u> 覧 , みの検討と早期に	\ \	<u>と多くの主体</u> を踏まえた		 :有【内閣	  官房、		・検討の状況に応じ て、追記予定
が社会				取組可能な	部分の実施  /							
の実現	防災•減災体制		◆災害時に有	<u>「効となる道路交近</u>	<u> </u>	信に係る取約	【警察庁、約	<u>総務省、国土</u>	交通省》	<u> (再掲)</u>		
	制の構築				 			 				
					1 1 1 1			 		 	 	

- (2)世界一安全で災害に強い社会の実現
- ①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- ・災害時にすべての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手可能となる 強靭な通信・放送インフラ等を構築する。
- ・2015年度までに、多様なメディアを活用した重層的な情報収集・伝達体制を構築する。
- 2016 年度までに、地理空間情報(G空間情報)を活用した避難誘導や消火活動を導入検証し、2020 年度までに導入を実現する。
- ・2018年度までに、無人やリモートで操作できる災害対応ロボット等を導入する。

## 【短期(2014年度~2015年度)】

# 〇防災情報インフラ構築

- ・ 防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制の確立に向け、公衆無線 LAN の環境整備、公共情報コモンズの活用等、自治体から住民への情報伝達体制の構築を推進する。【総務省】
- ・ 情報通信インフラの強靭化として耐災害性の高い多重化・多層化等による通信・放送ネットワークの構築を推進し、通信サービスを確実に継続するための技術開発を実施する。 【総務省】
- ・ 国土強靱化に資するG空間防災システムを構築するために、準天頂衛星のメッセージ機能等を活用し、個々人に応じた避難誘導等を行う実証プロジェクトを実施し、その成果の普及を行う。【総務省】
- ・ 全市町村等に J アラートの情報伝達手段を自動起動できる体制を構築する。【総務省 (消防庁)】
- ・ 災害リスク情報をオープンデータ化し誰もが利活用できる環境を構築するために必要なインターフェースや検索システムの構築に向けて、実証・改良から高度化・展開まで行う。【文部科学省】
- ・ 自治体等が地域に必要な災害リスク情報を呼び出し、地域特性を考慮した地域固有の防 災対策を自ら計画・実行できる手法と、それを支援する情報システム(以下、協働型地 域防災システムという)について研究開発し、高度化・展開を行う。【文部科学省】

# 〇災害現場対応の IT 化

- ・ 地理空間情報(G 空間情報)を活用した特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の開発に向けて、まず無線中継システム等を活用したロボットの開発・導入を行う。【総務省(消防庁)】
- ・ 災害現場対応における IT 利活用として、危険な現場において無人で安全に調査・施工するため等の建設ロボット技術の高度化と現場への導入に向け、民間企業や大学等により開発されたロボットを公募し、現場検証及び評価を通じ、開発・改良を促進する。 【国土交通省】

・ 災害現場対応における IT 利活用として、現場応急対応ニーズ把握を行うとともに、IT を活用した被災状況の迅速な把握のための手法を検討し、次期衛星通信機材へリ映像伝送や衛星通信電話等の資機材の整備・開発や、電子防災情報システムの構築と運用を行う。【国土交通省】

## 〇災害情報提供

- ・ 平時から首相官邸 HP・SNS 等からの情報発信の強化・充実を図る。【内閣官房】
- ・ 災害時におけるデジタルサイネージ利活用拡大に向け、運用ガイドラインの検証・国際標準化や、デジタルサイネージを活用した災害情報提供技術の開発・実証を行う。 【総務省、内閣府、消防庁等】
- ・ 高度なシミュレーションを利用し精緻な地震・津波被害予測を実現【内閣府、文部科学 省】
- ・ 災害対策に必要な広域地形情報を収集する技術開発として航空機搭載型の合成開口レー ダ (SAR) を詳細設計し、フライト実証等技術開発を実施する。【総務省】
- ・ 災害対策に必要な広域天候情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの基盤技術を 確立する。【総務省】
- ・ 総合防災情報システムの利活用拡大に向けて、集約される情報の 2 次利用等のルール整備を行い、併せて災害情報を外部に提供するための機能を構築し、災害情報の提供を開始する。【内閣府】
- ・ ゲリラ豪雨の観測も可能な新型レーダ(XRAIN)による詳細な雨量観測の本運用を実施し、データ配信のさらなる高度化を図る。【国土交通省】
- ・ 合成開口レーダ (SAR) 等を用いて浸水範囲等の把握の運用を開始する。【国土交通省】
- ・ 大規模な土砂移動の発生の監視を行うため、センサー設置、通信ネットワークの整備等 を行い、大規模土砂移動検知システムの構築を進めていく。【国土交通省】
- ・ 火山噴火に伴う土砂災害の際に自治体や住民へ地域別の危険度等を知らせ避難に資する ためのリアルタイムハザードマップシステムを、それぞれの現場に整備し、現場での利 活用を開始していく。【国土交通省】
- ・ 災害時に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取り組みに有効となる整理・検 討を行う。(再掲)【警察庁、国土交通省】
- ・ 防災情報の国民への確実な提供に向けてスマホ・タブレットに適したデータ形式での情報提供を試行する。【国土交通省】
- ・ SNS、ビッグデータ等の民間の情報を防災・減災に活用する方策や多くの主体で防 災・減災情報を位置情報等を活用して共有する仕組みについて検討を行い、早期に取組 可能な部分から取組を行う。【内閣官房、関係府省】

### 【短期(2014 年度~2015 年度)・中期(2016 年度~2018 年度)】

## ○災害現場対応の IT 化

・ 地理空間情報(G 空間情報)を活用した避難誘導や消防活動に向け、災害シミュレーション技術の開発を行う。【総務省(消防庁)】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

### 〇災害現場対応の IT 化

- ・ 地理空間情報(G 空間情報)を活用した特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の開発に向けて、リモート操作による全地形対応型無人走行放水車の開発・導入を行う。【総務省(消防庁)】
- ・ 災害現場対応における IT 利活用として、建設ロボット技術の高度化と現場への導入を 実施する。具体的には工事現場等を活用した技術開発の検証と公共調達における先導的 導入を実施する。【国土交通省】

## 〇災害情報提供

- ・ 災害対策に必要な広域地形情報を収集する技術開発として航空機搭載型の合成開口レー ダ (SAR) の実用化の実施後、航空機保有している省庁や自治体等への利活用推進を行 う。【総務省】
- ・ 災害対策に必要な広域天候情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの技術開発の 一環として、雨粒等の動きの立体観測を可能とする協調制御型レーダシステムの確立・ 検証を行う。【総務省】

## 【中期(2016年度~2018年度)・長期(2019年度~2021年度)】

#### 〇防災情報インフラ構築

- ・ 防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制の確立に向け、公衆無線 LAN の環境整備、公共情報コモンズの活用等により構築された自治体から住民への情報伝達の仕組みを順次全国に展開する。【総務省】
- ・ 情報通信インフラの強靭化として耐災害性の高い多重化・多層化等による通信・放送ネットワークの構築を推進する。【総務省】
- ・ G空間社会の実現のため、実証プロジェクトの成果の国内外への展開を推進する。【総 務省】
- ・ 全市町村において J アラートを自動起動し全ての住民が災害等の緊急情報を確実に受け 取ることができる体制を構築する。【総務省(消防庁)】
- ・ 災害リスク情報をオープンデータ化し誰もが利活用できる環境を構築するために必要な インターフェースや検索システムの構築に向けて、ハザードマップ等の静的情報とセン サー等動的情報との統合処理を行い、実証・改良を行う。【文部科学省】
- ・ 協働型地域防災システムについて研究開発し、高度化・展開を行う。【文部科学省】
- ・ 高度なシミュレーションを利用した精緻な地震・津波被害予測を実現しきめ細やかな避難計画の策定に活用【文部科学省】
- ・ 大規模な土砂移動の発生の監視を行う大規模土砂移動検知システムによる監視を段階的 に性能の向上を図りつつ始めるとともに、検知精度の向上等、都道府県などの防災関係 機関への情報発信の高度化を図る。【国土交通省】

・ リアルタイムハザードマップシステムのそれぞれの現場への整備をさらに推進するとと もに、現場での利活用を推進する。【国土交通省】

## 〇災害現場対応の IT 化

・ IT を活用した被災状況の迅速な把握や応急対策等に資する電子防災情報システムや、次期衛星通信機材へリ映像伝送や衛星通信電話等の資機材等を用いて災害対策を実施するとともに、更なる高度化を図る。【国土交通省】

# 〇災害情報提供

- ・ 災害時におけるデジタルサイネージ利活用拡大に向け、デジタルサイネージ運用ガイド ラインの普及や、デジタルサイネージを活用した災害情報提供技術の事業化・展開を行 う。【総務省、内閣府、消防庁等】
- ・ 総合防災情報システムの利活用拡大に向けて、都道府県などの防災関係機関との連携や、 提供した災害情報等による関係機関との情報共有を推進する。【内閣府】
- ・ ゲリラ豪雨の観測も可能な新型レーダ(XRAIN)による詳細な雨量観測の本運用を実施し、データ配信のさらなる高度化を図る。【国土交通省】
- ・ 合成開口レーダ (SAR) 等を用いて浸水範囲等の把握情報の利活用を行う。【国土交通省】
- ・ 災害時に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取り組みに有効となるデータの 明確化を行い、集約・配信に係る課題整理や判断を行い、状況の取りまとめを行う。ま た、有効となるデータが存在した場合は、集約・配信の検討を行う。(再掲)【警察庁、 総務省、国土交通省】
- ・ 防災情報の国民への確実な提供に向けてスマホ・タブレットに適したデータ形式での情報提供の実用化を行う。【国土交通省】
- ・ SNS、ビッグデータ等の民間の情報を防災・減災に活用する方策や多くの主体で防 災・減災情報を位置情報等を活用して共有する仕組みについて、検討結果を踏まえた取 組を推進する。【内閣官房、関係府省】

### 【長期(2019年度~2021年度)】

### 〇災害現場対応の IT 化

- ・ (準天頂衛星4機体制確保以降)特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の自動的な連携を行う研究開発を実施する。【総務省(消防庁)】
- ・ (準天頂衛星4機体制確保以降) G 空間上においてリアルタイムな災害情報と位置情報 を踏まえた被害シミュレーション・分析を行うシステムを開発する。【総務省(消防庁)】
- ・ 災害対応等における建設ロボット技術の高度化と現場への導入を通じて、災害による被害を最小化できる社会を実現する。【国土交通省】

#### 〇災害情報提供

・ 災害対策に必要な広域天候情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの技術開発の 一環として、雨粒等の動きの立体観測を可能とする協調制御型レーダシステムを確立さ せ、既存のレーダシステム利用者等に向けて利活用を推進する。【総務省】

左	度		短期				中期			長期		KPI
	-  支	201	13	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	··· KPI
										 		·社会インフラ
			プラットフォーム (2014年度より一部 【国土交通	運用開始)			本	-ムの機能強化を[ 格運用へ移行 【国土交通省】	図りつつ			の事故発生 状況
	②IT利活用による世界	維持管理・更新 に係る情報の整 備			ರೆ <sup>.</sup>	ラットフォーム	による連携					・国内の重要 インフラ・老朽 化インフラの センサー等の 活用による点
(2)世界	用による		新規データベースの 構築【国土交通省】			データベース化対	ースの改善および 対象インフラの順次打 土交通省】	<b>広大</b>				検・補修の実施状況
	_			データベース	スへの反映			=-	-ズを踏まえ <i>†</i> 研究開発	: <b></b>	**********	
で災害に	安全で経済的		既存技術の精査 【総務省・国土交通省	zンサー・ロボット・非 【文部科学省	⊧破壊検査等技術 <i>0</i> 、経済産業省、国ጏ				ル・非破壊検査等 学省、経済産業省		導入	
安全で災害に強い社会の実現	性済的な社		経済産業省・文部科学省】   維持	特管理業務の効率化 電力通信技術等の!				務の効率化に向け 電力通信技術等 【総務省、国土交	の随時現場導入	- - - 〈2020年度〉 - 国内重要イ		
の実現	な社会インフラの実現	新技術等の 開発・導入・ 普及			産・学関係		表会等を活用した技 業省、国土交通省】	技術の普及・啓発		ンフラ等20% はセンサー 等の活用に よる点検・補		
	ラ の 実 現			ッグデータ)解析技行 文部科学省、経済原			大規模データ(ビック 【総務省、文部科	ブデータ)解析技術 学省、経済産業省				
					【総		示、国内普及、海外 ì、経済産業省、国士					
					 				1			

# ②IT 利活用による世界一安全で経済的な社会インフラの実現

## 【目標(マイルストーン含む)】

- ・社会インフラ各施設の現況等のデータベース化を推進し、プラットフォームを構築し、 2014 年度から一部運用開始、2015 年度から本格運用へ移行する。
- ・世界最先端の高精度分析手法の確立に向け、2020 年度まで、産官学が連携して、社会インフラの劣化状況等の把握に関する技術の現場導入を図る。
- ・2020 年度までには、国内の重要インフラ・老朽化インフラの 20%はセンサー等の活用による点検・補修を行う。

## 【短期(2014年度~2015年度)・中期(2016年度~2018年度)】

○維持管理・更新に係る情報の整備

・ 社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを体系的に把握し、蓄積するため、各施設の現況等のデータのデータベース化を推進する。2013 年度に構築した当該データを統一的に扱うプラットフォームを 2014 年度から一部運用開始、2015 年度以降、機能強化を図りつつ、本格運用へ移行する。【国土交通省】

## ○新技術等の開発・導入・普及

(センサー、ロボット、非破壊検査等技術の研究開発・実証・随時現場導入)

・ 劣化・損傷個所の早期発見、維持管理業務の効率化につながるセンサー、ロボット、非破壊検査等の技術の研究開発・実証・随時導入を推進する。また、民間企業や大学等により開発されたロボットを公募し、現場検証及び評価を行い、随時導入を推進する。 【文部科学省、経済産業省、国土交通省】

(維持管理業務の効率化に向けたセンシング技術、超低消費電力通信技術等の開発・実証・随時現場導入)

・ 社会インフラの維持管理業務の効率化を促進するため、センシング技術、超低消費電力 通信技術等の開発・実証を行い 2017 年頃までの実用化を目指すとともに、引き続きこれらの開発・実証・随時現場導入を行う。【総務省、国土交通省】

(産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発)

・ 随時、産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発を行う。【経済産業省、国土交通省】

(大規模データ (ビッグデータ) 解析技術の開発・実証・随時現場導入)

・ センサーから大規模データ(ビッグデータ)を収集し、当該データを解析し、損傷を発 見・予測する技術の開発・実証・随時現場導入を行う。【総務省、文部科学省、経済産 業省、国土交通省】 (成功モデルの提示、国内普及、海外展開)

・ 各種センサー等からの情報を収集・分析し、その結果に基づき最適な老朽化対策を実施 するために必要な手法や仕組みを検証する実証プロジェクトを推進し、実証プロジェクトの成果を踏まえ、現場に導入できると判断された技術については随時現場への導入を 図り、成功モデルの国内普及、我が国の優れた IT インフラシステムとして海外展開を 推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

### 【長期(2019年度~2021年度)】

○新技術等の開発・導入・普及

(センサー、ロボット、非破壊検査等技術の研究開発・実証・随時現場導入)、

(産・学関係イベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発)、

(大規模データ(ビッグデータ)解析技術の開発・実証・随時現場導入)、

(維持管理業務の効率化に向けたセンシング技術、超低消費電力通信技術等の開発・実証・随時現場導入)、

(成功モデルの提示、国内普及、海外展開)

・センサー、ロボット、非破壊検査等の技術と大規模データ(ビッグデータ)解析技術と を組み合わせることにより、世界最先端の高精度分析手法の確立に向け、産・学関係イ ベント・研究発表会等を活用した技術の普及・啓発を図り、2020 年度までに、社会イン フラの劣化状況等の把握に関する低廉かつ現場に即した技術の導入を実現する。また、 これらの取り組みにより、2020 年度までには、国内の重要インフラ・老朽化インフラの 20%はセンサー等の活用による点検・補修を行うとともに、我が国が、世界共通の課題 となりうる社会インフラの老朽化対策のフロントランナーとして、課題解決の成功モデ ルを構築し、国際展開を図る。【総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

年度		短期			中期			長期		KPI
十段	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
	スマートコミュニティ の実現	ディマンドリスポンスの実 【経済産業省】 家庭用エネルギーマネシトシステムに係る標準化 【経済産業省】 電力使用情 新サービス	証 ジメン 報を活用した に係る検討	地域やの普及		ネルギーマネシ リ組みの実施			2021	<ul><li>・地域における電力の平準化(ピーク時の電力)の割合</li></ul>
(3)家庭や地域における効率的・安定的なエネルギ		【経済産業名 多様な情報を収集・3 ための通信ネットワー の研究開発等の実施 【総務省】	舌用する 一ク技術 ・						/ 	・地域住民等による、電力量・電力量・電気料金削減についての評価
なエネルギーマネジメントの実現	グリーンICTの推進	の実現に グリーンICT ける取組	クリーンで経過 【総務省、環境 【総務省、環境	る 策 策			\			
		 			 	1 1 1		1 1 1 1	! ! ! !	

(3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現

### 【目標(マイルストーン含む)】

- ・2014年度までに「ディマンドリスポンス」に係る実証事業を完了・実用化する。
- ・2016 年目途に全国の各地域において、スマートメーターの普及と効率的・安定的なエネルギーマネジメントの普及を促進する。

## 【短期(2014年度~2015年度)】

# 〇エネルギーマネジメントの実現

- ・ 効率的なエネルギーマネジメントの実現に向けて、次世代エネルギー・社会システム実証地域において電気料金型ディマンドリスポンスの実証事業を実施し、ピークカット効果の分析・評価等を行い、多様な電気料金メニューの設定につなげる。また、より安定的なピークカット効果を得るため、電力会社の要請に応じて需要家が需要抑制を行い、その対価として報酬を得る仕組みであるネガワット(節電容量)取引の実証事業を実施し、ネガワット取引の経済性や信頼性の分析・評価等を行い、ネガワット取引の普及に向けた環境整備を進める。【経済産業省】
- ・ 家庭部門において、HEMS (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) から得られる電力使用情報を活用した効果・経済性の高い新しいエネルギーマネジメントを実現するため、2014 年度から、大規模な HEMS 情報基盤の構築、当該システムの標準化、プライバシー上の対応策の検討を行い、生活支援サービスなど、エネルギー分野にとどまらない新サービスを創出するための環境整備等を進める。そして、これらの成果を踏まえ、地域や家庭へのスマートメーター、エネルギーマネジメントシステムの普及に向けた取り組みを実施する。【経済産業省】
- ・ 高度なエネルギーマネジメントの実現に向けて、建物内の個々の機器から発生する各データの特性を踏まえ、優先すべきデータを早期に伝送すること等の様々なサービスの要件に応じた適切な処理を可能とする通信ネットワーク技術の研究開発等を実施する。また、様々なベンダー製品間との接続性確保に向けた検討や必要な標準化を進めるとともに、電力使用情報以外の情報を加えて集約・活用する高付加価値サービスの実現に係る利活用環境の整備等についての検討を実施する。【総務省】

#### 〇グリーン ICT の推進

- ・ グリーン ICT の推進による CO2 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンター の推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた国内における実証事業や取組事例について調査を行い、その調査結果をもとにベストプラクティスを策定する。【総務省】
- ・ グリーン ICT の推進による CO2 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンター の推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化・普及促進に 係る取り組みを実施する。【総務省、環境省】
- ・ IT 利活用による CO2 削減効果の評価手法やベストプラクティスについて、ITU (国際電

気通信連合)にて国際標準化する等、グリーン ICT 分野における国際競争力強化に向けた取り組みを実施する。【総務省】

# 【中期(2016年度~2018年度)·長期(2019年度~2021年度)】

### 〇エネルギーマネジメントの実現

・ 効率的なエネルギーマネジメントの実現に向けて、2016 年度を目途に行われる予定の電力の小売参入自由化等の法制度整備に併せて、2015 年度までの成果を踏まえ、電力使用情報を活用した新サービスの実現、および地域や家庭へのスマートメーター、エネルギーマネジメントシステムの普及、およびアグリゲータによる新たなビジネス分野の確立に向けた取組を実施する。

## 【経済産業省】

・ 高度なエネルギーマネジメントの実現に向けて、2016 年度を目途に行われる予定の電力 の小売参入自由化等の法制度整備に併せて、電力使用情報以外の情報を加えて、多様な 情報を用いた高付加価値サービスの実現、および情報通信技術の観点から、地域へのエ ネルギーマネジメントシステムの普及に資する取り組みを実施する。【総務省】

### 〇グリーン ICT の推進

- ・ グリーン ICT の推進による CO2 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンター の推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化・普及促進に 係る取り組みを実施する。【総務省、環境省】
- ・ IT 利活用による CO2 削減効果の評価手法やベストプラクティスについて、ITU (国際電気通信連合) にて国際標準化する等、グリーン ICT 分野における国際競争力強化に向けた取り組みを実施する。【総務省】

								短期				度
2013         2014         2015         2016         2017         2018         2019         2020         2021	2		015	2015		1	2014			2013		·及
2013   2014   2015   2016   2017   2018   2020   2020   2021   2020   2020   2021   2020		速、 (     巨)内 しまず 開 ン閣     の察 一年 しまいれん と 発 し で は 一 一 は 一 しまいれる から は 一 と がら 一 い は から に から	対象   対象   対象   対象   対象   対象   対象   対象	ドード、 その		構化房 重シ重構 運 間及 「関」 する・	「田本田   「田本   「田本	官民ITS構想・ロードマップの	定 S i i	官推の 日の 日の 日の 日で 日で 日で 日で 日で 日で 日で 日で 日で 日で 日で 日で 日で	全体	(4)世界で最も安全で環竟こやさしく経斉内な道洛交通社会の実現

左曲			И			中期			長期		KDI
平度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
年(4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現度	安全運転支援・自動走行システム		2014 ・交通規制情報 【内技術を通知を通知を表示の音を通知を表示を通知を表示を通知を表示を通知を表示を通知を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	の収集・提供の 察庁】 用した円滑、安全 【(再掲) は 【警察庁】 備 【警察庁】	高度化に関す で	2017 る検討、実証 交通等の実現	実験、普別を選出して、   一次に   一次に	進となった。		2021	·交通事故 死者数 ·交通渋滞 ·交通渋滞
社会の実現		・ASV技術の理解お。 ・ASV技術の理解お。 促進に関する検討 ・国際基準調和に向い 【総務省、国土交通省	よび普及 けた情報発信	テムの開発・実 警察庁、総務省 歩車間通信を システムの開発 【内閣府、警察 総務省、国土	ミ証【内閣府、 、国土交通省】 ニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー	国間通信 ドライン )策定	2500人以下				

左曲		短	期			中期			長期		KDI
平度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
年 (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的度	安全運転支援・自動走行システム	・高速道路上の 自動運転を実 現するシステム に関する検討 ・ETC等のITS技 術の活用拡大 【国土交通省】	*ITS技術を活用 *ETC等のITS打 人間の運転行動 高度化にむけた 【内閣府、経済 るリアルタイム情報 等に効果のあるシ 、経済産業省】 通信・システム	C-A 実用 した円滑、安全 技術の活用拡大 動データベース! を走行映像デー 産業省】 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	たの に に に に に ま で の に ま で の に は に ま で の に ま で の に ま で の に に に に に に に に に に に に に	2017 交通等の実現 ・測・回避技術 支術および白糸	交通 死 2,500 2,000	事故のは、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人	2020 世界一安全な道路交通社会 /	2021	·交通事故 死者数 ·交通渋滞 ·交通渋滞
く経済的な道路交通社会の実現			交通弱者等の	路交通システム 移動支援システ	ムの開発	į	《庁、経済産業 :	ぎ省】デモ	渋滞大幅削減		
会の実現		隊列走行(トラック)の 公道実証実験を通じ た社会的受容性の評 価等【経済産業省】	自動走行シスラ	・ムに係る国際ない。 この調査 【経済	標準化の推進 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 」 「 「 」 「 」 「 」 「	【経済産業省	i			 	
		実証実験		必要に応じて	ナた社会の在り 制度面等の検 内閣府、警察庁	討	•		等)、		

年度	 短期	<del>ቻ</del>			中期			長期		KDI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
(4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	2013 プローブ情報を活用 した信号制御モデル 事業【警察庁】 交通安全対策	2014  プローズ 情報 警察 「プロー関府、 管察 「プロー関府、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	の自動務 を	(ニーズを踏まの) (ニーズを踏まの) (ニーズを踏まの) (ニーズを踏まの) (コーズを開発を開て (ローズを開発を (ローズを) (ローズ	2017 交え、河田 次元 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	プより順 大い順 大い順 大い順 大い順 大い順 大い順 大い順 大い	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2020 世界一安全な道路交通社会 / 渋滞大幅削減 報ス推 のの進		· 交者 · 交者 · 交别 · 交别

年度		短期	Ą			中期			長期		KPI
平及		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
+ (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現と	通データ利活用(渋滞対策・安全対	人の移動ニーズを正確利用者にとって最適な組み合せた移動手段システムの検討【国土交通省】  歩行者移動支援 ービスの導入に するガイドライン」 策定	確に把握すること に車と公共交通機	で関る 援びビの通 とりまとめ とりまとめ とりまとめ とりまとめ とりまとめ	検討 システ・ プン 大歩普国 プン 者促える	 の構】 一支向省】 一支向省】 ・技ビリティ等の ・大きの ・たっ ・大きの ・大を ・大きの ・大きの ・大きの ・大きの ・大きの ・大きの ・大きの ・大きの ・大きの ・大		2019	2020 高齢者や障がい者にとって安心・安全かつ円滑な移動が可能となる社会	2021	•交者数 •交沿数 •交沿数 •交沿

# (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

## 【目標(マイルストーン含む)】

- ・2014 年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で 実施するとともに、高度運転支援技術等の開発に着手する。
- 2018年目途に、交通事故死者数 2,500人以下とする。
- ・2020 年までに、世界で最も安全な道路交通社会を実現するとともに、交通渋滞を大幅に削減する。
- ・2010 年代半ばを目途に、準自動走行システム(レベル2)を、2020 年代前半を目途 に、レベル3を市場化する。また完全自動走行システムの試用開始時期を見据え、実 現に向けた技術開発等に取組む。

# 【短期(2014年度~2015年度)】

#### 〇全体

- ・ 10~20 年程度の目標を設定した官民ITS構想・ロードマップに基づき、官民で取り組んでいる安全運転支援・自動走行システムの早期実用化のより一層の加速化と、 官民協力による交通関連データの整備と公開を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 車車間・路車間通信等の対応車載機や、高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・普及促進策の検討、2014 年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施し、また高度運転支援技術等の開発を進め、路車・車車連携型システムの運用体制の構築および実用化を行う。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 2020 年のオリンピック・パラリンピックに際しては、応用システムによる大会運営 の支援やデモ・試験実証を行い、世界に対して世界最先端の ITS をプレイアップす るために必要な戦略を立案し、その実施に向けて必要な調査・検討・技術開発を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 今後重点的に整備すべき交通データの内容、官民の保有するデータのオープン化に 向けた手順、官民における情報共有体制等、今後の交通データ利活用戦略を明確化 する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 交通データに関しては、官民それぞれにとって必要性の高いデータを中心に、データの活用に向けた整備、オープン化を推進する。その中で、官については、情報システムの高度化、アナログデータのデジタル化を推進する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 我が国のITS施策について、引き続き世界会議等で我が国のITS施策を発信する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

# 〇安全運転支援・自動走行システム

- ・ ASV技術の飛躍的高度化に関する検討および通信利用型安全運転支援システムの 開発促進に関する検討、ASV技術の理解および普及促進に関する検討、国際基準 調和に向けた情報発信を行う。【総務省、国土交通省】
- ・ 車車間・路車間通信、歩車間通信、インフラレーダーを活用したシステムの開発・ 実証を行う。【内閣府、警察庁、総務省、国土交通省】
- ・ 準自動走行システムの市場化期待時期 (レベル 2 は 2010 年代半ば~2017 年、レベル 3 は 2020 年代前半) を見据え、実現に向けて開発等を推進する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 交通規制情報の収集・提供の高度化に関する検討、実証実験、普及促進を進める。 【内閣府、警察庁】
- ・ 光ビーコン対応車載機器の普及促進を行う。【警察庁】
- ・ 全国主要交差点等へのインフラ配備を順次行う。【警察庁】
- ・ 救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入を行い、導入 状況について中間とりまとめを行う。【警察庁】
- ・信号システムの高度化として、効果的なシステムの継続検討とより有効なメディア の検討を行い、中間とりまとめを行う。また、プローブ情報を活用した信号制御モ デル事業を実行し、プローブ情報の活用など、先進技術を利用し、信号制御の精度 向上を図りつつ順次導入を行う。【警察庁】
- ・ ITS 技術を活用した円滑、安全、安心な道路交通等の実現への取組を行う。また、 ETC 等の ITS 技術の活用拡大を行う。【国土交通省】
- ・ 人間の運転行動データベースに基づく危険予測・回避技術や、周辺環境認識技術の 高度化、その開発プロセスの効率化や性能評価の基礎となる走行映像データベース 構築技術の開発、及び白線識別技術の開発を行う。【内閣府、経済産業省】
- ・ 自動車へ提供するリアルタイム情報の検討、その情報を活用した交通事故や交通渋滞の低減等に効果のあるシステムの検討、実証実験を進め、中間とりまとめを行う。 【内閣府、警察庁、経済産業省】
- ・ 通信・システムの信頼性確保のための研究開発、実証実験を行う。【内閣府、総務 省、経済産業省】
- ・ 次世代公共道路交通システム、交通弱者等の移動支援システムの開発を行う。【内閣府、警察庁、経済産業省】
- ・ 自動走行システムに係る国際標準化の推進、社会ニーズ等の調査を行う。【経済産業省】
- ・ 官民 ITS 構想・ロードマップに基づき、2015 年以降、完全自動走行システム(レベル 4)に向けた社会の在り方等の検討(ニーズ、ビジネスモデル等)を行うとともに、必要に応じて制度面等の検討を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

## 〇交通データ利活用 (渋滞対策・安全対策等)

- ・ 交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となる、道路交通情報の集約・配信に 係る取り組みに有効となる整理・検討を行う。【警察庁、国土交通省】
- ・ 交通渋滞状況の現在の把握方法の調査を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務 省、経済産業省、国土交通省】
- ・ プローブ情報等の自動車から得られる情報の活用及び収集、提供に関する検討を実施する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省】
- ・ ビッグデータ (プローブ情報等) を活用し、きめ細やかな対策を講じることによる 既存ネットワークの最適利用に向けた検討を行う。【国土交通省】
- ・ 自動車関連情報の利活用による新サービスの創造・産業革新のための取組等を盛り 込んだ「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」を策定する。さらに、本 将来ビジョンとパーソナルデータ利活用ルール等を踏まえ、新サービスの創出・産 業の革新等に向けた自動車関連情報の利活用のための環境整備等を行う。【国土交 通省】
- ・ 人の移動ニーズを正確に把握することで、利用者にとって最適な車と公共交通機関 を組み合せた移動手段の提案が可能となるシステムの検討を行い、とりまとめを行 う。【国土交通省】
- · 交通規制情報の収集・提供の高度化に関する検討、実証実験、普及促進を進める。 【内閣府、警察庁】
- ・ 歩行者移動支援サービスの普及促進及び視覚障がい者へのサービス、災害時のサービスの利活用の検討を行い、取りまとめを行う。【国土交通省】

#### 〇スマートモビリティ

・ ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大に向けた検討を行い、取りまとめを行う。【国土交通省】

## 【中期・長期(2016年度~2021年度)】

# 〇全体

- ・ 官民ITS構想・ロードマップに基づき、官民で取り組んでいる安全運転支援・自動走行システムの早期実用化のより一層の加速化と、官民協力による交通関連データの整備と公開を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 車車間・路車間通信等の対応車載機や、高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・普及促進策の検討、2014 年度から引き続き社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施し、また高度運転支援技術等の開発を進め、路車・車車連携型システムの運用体制の構築および実用化を行う。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 2020 年のオリンピック・パラリンピックに際しては、応用システムによる大会運営 の支援やデモ・試験実証を行い、世界に対して世界最先端の ITS をプレイアップす

- るために必要な戦略を立案し、その実施に向けて必要な調査・検討・技術開発を行う。 【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 今後重点的に整備すべき交通データの内容、官民の保有するデータのオープン化に 向けた手順、官民における情報共有体制等、今後の交通データ利活用戦略を明確化 する。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 交通データに関しては、官民それぞれにとって必要性の高いデータを中心にデータ の活用に向けた整備、オープン化を推進する。その中で、官については、情報シス テムの高度化、アナログデータのデジタル化を推進する。【内閣府、警察庁、総務 省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 我が国のITS施策について、引き続き世界会議等で発信する。【内閣官房、内閣 府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

# 〇安全運転支援・自動走行システム

- ・ C-ACCの実用化。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 車車間・路車間通信、歩車間通信、インフラレーダーを活用したシステムの開発・ 実証を行い、路車、車車連携型システムの実用化を行う。また、歩車間通信ガイド ラインの検討を行い、歩車間通信ガイドラインを策定する。【内閣府、警察庁、総 務省、国土交通省】
- ・ 準自動走行システムの市場化期待時期(レベル 2 は 2010 年代半ば~2017 年、レベル 3 は 2020 年代前半)を見据え、実現に向けて開発等を推進する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ 交通規制情報の収集・提供の高度化に関する検討、実証実験、普及促進を進める。 【内閣府、警察庁】
- ・ 光ビーコン対応車載機器の普及促進を行う。【警察庁】
- ・ 全国主要交差点等へのインフラ配備を順次行う。【警察庁】
- ・ 救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入を行う。【警察庁】
- ・信号システムの高度化として、効果的なシステムの継続検討とより有効なメディア の検討を行う。また、プローブ情報を活用した信号制御モデル事業を実行し、プロ ーブ情報の活用など、先進技術を利用し、信号制御の精度向上を図りつつ順次導入 を行う。【警察庁】
- ・ ITS 技術を活用した円滑、安全、安心な道路交通等の実現への取組を行う。また、 ETC 等の ITS 技術の活用拡大を行う。【国土交通省】
- ・ 人間の運転行動データベースに基づく危険予測・回避技術や、周辺環境認識技術の 高度化、その開発プロセスの効率化や性能評価の基礎となる走行映像データベース 構築技術の開発、及び白線識別技術の開発を行う。【内閣府、経済産業省】
- 自動車へ提供するリアルタイム情報の検討、その情報を活用した交通事故や

交通渋滞の低減等に効果のあるシステムの検討、実証実験を進め、中間とりまとめ を行う。【内閣府、警察庁、経済産業省】

- ・ 通信・システムの信頼性確保のための研究開発、実証実験を行う。【内閣府、総務 省、経済産業省】
- ・ 次世代公共道路交通システム、交通弱者等の移動支援システムの開発を行い、デモ を実施する。【内閣府、警察庁、経済産業省】
- ・ 自動走行システムに係る国際標準化の推進、社会ニーズ等の調査を行う。【経済産業省】
- ・ 官民 ITS 構想・ロードマップに基づき、完全自動走行システム (レベル 4) に向けた社会の在り方等の検討 (ニーズ、ビジネスモデル等) を行うとともに、必要に応じて制度面等の検討を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

## 〇交通データ利活用 (渋滞対策・安全対策等)

- ・ 交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となる、道路交通情報の集約・配信に 係る取り組みに有効となるデータの明確化を行い、集約・配信に係る課題整理や判 断を行い、状況の取りまとめを行う。また、有効となるデータが存在した場合は、 集約・配信の検討を行う。【警察庁、国土交通省】
- ・ 交通渋滞状況の把握方法の検討を行う。【内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省】
- ・ プローブ情報等自動車から得られる情報の活用及び収集、提供に関する検討 を実施する。【内閣府、警察庁、総務省、経済産業省】
- ・ ビッグデータ (プローブ情報等) を活用し、きめ細やかな対策を講じることによる 既存ネットワークの最適利用に向けた検討を行う。【国土交通省】
- ・ 「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」やパーソナルデータ利活用ルール等を踏まえ、新サービスの創出・産業の革新等に向けた環境整備等を行い、自動車関連情報の利活用による新サービスの創出・産業革新等を推進する。【国土交通省】
- ・ 人の移動ニーズを正確に把握することで、利用者にとって最適な車と公共交通機関 を組み合せた移動手段の提案が可能となるシステムの構築を行う。【国土交通省】
- ・ オープンデータ環境下での歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた環境整備を 行う。【国土交通省】
- ・ 交通規制情報の収集・提供の高度化に関する検討、実証実験、普及促進を進める。 【内閣府、警察庁】
- ・ 各種交通データについて、ニーズを踏まえ、可能なデータより順次オープン化する。 【警察庁、経済産業省、国土交通省】

# 〇スマートモビリティ

- ・ ロボット技術等を活用した超小型モビリティ等の開発・普及拡大を図る。【国土交通省】
- ・ 高齢者や障がい者にとって安心かつ円滑な移動が可能となる社会を実現する。

年度	短期				中期			長期			KDI			
	2013		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	· KPI			
(5)雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(	テワの促進	実証事業、課題抽出のための調整【総務省、厚生労働省】	ITを活用した柔軟 能となる新たなモ 【総務省、厚生労	デル確立のため	の実証事業よる新たな就労形態	テレワーク推奨 モデルの 本格的構築・普及		2020年まで「 ・テレワーク導 (2012年度比) ・雇用型在宅型 カー数10%以 ・女性就業率の	「入企業数3倍 型テレワー 以上	i de la companya de l	・テレワー ク導入企業 数			
		普及に関するニーズ の把握、課題整理、 必要な見直し 【総務省、			省、国土交通省等】	,		万策の検討による	。具体的な普及	促進、	・雇用型在 宅型テレ ワーカー数 の割合			
		厚生労働省、 経済産業省、 国土交通省等】		援、セミナーの開催等・イン」などの周知・啓					国土交通省等	<b>[</b> ]	・ITを活用 したハロー ワーク等の 就職支援			
			国家公務員のテレワーク に係るロードマップの策定 【内閣官房、全府省庁】	国家公	*務員のテレワークは	に係るロードマップに	ニ基づく各施策の	実施【内閣官房、	全府省庁】		機能の強 化			
		実態把握、調査・分析 手法等の検討 【内閣官房、総務省、 厚生労働省、経済産業省、 国土交通省等】									・山間地域等遠隔地におけるサーテライトオ			
バランス(「仕事と生活の調	サテラ イトオ フィスの 整備	ニーズの把握、課題 整理、具体的施策の ・離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備									アノイトオーフィスの利用企業数			
調和」)の実現	就労支援	ハローワークの求人情報の民間人材ビジネス、自治体に対するオンライン提供に向け、平成25年12月に導入マニュアルをハローワークインターネットサービスに公表【厚生労働省】  求職者情報の提供に関するニーズの把握  が使、有識者が踏またた課題者	付・システムの修等 オビジネス・インでの提り トらの意見を 野理、具体的	トライス からから からから からから からから からから からから からから から	>				雇用のマッ成長産業へ	–				
		【厚生労働省】 施策の検討【厚 ハローワーク業務・シスラ 【厚生労働省】		ITを活用した	ハローワーク等	の就職支援機能	能の強化【厚生	労働省等】						

(5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス (「仕事と生活の調和」)の 実現

## 【目標(マイルストーン含む)】

- 2016年までに、労働者に優しいテレワーク推奨モデルの構築・普及を図る。
- 2020 年には、テレワーク導入企業を 2012 年度比で 3 倍、週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の 10%以上にし、また、こうした取り組みを含めた女性の就業支援等により、第一子出産前後の女性の継続就業率を 55%、25 歳から 44 歳までの女性の就業率を 73%まで高める。

## 【短期(2014年度~2015年度)】

## 〇テレワークの普及・促進

- ・ テレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016 年までにその本格的な構築・普及を図るため、テレワーク制度の本格的導入を希望する企業を全国から募集し、IT を活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業、システム利用や就業規則等の運用ルール策定に係る専門家派遣や相談窓口の設置等の支援策をパッケージで提供を行い、2016 年度までにテレワーク推奨モデルを構築し、その本格的な普及を図る。【総務省、厚生労働省、経済産業省等】
- ・ クラウドを用いた新しい ICT ツールであるバーチャルオフィス等の活用によって生まれる新しい就労形態の確立に向けた取組を 2016 年度までに実施する。【総務省】
- ・ テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週1日以上終日在宅で就業 する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握す るとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開 拠点の構築面等での課題解決方策を取りまとめ、具体的な普及促進、啓発活動を実施す る。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門 家派遣を実施する。【総務省、厚生労働省】
- ・ テレワークを含む IT を活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省】
- ・ カリキュラム開発や e ラーニングなどによる IT スキル習得の支援やセミナーの開催、 テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動を実施する。【内閣官房、総務省、 厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ 「在宅勤務ガイドライン」、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び 「テレワークセキュリティガイドライン」の周知・啓発、在宅就業者や発注企業等に向 けた情報提供やセミナーの開催、相談対応等の支援を実施する。【総務省、厚生労働省】
- ・ 2014 年中に、2020 年を目標年次とする国家公務員のテレワークに係るロードマップを 策定する。また、これに基づく各施策を実施する。【内閣官房、全府省庁】
- ・ 新たな IT 総合戦略における目標及び KPI を達成するため、週 1 日以上在宅で就業する

雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査・把握する。その際に実態を的確に把握するための手法等必要な検討を行った上で、テレワークの普及状況調査を行う。また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるためにテレワークの導入企業や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行うとともに、テレワークの定義・分類を踏まえつつ新たな KPI の設定・見直し等についても検討を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

# 〇サテライトオフィスの整備

・ 山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等を利用したサテライトオフィスの企業利用を全国的に展開するため、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②古民家や遊休施設を活用した住居・施設環境の整備、③地域における NPO 法人などの人的資源の有効活用などの実現に向け、地域や職種の違いによるニーズの把握、進め方、具体的方策、課題の整理など必要な調査、検討を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省等】

#### 〇就労支援

・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とする、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能強化の一環として、ハローワークの保有する求人情報の民間人材ビジネスや地方自治体に対するオンラインでの提供を、2014年度中に開始する。また、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」をさらに促進するため、IT を活用したハローワーク等の就職支援機能強化に関する課題整理を行い、さらなる具体的方策の検討を行う。さらに、方策の検討を踏まえて、具体的な施策の導入に向けた取り組みを行う。【厚生労働省等】

### 【中期(2016年度~2018年度)】

## 〇テレワークの普及・促進

- ・テレワーク制度の本格的導入を希望する企業を全国から募集し、IT を活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業、システム利用や就業規則等の運用ルール策定に係る専門家派遣や相談窓口の設置等の支援策をパッケージで提供を行い、2016年までにテレワーク推奨モデルを構築し、その本格的な普及を図る。【総務省、厚生労働省、経済産業省等】
- ・ クラウドを用いた新しい ICT ツールであるバーチャルオフィス等の活用によって生まれる新しい就労形態の確立に向けた取組を 2016 年度までに実施する。【総務省】
- ・ テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門 家派遣について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ継続して実施する。 【総務省、厚生労働省】

- ・ テレワークを含む IT を活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ効率的・効果的な推進を図る。【総務省、厚生労働省、経済産業省】
- ・ テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握するとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開拠点の構築面等での課題解決方策を把握した上、具体的な普及促進、啓発活動を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ カリキュラム開発や e ラーニングなどによる IT スキル習得の支援やセミナーの開催、 テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動を継続して実施する。【内閣官房、 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ 「在宅勤務ガイドライン」、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び 「テレワークセキュリティガイドライン」の周知・啓発、在宅就業者や発注企業等に対 する支援について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ、引き続き効率的・効 果的な推進を図る。【総務省、厚生労働省】
- ・ 国家公務員のテレワークに係るロードマップに基づく各施策を実施する。【内閣官房、 全府省庁】
- ・ 新たな IT 総合戦略における目標及び KPI を達成するため、週1日以上在宅で就業する 雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査を実施する。 また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるため継続的にテレワークの導入企 業数や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及 状況について定量的分析を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土 交通省】

## 〇サテライトオフィスの整備

・ 山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等を利用したサテライトオフィスの企業利用を全国的に展開するため、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②古民家や遊休施設を活用した住居・施設環境の整備、③地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用などの実現に向け、本工程表の短期において整理・検討した各具体的方策を実施する。【総務省、文部科学省、経済産業省等】

#### 〇就労支援

・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とするため、ハローワークの求人情報のオンラインでの提供を含む IT を活用したハローワーク等の就職支援機能の強化に向けた具体的方策を実施することにより、「雇用のマッ

チングと成長産業へのシフト」をさらに促進し、働く意欲を持つ人々の就労支援を行う。 【厚生労働省等】

#### 【長期(2019年度~2021年度)】

# 〇テレワークの普及・促進

- ・ テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門 家派遣について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ継続して実施する。 【総務省、厚生労働省】
- ・ テレワークを含む IT を活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ引き続き効率的・効果的な推進をはかる。【総務省、厚生労働省、経済産業省】
- ・ テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握するとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開拠点の構築面等での課題解決方策を把握した上、具体的な普及促進、啓発活動を実施する。【総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ カリキュラム開発や e ラーニングなどによる IT スキル習得の支援やセミナーの開催、 テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動の実施について、適宜課題を整理 し、必要な見直しを行いつつ、引き続き効率的・効果的な推進を図る。【内閣官房、総 務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等】
- ・ 「在宅勤務ガイドライン」、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」及び 「テレワークセキュリティガイドライン」の周知・啓発、在宅就業者や発注企業等に対 する支援について、適宜課題を整理し、必要な見直しを行いつつ、引き続き効率的・効 果的な推進を図る。【総務省、厚生労働省】
- ・ 国家公務員のテレワークに係るロードマップに基づく各施策を実施する。【内閣官房、 全府省庁】
- ・ 新たな IT 総合戦略における目標及び KPI を達成するため、週1日以上在宅で就業する 雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査を実施する。 また、今後の普及促進方策を効率的、効果的に進めるため継続的にテレワークの導入企 業数や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及 状況について定量的分析を行う。【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土 交通省】

### 〇サテライトオフィスの整備

・ 山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等を利用したサテライトオフィスの企業利用を全国的に展開するため、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②古民家や遊休施設を活用した住居・施設環境の整備、③地域における NPO 法人などの人的資源の有効活用などの実現に

向け、本工程表の短期において整理・検討した具体的方策について適宜課題を整理し、 必要な見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【総務省、文部科学省、経済 産業省等】

#### 〇就労支援

・ 未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とするため、ハローワークの求人情報のオンラインでの提供を含む IT を活用したハローワーク等の就職支援機能の強化に向けた具体的方策を実施し、適宜課題を整理の上、必要な見直しを行いつつ、効率的・効果的な推進を図る。【厚生労働省等】

左曲		短期	Я			中期			長期		KDI
年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	·· KPI
(1)利便性の高い電子行政サ	利の公共の公共のの公共のの公共のの公共ののの。	オープンな利用 環境整備に向けた アクションプラン策定 【内閣官房】 文字情報基盤導入 ガイドの作成 【経済産業省】 情報連携用語彙デ 【経済	利・ ータベースの開き 斉産業省】 連携 PI(データモデル	、共通ボキャ	サービスを実			}			<ul><li>・サスる満</li><li>・Web 数</li><li>・A 数</li><li>・A 数</li><li>・A 数</li><li>・A 数</li></ul>
い雷				 		 				<u> </u> 	
子行政サー	オンライ 手続の		オンラ	イン手続改善力	う針を踏まえ、 '房・総務省及で		)取組を推進				・2021年 度までに オンライ ン手続の
-ビスの提供	利便性	•	自動車保有関係 開及び全手続き 取組やOSS利用		こよる抜本的拡 の書類の簡素化	大に向けた	/	i関係手続 ら)の抜本的 土交通省、	的拡大等を	∶推進  〉	利用率を 70%以上 に向上
	政府の Webサイ	たの 共通で	ンを踏まえ、政府( プラットフォームへ	の移行を加速す		り利便性の高				5、政府	-
	見直し		APIの利用	ニーズの把握、	APIの整備、約	☆合カタログ <i>の</i>	)提供【内閣官	召房、総務 <sup>2</sup>	省、全府省	]	<b>)</b>

年度			短期			中期			長期		KPI
十尺		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
	制度の導		番号の付番・通知準備 及び国税庁】	通知		マイナンバー・汀	よ人番号の利用	【関係府省庁】			・個人番号カードの発
	夢だ	情報提供NWS·情報提	供等記録開示システムの	構築 【内閣官房及び	総務省】	情報提供NWS・情	i 報提供記録等開示 i	L i Rシステムの運用	] 【内閣府及び	i ぶ総務省】	行枚数 
	「マイガバ	主な機能・内容の 検討 【内閣官房】	・主な機能・内容の検 構築・制度見直し【I 利用者に係る自己 プッシュ型/ワンス サービスに必要な情 する仕組み 等	内閣官房及び関係 青報の閲覧 トップサービス	府省庁】	・順次、サービス提供を利用者に係る医療・介個人向けプッシュ型・引越しや死亡等のラ行政手続(税務関係サービス等	介護・健康情報等 ナービス イフベントに係る	い自己情報の ワンストップサ	)閲覧 ービス	記結できる	
(1)利便性の高い	バメント(仮称)	トラストフレーム ワークの検討 【経済産業省】	・官民の本人確認やA 構築 【内閣官房、総務省、紹・認証プラットフォームの	経済産業省及び関係の	· V	・順次、官民のオンライ 【内閣府、総務省及び 民間ポータルとの連 納税手続におけるe	バ関係省庁】 携 等		携を開始		
の高い電	)」の実現	携帯電話・CATVを用いた 行政サービスの利用に 係る技術的課題の整理 【総務省】	・利用チャネル及び認 【内閣官房、総務省		]けた検討	・順次、利用チャンネル 【内閣府、総務省及び		<b>左拡大</b>			
電子行政サ			・公共施設等への端えいわゆる情報弱者の 【内閣官房及び総務	O利用に向けた対応		・順次、対応策を実施 【内閣府、総務省及び	び関係省庁】				
ĺ		個人番号カート	 ドの交付準備 【総務省】	1		個人番号	<u>-</u> 号カードの交付	【総務省】		<u>'</u>	}
ビスの提供	個人番号力	・暮らしに係る公的 の証明に係るカー ・印鑑証明カードや	コサービス及び国家資格 ード類の一元化に向けた り施設利用カード等の個 市町村による独自利用の	等の資格 -検討 人番号カード	(健康保険証、名 市町村による独居 【内閣府、総務省	ウードへの一元化を実施 ・種国家資格等資格証明書 自利用の推進 i 及び関係府省庁】 る空き領域利用ニーズの検	、国家公務員身分  -	証明書等) 民間 空き領域和	『事業者による 『用に係る政・ 府及び総務省	令整備 🖠	
	号カードの			¥ \	・地方公共団体 ・検討を踏まえ、 【内閣官房及び						
	普及	本人確認手段とし 【総務省及び関係		- 周知	・法令に基づくも	のを含め、官民の様々 関係府省庁】	な本人確認を要	する場面におい	いて利用		
		・公的個人認証サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しの検討 ・民間利用のユースケースの明確化、民間事業者への利用の働きかけ【内閣官房、総務省及び関係府省庁】			・検討を踏まえ、順次、行政手続き等の拡大・見直しを実施・署名検証者の民間事業者への拡大・利用の働きかけ						

年度 (1)	2013	法人番号	2014 国・地方公共団体が法。 (調達、免許・許認可、処 補助金交付、リコール届 を公開する際の法人番号 所要の関連手続の見直し	分・勧告、 出、求人等) [ 号の併記及び	2016 国·地方公共団体	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
(1			(調達、免許・許認可、処 補助金交付、リコール届 を公開する際の法人番号	分・勧告、 出、求人等) [ 号の併記及び	I 国·地方公共団体	<u> </u>					
利		の	【内閣府、総務省及び関		【関係府省庁】	が法人に係る情	報を公開する際	祭の法人番 <del>5</del>	号の併記の徹	<b>対底</b>	
利便性の高い電子行政サ		利活用推進	「法人ポータル」の検証 【内閣官房、総務省、 既存の法人に係る各種番品を法の法人情報の利活用方式	経済産業省及び関係 	, i	人の支店又は事業	による法人情報	の利活用方策	- 長の実施・推進		
行		<u> </u>		 		! ! !	 			<u> </u>	
政サービスの提供		マイナンバー		関係省庁】    係府省における具   	    体的検討【内閣R      ①戸籍事務、②旅	- 行及び関係省庁  R券事務、③預貯	]、、	番号法改正	を 法案の提出 改正等【関係		

## 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

## (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- ・「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき国民にとっ てより利便性の高い政府のWebサイトへの見直しを実施する。
- ・マイナンバー制度の利活用により、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを提供する「マイガバメント(仮称)」の実現、実社会やオンラインの本人確認 手段となる個人番号カードの普及や、マイナンバー及び法人番号の利活用を図る。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

#### 〇クラウドを活用したオープンな利用環境の準備

- ・ 「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(平成 26 年4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、府省間連携を推 進し、利便性の高い公共サービスを実現する。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 経済産業省において、国際的な連携を踏まえた情報連携用語彙データベース(基本語彙の定義等をまとめたデータベース)の開発・実証を 2013 年度~2015 年度に行い、また、総務省において、2013 年度~2014 年度にオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携しつつ、実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通 API (データモデル、共通ボキャブラリ、標準 API 規格等)等の開発・実証を行う。これらを踏まえ、内閣官房においてアクションプランを策定し、2014 年度以降、これに沿った、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。【内閣官房、経済産業省、総務省及び関係府省庁】
- ・ 2013 年度中に文字情報基盤導入ガイドの作成を行い、2015 年度以降はアクションプランを踏まえ推進する。【内閣官房、経済産業省及び関係府省庁】

#### 〇オンライン手続の利便性向上

- ・ 「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化 統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、利用ニーズを踏まえたオンライン手続の 利便性向上の取り組みを推進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下、OSS)の全国展開及び全手続への対象拡大による抜本的拡大に向けた取組やOSS利用を促進する為の書類の簡素化等を推進する。【国土交通省、関係省庁】

#### 〇政府の Web サイトの見直し

・ 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプランに基づき、 2014年中に政府ドメイン(go. jp)の集約化等に係る計画を策定するなど、より利便性 の高い政府のWebサイトへの見直しを実施する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】 ・ 政府の Web サイトについて、政府共通プラットフォームへの移行を加速するとともに、より利便性の高い政府の Web サイトを構築する。このため、2014 年度中に、政府のWeb 系サイトで公開するコンテンツを効率良く作成・管理するため、政府共通プラットフォームにおいて、コンテンツ管理サービスを、同プラットフォームを利用するシステム向けに一元的に提供する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

#### 〇マイナンバー制度の導入

- ・ 2015 年 10 月より個人番号(以下、マイナンバー)·法人番号の付番·通知を行い、2016 年 1 月より利用を開始する。【総務省、国税庁及び関係府省庁】
- ・ 2017年1月の運用開始に向け、情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの構築を行う。【内閣官房及び総務省】

## 〇「マイガバメント(仮称)」の実現

- ・情報提供等記録開示システムの活用を前提に、主な機能・内容(利用者に係る医療・介護・健康情報等の自己情報の閲覧、個人向けプッシュ型サービス、引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス、サービスに必要な法定文書等をデータで入手・利用・送達する仕組み等)に係る検討を行い、所要のシステム構築や制度見直しを進める。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 官民のオンラインサービスをシームレスな連携(民間ポータルとの連携、納税手続における e-Tax と銀行サイトとの ID 連携等)を可能とするため、サービスの認証レベル等について整理・見直しを行うほか、個人番号カード等による本人認証を一括して行える、政府情報システムの認証プラットフォーム(仮称)の構築に向けて検討するなど、本人確認や API 等の連携の枠組みを構築する。【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】
- ・ 国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向 を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末や CATV 等、利用チャネル及び認証手段の 拡大に向けた検討を行う。特に CATV については、次世代セットトップボックスへの個 人番号カードの読み取り機能の内蔵など、具体的なあり方を検討する。【内閣官房、総 務省及び関係府省庁】
- ・ 公共施設等への端末設置や代理利用の整理等、いわゆる情報弱者の利用に向けての対応 策の検討を行う。【内閣官房及び総務省】

## 〇 個人番号カードの普及

- ・ 2016 年 1 月より、個人番号カードの交付を開始する。個人番号カードの費用負担のあり 方については、初回交付について窓口で本人の費用負担が生じないよう、検討する。 【総務省】
- ・ 暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類(健康保険証、 各種国家資格等資格証明書、国家公務員身分証明書等)について、個人番号カードへの 一元化に向けた検討を行い、2016年1月の交付開始以降、順次、一元化を行うとともに、

印鑑証明カードや施設利用カード等の個人番号カードへの一体化等、市町村による独自 利用を推進する。【内閣府、総務省及び関係省庁】

- ・ 個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスについて、利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行う。【内閣官房及び総務省】
- ・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。【総務省及び関係府省庁】
- ・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、署名用電子証明書の現在 3年の有効期間の延長、利用者証明用電子証明書の導入や発行手数料の低減を図る。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

#### 〇 法人番号の利活用推進

- ・ 国・地方公共団体が法人に係る情報(調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、 リコール届出、求人等の情報)を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの 見直しについて検討を行い、2016年1月の法人番号の利用開始以降、順次実施する。 【内閣府、総務省及び関係省庁】
- ・ 法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル(仮称)」 の検討・構築を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】
- ・ 既存の法人に係る各種の番号と法人番号の連携による、法人情報の効率的・効果的な利 活用方策について検討し、2016年1月以降、順次、実施・推進を図る。【内閣府、経済 産業省及び関係省庁】

## 〇 マイナンバーの利活用推進

・ マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用(特に①戸籍事務、②旅券事務、③預 貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等)について 検討を行い、その状況を 2014 年秋までに政府 CIO に報告する。【内閣府及び関係省庁】

#### 【中期(2016年度~2018年度)・長期(2019年度~2021年度)】

#### ○クラウドを活用したオープンな利用環境の準備

- ・ 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプランを踏まえ、府 省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプランを踏まえ、用 語の共通化基盤に関しての推進を行う。【内閣官房、経済産業省及び関係府省庁】

・ 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプランを踏まえ、文字情報基盤導入に関する推進を行う。【内閣官房、経済産業省及び関係府省庁】

#### 〇オンライン手続の利便性向上

- ・ オンライン手続改善方針を踏まえ、利便性向上の取り組みを推進する。【内閣官房、総 務省及び関係府省庁】
- ・ OSS の全国展開及び全手続への対象拡大による抜本的拡大等を推進する。【国土交通省、関係省庁】

#### 〇政府の Web サイトの見直し

・ 電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプランを踏まえ、より利便性の高い政府の Web サイトへの見直しを実施する。 (政府の Web サイトについて、政府共通プラットフォームへの移行を加速するとともに、より利便性の高い政府の Web サイトを構築) 【内閣官房、総務省及び関係府省庁】

#### 〇マイナンバー制度の導入

- ・ マイナンバー・法人番号を利用できる事務について、業務改革等を実施し、効率的・効果的な利用を徹底する。【関係府省庁】
- ・ 2017 年 1 月より、情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの運用を開始する。【内閣府及び総務省】

#### 〇「マイガバメント(仮称)」の実現

- ・ 主な機能・内容について、2017年1月の情報提供等記録開示システムの運用開始以降、 順次、サービス提供を開始する。【内閣府、総務省及び関係省庁】
- ・ 本人確認の連携による官民のオンラインサービスのシームレスな連携について、2017年 1月以降、順次、実施する。【内閣府、総務省及び関係省庁】
- ・ 利用チャネル及び認証手段について、2017年1月以降、順次、拡大を図る。【内閣府、 総務省及び関係府省庁】
- ・ いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策について、2017年1月以降、順次、実施する。 【内閣府、総務省及び関係府省庁】

## 〇 個人番号カードの普及

- ・ 引き続き、暮らしに係る公的サービス及び国家資格等証明に係るカード類の個人番号カードへ一元化を、順次、実施するとともに、市町村による独自利用を推進する。【内閣府、総務省及び関係府省庁】
- ・ 民間事業者による空き領域の利用ニーズの検討を行い、その結果を踏まえ、政令の整備 を行う。【内閣府及び総務省】
- ・ 引き続き、コンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、順次、対象手続きの拡大を行う。【内閣府及び総務省】

- ・ 公的な身分証明書として、官民の本人確認を要する場面における利用を進める。【総務 省及び関係府省庁】
- ・ 引き続き、公的個人認証サービスについて、順次、当該サービスを利用した行政手続き 等の拡大・見直しを行うとともに、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。【総務省 及び関係府省庁】

#### 〇 法人番号の利活用推進

- ・ 引き続き、国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しを進め、2018年1月以降、原則、法人に係る情報を公開する際には法人番号を併記する。【関係府省庁】
- ・ 2017 年 1 月より「法人ポータル(仮称)」の運用を開始し、国・地方公共団体等の既存 の法人情報サイトとの連携を拡大する。【関係府省庁】
- ・ 引き続き、既存の法人に係る各種の番号と法人番号との連携による法人情報の効率的・ 効果的な利活用方策について、順次、実施・推進を図る。【関係府省庁】
- ・ 法人番号の利用状況を踏まえ、個人事業主や法人の支店及び事業所等への法人番号の付番等につき、具体的なニーズの洗い出しを行うとともに、付番・通知・公表の執行の観点からも実現方法を検討する。【内閣府及び関係省庁】

#### 〇 マイナンバーの利活用推進

・ 引き続き、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を行い、その 結果を踏まえ、番号法改正法案を提出するとともに、必要な制度改正等を行う。利用範 囲の拡大等を決定したものについては、円滑な利用開始に向けた準備を行う。【内閣府 及び関係省庁】

变		短期				中期			長期		KPI
Ż		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KFI
		政府情報システム改革 に関するロードマップを策定 【内閣官房・総務省 及び関係省庁】				営の効率化	: ともに、各シス に向けた業務 「関係省庁】				・2018年度までに3 在の情報システム
		政府内のネットワークの統廃合 を実施し、ネットワークの再終 【内閣官房・総務省及び	扁方針を策定								(2012年度:約1,500を半数近くまで削減
		重複する情報システムやネット	政府共通プラットフォー	ラットフォームの ームへのPaaS	D分散拠点拡大	、		、政府共通プ ·加速【内閣官		\	・業務の見直しも設まえた大規模な別が必要なシステム
			府省共通システムの調達等 ための体制を整備								特別な検討を要す ものを除き、2021年 度目途に、原則す
	心性地		地方公共団体等	の情報システ	テムの一元的	開発∙調達、	全国共用【内	閣官房、総務	省及び関係	孫府省庁】	ての政府情報シス
		番号制度を導入する行政 分野について、政府全体を通じ た番号利用の全体像を明確化 【内閣官房及び関係省庁】	関係法令の整備 【内閣官房】	の構築・改修	【内閣官房】						┃ ムをクラウド化し、 ┃ 用コストを圧縮(3 ┃ 減を目指す)。
		番号制度を導入する行政分野に ビスと業務改革(BPR)及び情報 関し、具体的な計画を策定 【内閣官房及び	システムの改革に	同計画	画に基づき、行		の向上と行政 及び関係省庁		比を推進		・2015年度までに 子決裁率を60% 向上
		モバイル端末、ウェブ会議等の利給与、旅費手続に係る発生源ノ	、力の推進など、公務に	こおけるワー	クスタイルの図	で革を推進し		性を高め、大			
	-	電子決裁推進の集中取組集		<b>宁】</b>	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	理名の秘称	に注て唯体	【土111】			
	1	政府機関の情報システムについて 情報システムの設計、構築、運用等 の段階について満たすべき情報 セキュリティの技術基準を検討・整備 各府省庁における試行を実施 【内閣官房及び全府省庁】	☆ 試行結果 ・合作 ・	いてその活用 守省庁の機機	目状況を確認す な取扱いが必	rる。 必要な情報を ていることを		に係る情報シス まを検討し、2	ステムについ	、内閣官房にいて、リスク評から運用する。	
	±₩ <del></del>	▶7 国の「政府情報シュニノ	サギロードフップ・の半	<b>歩た巫</b> け 型	* <b>*</b>	り作祀さ、ヲニ	- / - · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>作『</b> 公敦少五	が囲を少ら	=1	1
	地方におけ 情報システ 改革	-ム 番号制度導入す	☆車ロートマック」の進 での4年間を自治体ク ご位置付け【総務省及ひ	ラウドの		プロ 報ン人で	「ム以早を推済	生 【総務有权	、ひ営派省に		

## (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

## 【目標(マイルストーン含む)】

- 2018 年度までに現在の情報システム数を半数近くまで削減する。
- 2021 年度目途に、原則全ての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつ つ災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮(3 割減)す る。

## 【短期(2014年度~2015年度)】

#### 〇政府情報システム改革

- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、各システムの更改時期等に併せて、政府情報システムの統廃合、クラウド化等の政府全体を通じたシステム改革を推進するとともに、サービス向上や行政運営の効率化に向けた業務改革(BPR)を徹底する。政府情報システム改革ロードマップについては、その進捗状況を把握・フォローアップするとともに、統廃合・クラウド化の更なる加速・拡大に向けた取組を推進する(ロードマップは毎年度見直しを行う)。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 2013 年度~2014 年度にかけて、政府内のネットワークの統廃合に向けた調査研究を実施し、2014 年度内にその結果を踏まえたネットワークの再編方針を策定する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、重複する情報システムやネット ワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・政府共通プラットフォームの安定的な運用を図るとともに、移行対象システムに対する 支援等を実施する。また、政府共通プラットフォームの分散拠点を拡大し、耐災害性の 高い行政基盤を構築する。さらに、民間クラウドサービスとも連携が可能な PaaS 型の 開発・検証環境を政府共通プラットフォーム上に整備し、政府の情報システム開発に係 る期間とコストの圧縮を図るとともに、リモート・デスクトップ機能等の SaaS 型サー ビスの拡充を図る等、政府のプライベートクラウドとしての環境を充実・強化する。 【総務省】
- ・ 民間クラウドサービスについて、その利用に関する基準の整理を行うとともに、パッケージソフトウェア等の利用を推進する。【内閣官房、総務省、全府省庁】
- ・ 全国一律に業務・システム内容が決定する地方公共団体等の情報システムについては、 費用対効果等を踏まえた上、適切な費用分担の下、原則として各府省庁において一元的 に開発・調達を実施し、それを全国的に共用するなどシステム整備・運用の効率化を推 進する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 2014 年度中に、番号制度の詳細な制度設計を進め、番号制度に関係する政令や主務省令 等、関係法令の整備を行う。また、2016 年の個人番号の利用開始、2017 年の情報提供 ネットワークシステムを利用した情報連携の開始を目指し、関係するシステムの構築・ 改修を着実に進める。【内閣官房及び関係府省庁】

- ・ 番号制度を導入する行政分野については、投資計画に加えて、2014 年度早期に、行政サービスと業務改革(BPR)及び情報システムの改革に関して、関係機関が連携しつつ具体的な計画を策定し、これに沿って各種の改革に着実に取り組むとともに、地方公共団体に対して、法令解釈やシステム仕様等、必要な助言・情報提供等の支援を行う。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ モバイル端末、ウェブ会議等の利活用等を通じたペーパーレス化、移動時間・移動コストの低減、電子決裁、電子入開札・電子契約や人事、給与、旅費手続に係る発生源入力の推進など、公務におけるワークスタイルの変革を推進し、公務の生産性を高めるとともに、大規模災害時等における行政運営の継続性を確保する。

#### 【全府省庁】

- ・ 電子決裁推進のためのアクションプラン (平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) を踏まえ、全府省において電子決裁の普及・利用促進の取り組みを推進する。【総務省及び全府省庁】
- ・ 2014 年度中に、内閣官房において、政府機関の情報システムについて、特に標的型攻撃 から重要な業務や情報を守る観点で情報システムの設計、構築、運用等の段階について 満たすべき情報セキュリティの技術基準の見直しを行う。また、各府省庁は情報システムの設計、構築、運用等の段階において、同基準を活用し、内閣官房においてその活用 状況を確認する。さらに、各府省庁の機微な取扱いが必要な情報を扱う業務等に係る情報システムについて、リスク評価のプロセスが適正になされていることを確認する方法 を検討し、2014 年度から運用する。【内閣官房及び全府省庁】

#### 〇地方における情報システム改革

・ 2013 年度~2016 年度を、自治体クラウドの集中取り組み期間と位置付け、番号制度の 導入とあわせて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取り組みを加速する。 【総務省及び関係府省庁】

#### 【中期(2016年度~2018年度)・長期(2019年度~2021年度)】

#### 〇政府情報システム改革

・ 政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速し、政府情報システムのクラウド化を実現する。

#### 【内閣官房、総務省及び全府省庁】

- ・ 政府共通プラットフォームについて、引き続き、開発環境やリモート・デスクトップ機能など、政府のプライベートクラウドとしての環境及び機能の整備を行い、その充実を図る。
- ・ 番号制度を導入する行政分野等について、策定した計画に基づき、業務改革(BPR)を 徹底し、行政サービスの向上と行政運営の効率化を推進する。【内閣官房、総務省及び 関係府省庁】
- ・ 電子入開札・電子契約や人事、給与、旅費手続に係る発生源入力の徹底など、公務にお

## けるワークスタイルの変革を推進する。【全府省庁】

## 〇地方における情報システム改革

・ 自治体クラウドについて、番号制度の導入とあわせて共通化・標準化を行いつつ、地方 公共団体における取り組みを加速する(クラウド化市区町村の倍増を目指す)。また、 国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システ ム改革を推進する。これらの取組により、地方公共団体の情報システムの運用コストを 圧縮する(3割減を目指す)。【総務省及び関係府省庁】

左曲		短期				中期			長期		KDI
平度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
年 (3)政府におけるITガバナンスの強化	戦略的な管理の実現	2013	2014 システムに関する ・ド」の整 原省 ド選省 ド連省 ド連省 ・ボックト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・投務 日本 「	2017 毎属 ( ) 京	編成に合わせ 編成に合わせ 「編成に合わせ 「編成に合わせ 「編成に合わせ 「編成に合わせ 「A 「かいと」 「かいた」 「関係を をを がいると 「対係ないた」 関係を でいる。 「関係を でいる。 「関係を でいる。 「関係ので、関係を にいる。 「関係ので、関係を にいる。 「関係ので、関係を にいる。 「関係ので、関係を にいる。 「関係ので、関係を にいる。 「関係ので、関係を にいる。 「関係ので、関係を にいる。 「関係を にいる。 「関係ので、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	まて 策の 取知 を を を を を を を を を を を を を	2020 進進 深につい で質の高い み 必要な連携	プロ 等	・ジ目度 · T育修数年年1増プク達 材数施2015年の成 の研人518で での成 の研人518で で
			最新の技術動[ サ	句等の把握、仕 一ビスの利用に						ラウド	
	IT人材の		CIO補佐官	プール制の導力	入の推進等【内	閣官房及び関	関係省庁】				
	育成	研修プログラムの充実	実、見直し【総務省 :	à】〉 組織間	交流によるIT。	人材の計画的	育成【内閣官	房及び関係 T	《省庁】		

## (3) 政府における IT ガバナンスの強化

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- 2014 年度から導入された、政府情報システムに関する投資計画を引き続き継続し、概算要求に当たっての投資対効果の検証を徹底する。2014 年度早期から各府省庁の IT 投資の状況等をインターネット経由で一覧性をもって国民が確認できる日本版「IT ダッシュボード」の運用を開始する。
- ・情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を整備する。
- ・オープンソースソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、応札事業者の技術力評価 の在り方についての見直しを行う。

## 【短期(2014年度~2015年度)】

#### 〇戦略的な IT 投資管理の実現

- ・ 2014 年度から導入された政府情報システムに関する投資計画を引き続き継続し、概算要求に当たっての投資対効果の検証を徹底する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・各府省は、運用コストの点検を含めた現在の業務・システムの検証を集中的に実施するとともに、検証結果を踏まえたコスト削減計画を平成27年度の概算要求時までに取りまとめ、この計画に基づき、平成26年度予算の執行から計画的に運用コスト削減に向けた取組を実施する。また、各府省は、システムの更改のタイミングに併せて、より利便性の高い、投資効率の高い業務・システムを目指し、業務改革(BPR)を踏まえた業務・システムの刷新を行うこととし、その際は、顧客視点も踏まえたIT投資の本来の目的を明確にし、これに応じた制度・業務改革を徹底するとともに、進捗状況の確認や投資の有効性の事後検証ができるようにするため、適切な評価指標をKPI(keyperformance indicator:重要業績評価指標)として設定する。このような考え方の下、記録管理・基礎年金番号管理システム及びハローワークシステム等大規模システムについては、政府CIOによるレビュー等を通じて、運用コストの大幅な削減を図りつつ、BPRを踏まえたサービスの向上を図るものとする。【内閣官房、総務省、全府省庁】
- ・ 日本版「IT ダッシュボード」の整備を進め、2014 年度早期から運用を開始する。【内閣官房及び全府省庁】
- ・ 「政府情報システム管理データベース」を活用した、政府情報システムの資産管理等を 徹底する。【総務省及び全府省庁】
- ・情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を整備し、低廉で質の高い プロジェクト遂行、システム管理を推進する。具体的には、オープンソフトウェアの活 用や標準化・共通化の推進、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントラ イセンスの導入等を進める。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 共通ルールの検討に当たって、利用者の求めるシステム機能、システム化のメリットや 効果などの要求仕様については、各府省庁の職員自らが明確化・作成することを推進す る。【内閣官房、総務省及び全府省庁】

- ・ 府省共通システムの調達等に当たっては、政府 CIO の責任の下、関係府省庁と必要な連携、最新の技術動向等の把握、仕様の検討等を行うための体制整備を行うとともに、民間クラウドサービスの利用に関する基準を整理する。その際、国民、企業が利用、アクセスするシステムについては、利便性向上、コスト低減化の観点から、スマートフォンやタブレット端末への対応に留意する。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。【内閣官房及び関係府省庁】

#### OIT 人材の育成

- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。(再掲)【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 2013 年度~2014 年度の間に、政府の IT 人材の育成を図るため、研修プログラムの見直 し・充実を行う。【総務省】
- ・ 組織間交流による人材の計画的育成を図る。【内閣官房及び関係府省庁】

## 【中期(2016年度~2018年度)・長期(2019年度~2021年度)】

#### 〇戦略的な IT 投資管理の実現

- ・ 政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた、政府情報システム に関する投資計画を、予算編成に合わせて策定する。【内閣官房、総務省及び全府省庁】
- ・ 日本版「IT ダッシュボード」の運用を行う。【内閣官房及び全府省庁】
- ・ 政府情報システムの資産管理等を徹底する。【総務省及び全府省庁】
- ・ プロジェクトの進捗をチェックするレビュー制度の運用を行う。【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ オープンソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントライセンスの導入等、情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等の充実を図る。【内閣官房、総務省及び関係府省庁】
- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。【内閣官房及び関係府省庁】

## OIT 人材の育成

- ・ 政府 CIO 補佐官のプール制の導入の推進等を行う。(再掲) 【内閣官房及び関係府省庁】
- ・ 組織間交流による人材の計画的育成を図る。【内閣官房及び関係府省庁】

# 実施スケジュール (4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化)

<b>/</b> =	c#c		短期			中期			長期		KDI
年	及	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
		国民全体(層別 【内閣官房、 情報の	  )の情報の利活用力に関する 総務省】		護者の情報の利活	用力についての教	育の充実【総務省	、文科省】			・情報の利活 用力の現状 把握及びその
		利活用力向上 に向けた 教育モデルの	学校・公民館等を学びの 育成のモデル構築、普及 スマートフォンの	促進【総務省、文科省 適正な利用者情報取	人 扱いに係る取組の推	継続的な改善 推進など安心安全	【総務省、文科省、			レの検討及び - -	改善 ・IT機器、IT サービスの普
	① I T	充実、改善	NPO等による情報の利活 支援策 【内閣官房、総務省	- 用力向上に資する活動 i検討		丁】 る情報の利活用力向 活動支援実施 房、総務省、経産省		資する活動	る情報の利活用 动支援策評価、さ 総務省、経産省	<b>收善、普及</b>	及状況 ・実証研究の
		IT利活用に関する実証研究の実施と成果の展開       フューチャース 推進事業 【終 推進事業 【終 学びのイノベート	<u> </u>	人1台の情報端末によ 教育ITシステムの村					1		成果の全国 的な普及状 況
(1)	の利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備	73. 13.1	学校のIT環境(※)の整備(短	豆期目標の設定とその ドバンド接続、情報端末面		· · · · · <del>-</del>	学校のIT環境 (計画の見直し及う 設定とその達成)【	び新たな目標の	$\rangle$		・学校のIT環 境の整備状 況
-)人材育成	して生活で	IT化	教育等の推進に 環境整備【文科省】 等IT利活用の課題検証、試行	【文科省】	遠隔教育等の推議	進【文科省】 			を教育でのIT和 よる「学び」の』		・遠隔教育等 の実施状況
成•教育	きる社		対書・教材」の位置づけ・制度 する課題整理【文科省】 クラウド等を活用した学校・	/ 導入に向けた	 科書・教材」の <u>-検討【文科省】</u>  なげる	         「デジタル教科	書・教材」の		&る(子ひ)の! 総務省、文科:		・OECD国際 成人カテスト の結果
	会の構築		教育・学習環境の構 はや教員が利用しやすいデジタ 数材の開発・標準化【総務省、	築【総務省、文科省】 7ル教科書 文科省】	)	1	務省、文科省】				・教員のIT指 導能力の状 況
	と環境の	ガラの支控 数号の支控	算能力の整理、評価方法の 検討【文科省】 オデータベース構築に向けた 検討【文科省】				5用できる環境の整 を策の実施 【文科省 - !		<b>&gt;</b>		・指導員の数と指導力の状
	整備	の向上	産業界人材と教員の交 取組(モデル)検討【内閣	官房、文科省、経産		た取組(モデル)(	産省】 /	【内閣官	等及展開、評価 房、文科省、約		況
		産業界が求める情報の利活用力の明確化	従業員に求める情明確化【経産		/		従業員に求められ 明的な見直し【経 				
		)	含めた就業支援など、ITを活りの仕組みの課題整理・検討				た、人材シフト支援の換のための環境整備			行など	

## 4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

## (1) 人材育成・教育

①IT の利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- ・子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、国民全体の情報の利活用力の現状を把握しつ つ、層別に、IT に関する知識を身につけるための取組を推進する。
- ・遠隔教育等 IT の利活用により、地理的・時間的制約を受けることなく、離島を含め国内 外のあらゆる場所で全ての国民が、自由に学べる環境を整備する。
- ・学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板、無線 LAN 等の通信環境整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体の IT 化を進める。
- ・教員の IT 活用指導モデルの構築や IT 活用指導力の向上を図るため、指導案や教材など教員が積極的に活用可能なデータベースの構築等を行う。
- 2010 年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境の IT 化を 実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築する。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

- 〇 情報の利活用力向上に向けた教育モデルの充実、改善
  - ・ 国民全体(層別)の情報の利活用力についての現状を把握するために、調査手法の設計、 試行を進める。また、定期的な把握等、今後の運用方法についても検討を進める。【内 閣官房、総務省】
  - ・ 学校・公民館等を学びの場とした情報の利活用力育成のためのモデルを構築し、普及を 促進する。【総務省、文部科学省】
  - ・ 子供や保護者の情報の利活用力について、教育の充実を図る。【総務省、文部科学省】
  - ・ スマートフォンにおける適正な利用者情報の取扱いに係る取組の推進など安心安全な利 用環境整備を進める。【総務省、経済産業省、消費者庁】
  - ・ NPO 等による情報の利活用力向上に資する活動に対する支援策を検討する。 【内閣官房、 総務省、経済産業省、文部科学省】
- IT 利活用に関する実証研究の実施と成果の展開
  - ・ 教育分野における IT 化の全国的な普及・展開に向けて、フューチャースクール推進事業を行い IT 環境の構築・運用の技術的要件やノウハウを整理するとともに、学びのイノベーション事業を実施し、IT 環境を活用した教育の効果や指導方法やコンテンツ開発等を行う。【総務省、文部科学省】

・ 2014 年度以降、フューチャースクール推進事業及び学びのイノベーション事業の成果も 踏まえつつ、学校間、学校・家庭が連携した先導的な新しい学びを推進するための教育 体制の構築に取り組むとともに、教育 IT システムの標準化を実施する。【総務省、文 部科学省】

## ○ 教育環境の IT 化 (最適な教育 IT システムの確立)

- ・ 学校の IT 環境の整備(超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線 LAN 等の通信環境など)を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 遠隔教育等 IT の利活用について調査を実施し、課題検証を行う。さらにその結果に基づく試行など推進に向けた準備を行う。【文部科学省】
- ・ 2014 年度末までに大学等の高等教育機関における遠隔教育等の推進に向けた環境整備を 行い、2015 年度から遠隔教育等の推進を行う。【文部科学省】
- ・ 2014 年度末までに、「デジタル教科書・教材」の位置づけ、制度に関する課題整理を行い、2015 年度から「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を実施する。【文部科学省】
- ・ 全国的にさらに高水準の学習機会を提供するため、2016 年度末までに、クラウド等を活用して、学校間、学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境モデルを構築し、 生徒の学習履歴等の活用が可能となる低コストの教育 IT システムを確立する。【総務 省、文部科学省】
- ・ 子供や教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発及び標準化を実施する。【総務省、文部科学省】

## O IT 利活用による教員の支援及び指導力の向上

- ・ 教員の IT 指導能力の評価方法を検討し、2015 年度から全ての教員が IT を活用できる指導方法を構築することを目指す。【文部科学省】
- ・ 指導案・教材データベース構築に向けた検討を行い、2015 年度から指導案・教材データベースを設計・開発し、運用を開始する。【文部科学省】
- ・ 学校教育の中に産業界の知見を取り入れていくために、産業界人材と教員の交流、異業 種経験などの取組(モデル)を検討する。【内閣官房、文部科学省、経済産業省】

#### 〇 産業界が求める情報の利活用力の明確化

・ 製品・サービスなどに IT を活用する企業において、従業員に求める情報の利活用力の 明確化を促す。【経済産業省、内閣官房】

#### 〇 人材流動化への取組

・ 職種転換を含めた就業支援など、IT を活用した人材シフトの支援のための仕組みの課題整理・検討を行い、その検討を踏まえ、具体的な施策の導入に向けた取組に着手する。 【厚生労働省、経済産業省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

- 情報の利活用力向上に向けた教育モデルの充実、改善
  - ・ 子供や保護者の情報の利活用力について、教育の充実を図る。【総務省、文部科学省】
  - ・ 国民全体(層別)への情報の利活用力向上に向けた教育について実効性の高いモデルの 検討を行い、継続的な改善を図りつつ、層別の情報の利活用力向上に向けた教育を実施 する。【総務省、文部科学省、経済産業省、消費者庁】
  - ・ スマートフォンにおける適正な利用者情報の取扱いに係る取組の推進など安心安全な利 用環境整備を進める。【総務省、経済産業省、消費者庁】
  - ・ NPO 等による情報の利活用力向上に資する活動に対する支援を行う。 【内閣官房、総務 省、経済産業省、文部科学省】

## ○ IT 利活用に関する実証研究の実施と成果の展開

・ 2014 年度以降、フューチャースクール推進事業及び学びのイノベーション事業の成果も 踏まえつつ、1人1台の情報端末による教育の全国的な普及・展開に向けた方策を整理 し、推進するとともに、教育 IT システムの標準化を実施する。【総務省、文部科学省】

#### ○ 教育環境のIT化(最適な教育ITシステムの確立)

- ・ 学校の IT 環境の整備(超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線 LAN 等の通信環境など)を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を行うとともに、「デジタル教科書・教 材」の導入・普及促進に向けた環境整備を進める。【文部科学省、総務省】
- ・ 全国的にさらに高水準の学習機会を提供するため、2016 年度末までに、クラウド等を活用して、学校間、学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境を構築し、生徒の学習履歴等の活用が可能となる低コストの教育 IT システムを確立する。【総務省、文部科学省】
- ・ 大学等、高等教育機関における遠隔教育等を推進し、普及を図る。【文部科学省】

#### O IT 利活用による教員の支援及び指導力の向上

- ・ 教材データベースの設計・運用を行い、IT 利活用による指導力の向上につなげるととも に、教員が IT を活用できる環境の整備と指導方法普及への施策を実施する。【文部科 学省、総務省】
- ・ 学校教育の中に産業界の知見を取り入れていくために、産業界人材と教員の交流、異業 種経験などの取組(モデル)について検討した内容を検証する。【内閣官房、文部科学 省、経済産業省】

#### 〇 産業界が求める情報の利活用力の明確化

・ 明確化された従業員に求める情報の利活用力について、展開・定期的な見直しを図る。 【経済産業省、内閣官房】

#### 〇 人材流動化への取組

・ ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など、 就業支援や職種転換のための環境整備を行う。【厚生労働省、経済産業省】

#### 【長期(2019年度~2021年度)

- O 情報の利活用力向上に向けた教育モデルの充実、改善
  - ・ 国民全体(層別)の情報の利活用力向上に向けた教育の実効性の高いモデルの検討を行い、継続的な改善を図る。【総務省、文部科学省、経済産業省、消費者庁】
  - ・ 子供や保護者の情報の利活用力について、教育の充実を図る。【総務省、文部科学省】
  - ・ NPO 等による情報の利活用力向上に資する活動に対する支援を行う。 【内閣官房、総務 省、経済産業省、文部科学省】
- 教育環境のIT化(最適な教育ITシステムの確立)
  - ・ 2010 年代中に学校の IT 環境(超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、 無線 LAN 等の通信環境など)を整備する。【総務省、文部科学省】
  - ・ 教員が IT を活用できる環境の整備と指導方法普及への施策を実施する。 【総務省、文部科学省】
- O IT 利活用による教員の支援及び指導力の向上
  - ・ 学校教育の中に産業界の知見を取り入れていくために、産業界人材と教員の交流、異業 種経験などの取組(モデル)について普及展開、評価、改善を行う。【内閣官房、文部 科学省、経済産業省】
- 〇 産業界が求める情報の利活用力の明確化
  - ・ 明確化された従業員に求める情報の利活用力について、展開・定期的な見直しを図る。 【経済産業省、内閣官房】
- 〇 人材流動化への取組
  - ・ ハローワークの機能強化を含めた、人材シフト支援のための仕組みの設計や試行など、 就業支援や職種転換のための環境整備を行う。【厚生労働省、経済産業省】

# 実施スケジュール (4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化)

<i>F</i> -1	#		短期	yj			中期			長期		KDI
年月	芟	201	3	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	- KPI
				IT人材の実態を把握す 【総務省、経産省	、内閣官房】	【総務	- 内に実施していくた。 6省、経産省、内閣「		1	¦ )体系的実施、 ì、経産省、内		
			育成·環 【総務省、文科	ものづくり人材等の 境の検討 特省、経産省】	検討した人材 実験的導 【総務省、文科	入·検証  省、経産省】	実験的導入	・ ・検証結果を踏まえ 【総務省、文	え、人材育成・環 て科省、経産省】		端化	・実践的な専門教育プログ
	2		含めた	材の継続的な育成の設計/自走化【総務	省、文科省、経産	省】/		オ育成の仕組み、 <sup>迷</sup> 続的運用 【総ヌ			ワークの	ラムの提供数、 修了者数 〉
	日本の		全国的な美蔵	教育ネットワークの推 【総務省、文科	省、経産省】							
	TT社会をリ			初等·中等教育段 【総務省、文科省			ュリティ等のIT と改善【総務省	\)		)全国展開 、文科省】		
<u>1</u>	をリー	創造的人材の 発掘・成長を		- 高大接続・大	· :学入学者選抜^ ·	への活用方策にて ・	· Oいての検討【3 ·	文科省】		 		
人材	۲٦٬	支える環境の整備			企業にお	ける人材育成基	盤整備【経産	省】				
人材育成· <sub>*</sub>	世界にも			世界最先端の技術 可能にする最適な 【総務1	仕掛けの検討	検討した何	仕掛けの実践と効り 【総務省】	果検証	検証した	-仕掛けの普 【総務省】		
教育	も通用する			意欲と能力のあるI 実践的研修機 【内閣官房、文科	会の検討		:実践的研修機会 <i>0</i> 官房、文科省、経産		提供された実 果検証と改善【			
	する。			情報セ	キュリティ人材育	がプログラムの	推進【内閣官	房及び関係省別	<b>宁】</b>			
	工人材			学習サイト開		  義の運用などデー  活用できる人材の			加拡大と			
	の創出	=	起業意識を醸成 等の企画・設計【約 突出したIT人材の	総務省、経産省】	1	継続したイベント	└ 出したIT人材の 等の実施による 閣官房、総務省	5ハイレベルIT.	人材の発掘・	支援		・発掘された 人材の数 ・イベント、プ
			【内閣官房、総務省、			i M	到6万、秘伤1	」、性圧 <b>目、</b> 又や -	† <b>=</b> ]	i		ロジェクトなど   の設置・参加
		人材流動化				礎知識の向上に 	向けた取組【紀	経産省】				者数
		への取組	各分野スキルセ の検討【経産		■の整備・検討 産省】	CIO補佐	官の採用、専門 <i>。</i>	人材の募集や登	用条件 <i>と</i> しての	の活用【経産	省】	

## ②日本の IT 社会をリードし、世界にも通用する IT 人材の創出

#### 【目標(マイルストーン含む)】

- ・初等・中等教育段階からプログラミングや情報セキュリティ等の IT 教育を推進するとともに、高等教育段階では、産業界と教育現場との連携を強化して、継続性をもって IT 人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、実践的な専門教育プログラム等を構築する。
- ・起業意識を醸成するイベントやプロジェクト等を通じて、IT・データを活用した起業や新 サービスの創出を担う先端人材の発掘・支援を広く進める。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

- 創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備
  - ・ IT 人材の実態を把握するための調査を行い、今後の社会動向を踏まえ必要な IT 人材 (質、量)の検討材料にする。【総務省、経済産業省、内閣官房】
  - · 2014 年度末までに世界に通用するものづくり人材等の育成・環境について、検討を行い、 2015 年度から実験的導入・検証を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
  - ・ 実践的 IT 人材の継続的な育成の仕組み、企業との連携を含めた設計/自走化を行う。 【総務省、文部科学省、経済産業省】
  - ・ 初等・中等教育段階からプログラミングや情報セキュリティ等の IT 教育の充実を行う。 【総務省、文部科学省】
  - ・ 高大接続・大学入学者選抜への活用方策について検討する。【文部科学省】
  - ・ 国家試験活用の促進等の企業における人材育成基盤整備を行う。 (IT の技術進歩等を踏まえたスキル標準の整備・改訂等) 【経済産業省】
  - ・ 第一線で活躍し続ける技術者であるために、常に世界最先端の技術や知識の習得を可能 とするための仕掛け、世界最高峰の講師陣による E ラーニング環境の最適な在り方を検 討する。【総務省】
  - ・ 意欲と能力のある IT 人材に、国内外で実践的研修機会を提供するために、官民が協力 した仕組みを検討する。【内閣官房、文部科学省、経済産業省】
  - ・ 新・情報セキュリティ人材育成プログラムの着実な推進を図る。【内閣官房及び関係省 庁】
  - ・ データサイエンス普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイトを開設し、ウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)を立ち上げる。【総務省】
  - ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材 (データサイエンティスト等)の育成を推進する。【文部科学省】
  - ・ 全国的な実践教育ネットワークの推進や、より実践的な経験を得られるインターンシップの仕組みを含め、専門教育プログラム等の構築を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】

・ 2014 年度末までに、起業意識を醸成するイベント等の企画および試行的実施等を行うとともに、突出した IT 人材のコミュニティ構築を行う。これらの取組を踏まえ、2015 年度から、突出した IT 人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベル IT 人材の発掘・支援及び表彰を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】

#### 〇 人材流動化への取組

- ・ 企業人への IT 基礎知識の向上に向けて、IT に関する基礎知識を問う国家試験 (IT パスポート試験) の活用促進等を行う。併せて、当該試験の対象明確化や内容見直し等、継続的な改善を図る。【経済産業省】
- ・ IT に関する各分野におけるスキルセットの検討を行った上で、スキル標準の整備及び検 討を行う。【経済産業省】
- ・ 国際的な高度 IT 人材の活用や流動化を推進するため、アジア各国との国家試験等の相 互認証等により、試験合格者の上陸許可時における学歴要件または実務経験要件の緩和 を行う。【法務省、経済産業省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

- 創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備
  - ・ IT 人材の実態把握を体系的に実施していくための仕組みを検討する。 【総務省、経済産業省、内閣官房】
  - ・ 2016 年度末までに、世界に通用するものづくり人材等の育成・環境の実験的導入を行い、 課題の抽出や導入効果等の検証を行い、2017 年度からは、世界に通用するものづくり人 材等の育成・環境について、国内展開に向けた整備等を行う。【総務省、文部科学省、 経済産業省】
  - ・ 2016 年度末までに、実践的 IT 人材の継続的な育成の仕組み、企業との連携を含めた設計/自走化を行い、2017 年度からは、実践的 IT 人材育成の仕組みの継続的な運用を行う。 【総務省、文部科学省、経済産業省】
  - ・ 初等・中等教育段階からプログラミングや情報セキュリティ等の IT 教育の充実、検証 及び改善を行う。【総務省、文部科学省】
  - ・ 高大接続・大学入学者選抜への活用方策について検討する。【文部科学省】
  - ・ 国家試験活用の促進等の企業における人材育成の基盤整備を行う。 (IT の技術進歩等を 踏まえたスキル標準の整備・改訂等) 【経済産業省】
  - ・ 第一線で活躍し続ける技術者であるために、常に世界最先端の技術や知識の習得を可能 とするための仕掛け、世界最高峰の講師陣による E ラーニング環境を整備する。【総務 省】
  - ・ 意欲と能力のある IT 人材に、国内外で実践的研修機会を提供する。 【内閣官房、文部 科学省、経済産業省】

- ・ 技術動向や取組状況の評価等を踏まえた情報セキュリティ人材育成プログラムの見直し 及び着実な推進を図る。【内閣官房及び関係省庁】
- ・ データサイエンスの更なる普及のため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義(「データサイエンス・オンライン講座」)等について、コンテンツの充実を図る。【総務省】
- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材 (データサイエンティスト等)の育成を推進する。【文部科学省】
- ・ 2016 年度末までに全国的な実践教育ネットワークの推進や、より実践的な経験を得られるようなインターンシップの仕組みを含め、専門教育プログラム等の構築を行い、高等教育機関等でのプログラムの活用を促進し、2017 年度からは、全国的な実践教育ネットワーク等の継続的な運用を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 突出した IT 人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベル IT 人材の発掘・支援及び表彰を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】

## 〇 人材流動化への取組

- ・ 国家試験(IT パスポート試験)の活用促進等の企業人への IT 基礎知識の向上に向けた 取組を行う。【経済産業省】
- ・ 国際的な高度 IT 人材の活用や流動化を推進するため、IT 人材に関する主要な国際的スキル体系と、我が国のスキル標準との相互参照が可能となるよう、関係機関等と調整を行う。【経済産業省】

## 【長期(2019年度~2021年度)】

- 創造的人材の発掘・成長を支える環境の整備
  - ・ IT 人材の実態把握を体系的に実施し、PDCA サイクルを回す。 【総務省、経済産業省、 内閣官房】
  - ・ 世界に通用するものづくり人材等の育成・環境について、国内展開に向けた整備等を行 う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
  - ・ 初等・中等教育段階からプログラミングや情報セキュリティ等の IT 教育について、全 国への展開を行う。【総務省、文部科学省】
  - ・ 国家試験活用の促進等の企業における人材育成の基盤整備を行う。 (IT の技術進歩等を 踏まえたスキル標準の整備・改訂等) 【経済産業省】
  - ・ 第一線で活躍し続ける技術者であるために、常に世界最先端の技術や知識の習得を可能とするための仕掛け、世界最高峰の講師陣による E ラーニング環境を普及・展開する。 【総務省】
  - ・ 意欲と能力のある IT 人材に、国内外での実践的研修機会に関する効果検証と改善を行う。【内閣官房、文部科学省、経済産業省】
  - ・ 技術動向や取組状況の評価等を踏まえた情報セキュリティ人材育成プログラムの見直し 及び着実な推進を図る。【内閣官房及び関係省庁】

- ・ データサイエンスを定着させるため、社会人向けのデータサイエンスに関する学習サイト及びウェブ上で誰でも参加可能なオープンな講義 (「データサイエンス・オンライン講座」) 等に加えて、対面の講義も開催する等、取組の更なる充実を図る。【総務省】
- ・ 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる人材 (データサイエンティスト等)の育成を推進する。【文部科学省】
- ・ 全国的な実践教育ネットワークの推進や実践的 IT 人材育成の仕組み等について、継続 的な運用を行う。【総務省、文部科学省、経済産業省】
- ・ 突出した IT 人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベル IT 人材の発掘・支援及び表彰を行う。【内閣官房、総務省、経済産業省、文部科学省】

#### 〇 人材流動化への取組

- ・ 国家試験(ITパスポート試験)の活用促進等の企業人への IT 基礎知識の向上に向けた 取組を行うとともに、スキル標準については、CIO 補佐官の採用、専門人材の募集や登 用条件としての活用を行う。【経済産業省】
- ・ 国際的な高度 IT 人材の活用や流動化を推進するため、IT 人材に関する主要な国際的スキル体系と、我が国のスキル標準との相互参照が可能となるよう、関係機関等と調整を行う。【経済産業省】

## 実施スケジュール (4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化)

左曲		短期 短期	Я			中期			長期		KDI
年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
		沖縄県での 超高速ブロードバンド基 地域の実情に応じて関係 場を設置【総務省】		等の整備【内閣府 各協議会におい て整備方針等の 決定【総務省】	離島・過	〉 東地等の条件 内閣府、総務行	不利地域で <i>の</i> 省】	  超高速ブロ	コードバン	ド基盤	・超高速ブロードバンド 基盤・ゼロ自治体数
(2)世			観光地や防災拠点等に 線LAN環境の整備を促 事業者、団体等の参画 築、エリアオーナーへの 環境の整備の働きかに 化・一元化の検討や海 信に向けた施策の実施	進するとともに、関係 Iによる推進体制を構 の無料公衆無線LAN ナ、認証手続きの簡素 外への周知・情報発	;〉 整備促進 → 訪日外国 ・ 【総務省】	人が十分満足	その簡素化等6 としうる無料公				・無料の公衆 無線LANアク セスサービス の基地局数
(2)世界最高水準の	通信ネット ワークイ	第4世代移動通信シ ステム技術導入に向 けた整備【総務省】	新たな周波 数帯の割当 【総務省】	第4世代移	動通信システム	ふの導入、促済	進【総務省】				・商用サービス等の伝送速度
Ţ	ァーフィ ンフラの 推進	ワイヤレスネットワーク 情報格差解消に向け 在り方について検討【	た今後の制度の	ワイヤ	プレスネットワー	クに係る地域	間の情報格差	- - - - -	組【総務省	â]	
インフラ環境の確保		基地局連携技術等の研 究開発の推進【総務省】				周波数( 進【総務	の高度利用等 省】	を可能とす	る研究開	発の推	
境 の 確		高速な衛星通信を可 電力化等の研究開発			/	海上における の推進【総務	る資源探査等 3省】	に資する衛	・ 星ブロート	ドバンド	
保		400Gbps級光通信技術の	世界最高レベルの研究開発の実施		ネットワーク仮想 通信技術の研究開		化を推進【総務 〉	省】			・テストベッド 利用者数
			事業者間の	の公正な競争祭	€件の確保等の	競争政策の推	進進【総務省】				
		大学等のクラウド環境構築や 学術情報ネットワーク(SINET 強化の取組の検討【文部科学	「)の整備及び一層の機				' パーコンピュータ <i>0</i> の機能の高度化や				

# 実施スケジュール (4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化)

年度		短期	Ą			中期			長期		KPI
十尺		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
	事業継続	データセンター・IXの地域分散化の検討・推進 【総務省、経済産業省】	データセンター・ 経済産業省】	·IXの地域分散·	化・活性化に向	i  けた取組の実	E施【総務省、				・データセンターの地域分散化・活性化について事業
()	に資する ITインフラ 環境整備 の推進	の投資等を促進する環境整備(既存の税制措置の活用を促しつつ、必要に応じて更なる支援措置について検討) 【総務省、経済産業省】									者への周知・ 啓発活動の実 施回数・インターネット・IT関連投資 額
(2)世界最高水準のIT	次世代IP 環境の推 進	調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインの整備【総務省】	情報システ	ムのIPv6対応の	)周知・啓発活動	動の実施【総系	务省】				・普及啓発活 動の実施回数
高水準の											
インフラ環境の確保											
確 保											

## (2) 世界最高水準の IT インフラ環境の確保

## 【目標(マイルストーン含む)】

- ・世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつ IPv6 にも対応した環境を適正かつ安全に発展させる。
- ・通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できる よう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を引き続き推進する。
- ・離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の 整備・確保を図る。
- 大規模災害等に対して、強靭かつ冗長的な IT インフラ環境を確保する。

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

## 〇通信ネットワークインフラの推進

- ・ 離島を含めたすべての地域における国民の超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、各 地域の実情に応じて、通信事業者を含む関係団体と協議の場を設置し、整備方針等を策 定する。【総務省】
- ・ 沖縄の本島と離島を結ぶ海底光ケーブルの整備を支援するとともに、過疎地・離島等の 条件不利地域等において超高速ブロードバンド基盤を整備する自治体に対して支援する。 【内閣府、総務省】
- ・ 観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進するとともに、関係事業者、団体等の参画による推進体制を構築し、エリアオーナーに対する無料公衆無線 LAN 環境の整備の働きかけ、無料公衆無線 LAN の認証手続きの簡素化・一元化の検討及び無料公衆無線 LAN 環境に関する海外への周知・情報発信に向けた施策を行う。【総務省】
- ・ 2014 年度には周波数帯の割当てなど第4世代移動通信システムの導入に向けた取組を行い、2015 年頃より既存の携帯電話システムよりも高速・大容量な第4世代移動通信システムの導入を開始する。【総務省】
- ・ 第4世代移動通信システムの導入に向けた取組と並行し、ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組を推進するとともに今後の制度の在り方について検討を行う。また、第4世代移動通信システムの導入促進及び第5世代移動通信システムに求められる多様なニーズに対応するための研究開発等を推進する。【総務省】
- ・ 波による激しい動揺等、過酷な洋上環境においても高速な衛星通信を可能とする技術、 機器の小型・省電力化等の研究開発を実施し、2015 年度中に海上における実証実験を開 始する。【総務省】
- ・ 世界最高水準の高速ブロードバンド環境を将来にわたって確保するため、世界最高レベルの光通信技術(400Gbps 級)やネットワーク仮想化技術の研究開発に取り組むとともに、その実用化を促進すべく、2014年度より同技術を用いたテストベッドを広く産学官に開放する。【総務省】
- ・ NGN (Next Generation Network) のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報

通信分野における競争政策について、情報通信審議会において 2014 年中に電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講じる。【総務省】

・大学等のクラウド環境構築やビッグデータ利活用、産業界を含む世界最高水準のスーパーコンピュータの利用に不可欠な学術情報ネットワーク(SINET)について、国際連携の確保や産官学の共同研究の推進に資するよう、民間研究機関による利用を促進するとともに、回線の増強やセキュリティの高いオンデマンドサービスの提供等を図る。【文部科学省】

#### ○事業継続に資する IT インフラ環境整備の推進

- ・ 大規模災害時における IT 利活用の観点から、データセンター及び IX (インターネット エクスチェンジ) の地域分散等により、バックアップ体制の実現を推進するための、対 応策を検討する。【総務省】
- ・ データセンターの地域分散化の対応策を踏まえつつ、データセンター地域分散化促進税制の周知・啓発、税制適用のための認定申請に対応する。また、データセンターの地域分散化・活性化についてデータセンター事業者へ周知・啓発等支援を行う。【総務省、経済産業省】

#### 〇次世代 IP 環境の推進

・ 2013 年度に作成した民間事業者等の情報システムの IPv6 対応の促進に資する、機器等の調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインを用い、民間事業者や地方自治体等に対して、情報システムの IPv6 対応に係る周知・啓発活動を全国で実施する。【総務省】

#### 【中期(2016年度~2018年度)】

#### 〇通信ネットワークインフラの推進

- ・ 沖縄の本島と離島を結ぶ海底光ケーブルの整備を支援する。【内閣府】
- ・ 高速・大容量な第4世代移動通信システムの展開を推進する。【総務省】
- ・ 第4世代移動通信システムの展開に向けた取組と並行し、ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組と第5世代移動通信システムの実現に向けた周波数の高度利用等を可能とする研究開発及び実証実験を推進する。【総務省】
- ・ 世界最高レベルの光通信技術(400Gbps 級)やネットワーク仮想化技術の国際標準化及び実用化を推進する。また、世界の技術動向を踏まえてより高速大容量化を目指した光通信技術(1 Tbps 級)の研究開発に取り組み、次世代の世界最高レベルを維持する。【総務省】
- ・ 低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保 等、競争政策を推進する。【総務省】

## 〇事業継続に資する IT インフラ環境整備の推進

・ データセンターの地域分散化・活性化についてデータセンター事業者へ周知・啓発等支

## 援を行う。【総務省、経済産業省】

#### 〇次世代 IP 環境の推進

・ 2013 年度に作成した調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインを用い、民間事業者や地方自治体等に対して、情報システムの IPv6 対応に係る周知・啓発活動を全国で実施する。【総務省】

## 【中期(2016年度~2018年度)・長期(2019年度~2021年度)】

## ○通信ネットワークインフラの推進

- ・ 海底光ケーブルが整備された離島をはじめとした条件不利地域等において超高速ブロー ドバンド基盤を整備する自治体に対して支援する。【内閣府、総務省】
- ・ 整備促進や認証手続きの簡素化等の施策を引き続き推進し、訪日外国人が十分満足しう る無料公衆無線 LAN 環境を実現する。【総務省】
- ・ 安全確保や海上における資源探査等に資する衛星ブロードバンドの研究開発を推進する。 【総務省】
- ・ 大学等のクラウド環境構築やビッグデータ利活用、産業界を含む世界最高水準のスーパーコンピュータの利用に不可欠な学術情報ネットワーク(SINET)について、民間研究機関による利用を更に促進し、一層の機能の高度化を図る。【文部科学省】

#### 【長期(2019年度~2021年度)】

## ○通信ネットワークインフラの推進

- ・ ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組と第5世代移動通信システムの実現に向けた周波数の高度利用等を可能とする研究開発及び実証実験を推進する。【総務省】
- ・ 次世代の世界最高レベルの光通信技術(1 Tbps 級)の国際標準化及び実用化を推進する。 【総務省】

# 実施スケジュール (4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化)

年度		短期				中期			長期		. VDI
平度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	· KPI
											・等るバに情体府にサー関報制機おりなす共の関けイ撃る有力
(3)サイバーセキュリティ	サイバーセキュリティ	「サイバーセキュリ 施策の推進 【内閣官房、警察所 産業省、防衛省及	<b>宁、総務省、外</b> 務	\	「サイ (世界	<sup>が一セ=</sup>	キュリテ する強 <sup>革</sup>	ィ立国 <mark>yで活</mark>	国」の実	· · · · · ·	バ・T・ア・攻対す的や一C設マ感サ撃応るな対率S置ル染イ撃応るな対率の率バ等に国連話R・エーの関際携の
ティ					<b>サイノ</b>	<b>、一空間</b>	<b> </b> の構築				相の・報り場・テの合等手数内セテ規キィ不国のキィュ人足等情ュ市・リ材割

## (3) サイバーセキュリティ

#### 【短期(2014年度~2015年度)】

- ○「サイバーセキュリティ戦略」に基づく施策の推進
  - ・ 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 25 年 6 月 10 日 情報セキュリティ政策会議決定) 同戦略、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成 26 年 5 月 19 日 同会議決定)、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 3 次行動計画」(平成 26 年 5 月 19 日同会議決定)等の着実な実施、人材の育成や今後の情報通信技術の利活用 を見据えた対策等、NISC と IT 総合戦略室が緊密に連携するものを含め、作成される年 次計画に基づき、具体的な施策を推進する。【内閣官房、警察庁、総務省、外務省、経 済産業省、防衛省及び全府省庁】

## 【中期(2016年度~2018年度)・長期(2019年度~2021年度)】

〇サイバーセキュリティに関する施策

・ 引き続き、世界を率先する強靭で活力あるサイバー空間を構築し、「サイバーセキュリティ立国」を実現するため、サイバーセキュリティに関する施策を行う。【内閣官房、 警察庁、総務省、外務省、経済産業省、防衛省及び全府省庁】

# 実施スケジュール (5. 規制改革と環境整備)

左曲	短期				中期			長期		KDI
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
	利活用を 推進する ための データ ボラインの見直し、同意取得手続きの 標準化等について検討 【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガ	ルールに基保護ガイド 同意取得手 等の実施 費者庁、事	データ利活月でである。 データ利活月である。 データの個見では、 一般では、 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を 一を	報 し、 化 消 <b>-</b> の						<ul><li>・パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況</li></ul>
	(規制改革会 議と連携) 新たな法的措置も視野に入れた 制度見直し方針の策定 【内閣官房、関係省庁】	制度見直し 針を踏まえ  連法案の提 出【内閣官別 関係省庁】	関 法信 !	聲の成立・⅓		する状況を言房、関係		予施策の実	施	

# 実施スケジュール (5. 規制改革と環境整備)

短期 中期 長期											
年度		短期				中期			長期		KPI
平度 "		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
		IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置 【内閣官房】  本人確認手続き等の見直しの検討【内閣官房、関係省庁】  関連制度(運用解釈が明確でないものも含む)の精査・検討【内閣官房、関係省庁】  「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の策定 【内閣官房、関係省庁】	2014 「IT利活用の が で が で で で で で で で に に に に に に の に に に に の に に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	のた文 た文 か (e- 文が案国	の書 規 が オ け に 内 関 り た に り 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		集中で を含む) の導 ・ション	アクショ:	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<i>t</i> :	

# 実施スケジュール (5. 規制改革と環境整備)

左曲	短期				中期			長期			KDI
年度	2013		2014 2015		2016 2017		2018	2019 2020		2021	KPI
	ID連携ト ラストフ レークの 整備	ルールや認定制度等の検 及びサンプル実証【経済産 業省】	スの検討及で 対【経済産業省	〜(仮称)」と民間I けるID連携トラス 楽	   民間及び  Tサー	官民におけるに	) )連携トラストフ 】	レームワー:	クの普及・排	進進	·ID連携ト ラストムワン シーク況 ・IDスーク ・IDスーの ・IDスーク ・IDスー ・IDス ・IDスー ・IDスー ・IDスー ・IDス ・IDス ・IDス ・IDス ・IDス ・IDス ・IDス ・IDス
		プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワークの構築に向け、国際的な協調も視野にプライバシー 保護に配慮したID連携の実証、標準化、普及啓発等の推進【総務省】									

# 5. 規制改革と環境整備

## 【目標(マイルストーン含む)】

- ・「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、国際整合性を図りつつ、国民の合意を得ながら、2014 年6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015 年通常国会への法案提出を目指す。
- · IT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直しを進める。
- ・IT 利活用を推進するための法的措置の必要性についても検討する。

## 【短期(2014年度~2015年度)】

- 〇オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備 (規制改革会議と連携)
  - ・ 個人情報保護及びプライバシー保護に配慮したパーソナルデータ利活用ルールを明確化 した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の検討を行 い、2015 年度末までには、検討を踏まえて必要に応じ個人情報保護ガイドラインの見直 しや同意取得手続きの標準化等を実施する。

なお、規制改革実施計画(平成 25 年 6 月閣議決定予定)に基づき、内閣官房及び消費者庁は協力しつつ、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを 2014 年上期に策定する。個人情報保護法における事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁は、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において、2014年中に明確化する。【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】

・ 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、2014 年6月までに、 法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015 年通常国会に関連法案を提出する。【内閣 官房、関係省庁】

## OIT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し

- ・ 「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策を 推進する。また、e-文書法の再徹底に係る取り組みを進める。【内閣官房、関係省庁】
- · 「IT コミュニケーション導入指針(仮称)」の策定を行う。【内閣官房】
- ・ 法令等により書面での保存・交付等をすることが規定されている事案を洗い出し、国民 が参照しやすい形で公表する。【内閣官房、総務省、関係省庁】

## OID 連携トラストフレームワークの整備

- ・ プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワーク の構築に向け、国際的な協調も視野にプライバシー保護に配慮した ID 連携の実証、標準化、普及啓発等を推進する。【総務省】
- ・ 異なる組織間での ID 連携やデータ連携のための信頼関係を構築するための、ID 連携トラストフレームワークのルールや認定制度等の検討を行い、民間のコンソーシアムを立

ち上げるとともに適用可能な社会システムやサービスから運用を開始する。また、官と 民の連携については、総務省が行う ID 連携の事業(実証、標準化等)と連携し、実証 やその結果を踏まえた基準の規格化等を 2015 年度末を目途に行う。【経済産業省】

・ 「マイガバメント (仮称)」と民間 IT サービス (レコメンドサービス、健康管理サービス等)を安全に連携させる仕組みとして、ID 連携トラストフレームワークを構築する。 具体的には、参加事業者、データ連携、アクセス方法等について満たすべき要件の策定を行う。【内閣官房及び経済産業省】

## 【中期(2016年度~2018年度)】

〇オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備 (規制改革会議と連携)

- ・ パーソナルデータ利活用ルールに基づき、検討を踏まえ必要に応じ個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等を実施する。【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】
- ・ 大綱に基づいた法律の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際整合性を図りつつ、国民 の合意を得ながら、各施策を実施する。【内閣官房、関係省庁】

## OIT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し

- ・ 「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策 を推進する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ マイナンバー制度の導入等を見据えた「ITコミュニケーション導入指針(仮称)」に 基づく施策を実施する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 法令等により書面での保存・交付等をすることが規定されている洗い出し事案を随時見 直し、公表する。【内閣官房、総務省、関係省庁】

### OID 連携トラストフレームワークの整備

- プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワーク の構築に向け、2015 年度までに取り組んだ事項を踏まえ、国際的な協調も視野にプラ イバシー保護に配慮した ID 連携の実証、標準化、普及啓発等を推進する。【総務省】
- ・ 民間及び官民における ID 連携トラストフレームワークの普及・推進を行う。 【経済産業省】

### 【長期(2019年度~2021年度)】

- 〇オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備 (規制改革会議と連携)
  - ・ 大綱に基づいた法律の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際整合性を図りつつ、国民 の合意を得ながら、各施策を実施する。【内閣官房、関係省庁】

## OIT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し

- ・ 「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策の 推進【内閣官房、関係省庁】
- ・ マイナンバー制度の導入等を見据えた「ITコミュニケーション導入指針(仮称)」に基づく施策を実施する。【内閣官房、関係省庁】
- ・ 法令等により書面での保存・交付等をすることが規定されている洗い出し事案を随時見 直し、公表する。【内閣官房、総務省、関係省庁】

## OID 連携トラストフレームワークの整備

- ・ プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワーク の構築に向け、2018 年度までに取り組んだ事項を踏まえ、国際的な協調も視野にプライバシー保護に配慮した ID 連携の実証、標準化、普及啓発等を推進する。【総務省】
- ・ 民間及び官民における ID 連携トラストフレームワークの普及・推進を行う。 【経済産業省】

# 実施スケジュール (6. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開)

左曲	短期 年度		中期			長期			KDI	
年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	KPI
		機実官体通IC競化展進動効民制に国力国のの主等を際強に乗ります。	「のセの有民ク成に給整す効体総ミは、ハス収担が、のでは、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、ので	官民連携体制【総務省】	削によるICT国	際競争力強化・	国際展開の	強力な推進		・我が国 ICT企業の
		スマート コミュニ ティの国 際展開	海外における事業における事業では、一番をはいる事をはいる。本では、一番をはいる。というでは、一番をは、一番をは、一番をは、一番をは、一番をは、一番をは、一番をは、一番を	スマートコミュ 省】		展開の官民一体		<b>進【経済産</b> 第		海外売上高

# 6. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

## 【目標(マイルストーン含む)】

- ・2015 年までに、我が国 ICT 関連企業の国際競争力強化・国際展開に資する強固な官民連携体制を構築する。
- ・我が国が優れた技術を有する省エネルギー、再生可能エネルギー等を IT で組み合わせた スマートコミュニティの国際展開を官民一体となって推進する。

## 【短期(2014年度~2015年度)】

- 〇機動的で実効的な官民連携体制等を通じた ICT 国際競争力強化・国際展開イニシアティブの 推進
  - ・ 「官民ミッション」の派遣(トップセールス)、現地の情報収集・共有等を担う「官民ローカル・タスクフォース」の形成、ICT 国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備をはじめとする機動的で実効的な官民連携体制を構築する。【総務省】

## 〇スマートコミュニティの国際展開の推進

・ 海外における事業可能性調査や実証事業、国別や技術分野毎のアプローチによる国内外 の普及・啓発、スマートコミュニティ関連イベントでの出展・講演、国際機関との連携 などを通じ、スマートコミュニティの国際展開を官民一体となって推進する。【経済産 業省】

## 【中期(2016年度~2018年度)・長期(2019年度~2021年度)】

- 〇機動的で実効的な官民連携体制等を通じた ICT 国際競争力強化・国際展開イニシアティブの 推進
  - ・ 官民連携体制により、相手国のニーズや事情を踏まえ、我が国の知見を総合的に活用するとともに、相手国の関係者とも連携を図りつつ、パッケージで海外展開する。【総務省】

## 〇スマートコミュニティの国際展開の推進

・ 2015 年度までに取り組んだ事項を踏まえ、スマートコミュニティの国際展開を官民一体 となって推進する。【経済産業省】 農業情報の多面的な利活用により、農業の産業競争力強化を加速化

 $1^{\text{st}}$  Stage( $\sim$ 2013):「情報収集」  $\rightarrow$   $2^{\text{nd}}$  Stage( $2014\sim$ ):「情報の創成・流通促進」

- 農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する本戦略に基づくガイドライン等の策定
- 農地情報の整備と活用
- 本戦略推進のための体制整備

情報流通によるバリューチェーンの構築

- 生産者の出荷実績等の情報流通・活用
  - 出荷実績に基づく、優れた生産者のブラ ンド化
  - 評価に基づく販売先の拡大・単価向上
  - 評価を利活用した新ビジネスの創出
- 付加価値情報(特別な品質や栽培方法 等)の流通による農産物の評価の向上、 海外市場拡大

Excellent O Very good

市場開拓 販売力強化 農業の産 産業化

業競争力 ◆

向上

情報の創成・

流通促進

コスト低減

生産予測の精緻化・安定出荷の実現

新規参入・担い手農家の早期育成

付加価値向上(高品質化/収穫量up等)

「AI農業」等農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識

情報・ノウハウ等を活用した複合的な資 材・サービスの展開

- ◆ 流通した情報・ノウハウの利活用による 農業機械や施設のソリューション展開
- ◆ モノ創りノウハウの利活用
- 多様な資材・サービスの新たな連携・ 組合せ

の高度化





情報・ノウハウの海外流出防止のための留意事項に関 情報・ノウハウの価値に関する普及啓発 する普及啓発

農林水産物輸出額 1兆円の達成

## 農業情報創成·流通促進戦略(案)

平成26年6月3日 高度情報通信ネットワーク 社会推進戦略本部決定案

## 1. 戦略策定の背景と趣旨

我が国農業の高齢化および後継者不足等の深刻な課題を契機として、産学官が一体となり農業情報の創成・流通の大幅な促進に関する先駆的な取組の推進・展開を図る。これにより、農業分野におけるIT導入による情報利活用の取組が世界的に進展しつつある中で、我が国が最先端を達成する。

我が国の農業分野では大規模経営体を中心に様々な場面でIT導入による情報の利活用の 取組が進んできており、農業をビジネスチャンスと捉え新規参入した農業法人等において、 従来の人から人へのノウハウの伝承を代替する、ノウハウの効率的な伝承の手段としても ITの活用が模索されている。

現時点では、農業分野の情報創成・流通に関し様々な課題が存在するが、これらの課題を克服し、農業分野において広範な情報創成・流通を実現することは、情報の多様な連携や新たな情報利活用ビジネスの創出・新たなソリューションの構築、そして次世代を担う新たな価値創造をもたらし、我が国農業分野全体の産業競争力強化をもたらすイノベーションの牽引を可能にすると考えられる。

こうした状況を踏まえ、我が国農業の産業競争力強化を達成するため、農業情報を利活 用しようとする農業者の権利に留意しつつ、農業分野全体における広範な情報創成・流通 を促進させるための、農業情報の相互運用性等の確保に資する標準化や情報の取扱いに関 する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することとする。

## 2. 我が国農業の産業競争力強化のための具体的取組

2.1 農業情報創成・流通促進戦略推進のための基盤的取組

農業情報創成・流通促進戦略(以下、「本戦略」という。)推進のための基盤的取組として以下の取組を行うこととする

#### 2.1.1 本戦略に基づくガイドラインの策定

本戦略に基づき、率先して取り組むべきものについて個別ガイドラインを平成28 年度までに策定し、以降も必要に応じ個別ガイドラインを順次策定するとともに、 本戦略及び個別ガイドラインの見直しを行う。

## 2.1.2 農地情報の整備と活用

本戦略や個別ガイドラインの取組の基盤であり、農業の構造改革や新規参入の促進のみならず生産においても重要な情報の一つである農地情報については、本戦略並びに政府のオープンデータ戦略の趣旨を踏まえ、全国の農地の一元的な電子マップシステムの整備等の環境整備に着実に取り組み、上に挙げたような諸課題の解決に向けその情報の官民における利活用を促進する。

## 2.1.3 本戦略推進のための体制整備

農業分野全体におけるIT利活用の促進方策やこれに係る研究開発等に関する知見を関係省庁間で広く共有し、省庁間で連携した施策を推進するため、内閣官房及び農林水産省が中心となり、平成26年7月までに本戦略推進のための体制を整備する。各省において取り組もうとする関連施策は、関係省庁間で事前に情報共有を行うことにより、政府全体の取組の重複を排除し、その効果の最大限の発揮を図る。

## 2.2 本戦略の具体的内容と目標

農業分野全体における情報の利活用を図るため、本戦略を踏まえ策定する個別ガイドラインに基づき、我が国の農業関連情報に関しては、インターオペラビリティ(相互運用性/移植性)とデータポータビリティ(可搬性/自主運用性)の確保を原則とし、以下に示す3項目の目標を達成することを目指す。

2.2.1 農業の産業競争力向上 (「AI(アグリ・インフォマティクス)農業」等の農業 情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化)

篤農家の知恵を含む各種農業情報を活用した新たな生産方式である「AI農業」を活用したビジネスモデルを構築し、その展開を図ることで、生産予測の精緻化、安定出荷の実現、新規参入・担い手農家の早期育成、農産物の付加価値向上を図る。

2.2.2 関連産業の高度化(情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開)

農業資材・機械等の農業周辺産業において、「AI農業」等の農業情報の活用のほか、スマート農業と呼ばれる、農業機械へのセンサー搭載により圃場や収穫物に係る収集データを活用した圃場毎のきめ細かな肥料散布や、GPSによる自動走行システムを活用した農業機械の協調走行による生産性向上等の取組が検討・実現されてきている。これらの個々の情報の利活用に加え、多種多様な農業情報の流通情報・ノウハウの利活用によるソリューション展開(流通する情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開)を図る。

## 2.2.3 市場開拓・販売力強化(情報流通によるバリューチェーンの構築)

農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムを含む情報流通の普及等により付加価値情報の流通による農産物の評価の向上を図るとともに、生産者の出荷情報の流通を通じた生産者や生産組織の客観的な評価基準の構築とその利活用等を促進し、市場からの客観的評価の実現並びに評価を利活用した新ビジネスの創出につなげる。

## 3. 目標達成のための普及啓発に資する取組

3.1 情報・ノウハウの価値に関する普及啓発

農業情報が様々な価値創出等につながることを踏まえ、これら情報・ノウハウの価値、利活用方策及び不正利用に係るリスク等を既存の取組を踏まえて整理するとともに、不正利用を抑制して適正な利活用を図るための具体的な対応方策の検討と当該方策の具体化に取り組み、我が国農業分野全体における普及啓発を進める。

## 3.2 情報・ノウハウの海外流出防止のための留意事項に関する普及啓発

農業情報・ノウハウが様々な価値創出等につながっており、これらの海外流出を防止することが今後の農業分野全体の発展に重要であることを実証事業関係者をはじめ 農業分野全体に広く周知するとともに、海外流出の防止に向けた具体的な対応方策の 検討と当該方策の具体化に取り組む。

# 4. その他関連する取組との連携

### 4.1 農業の基本政策との連携

我が国の農業分野全体の産業競争力・国際競争力強化の早期実現に資するため、本 戦略及び関連する取組に関しては、農業に係る各種の政府横断的な施策や農林水産省 による基本政策との整合性を相互に図る。

## 4.2 (スマート農業を含む) 先端的研究開発との連携

2.2.2.で述べたスマート農業などIT利活用の取組のみではなく、新市場の創出を含むマーケットイン型の新製品・新技術や先端的な研究開発の成果が一部の農家や生産法人だけに留まらず、我が国の農業分野全体の産業競争力強化の早期実現につながるよう、内閣官房IT総合戦略本部は、総合科学技術・イノベーション会議、農林水産技術会議等と連携し、農業ITに関する先端的研究開発の取組内容や普及方策に関する情報共有等を図る。

また、こうした取組を具体的かつ効果的に進めて行くために、新戦略推進専門調査会農業分科会として、必要に応じ政府横断的な農業分野のIT利活用の普及・促進の観

点から、関連する取組の連携や調整等について助言を行う。

# 4.3 その他の施策との連携

本戦略で対象とする情報は、農業分野での利活用に加え、防災、教育、新産業等の 様々な領域において利活用が図られることが期待される。そこで、IT総合戦略本部に よる連携機能を発揮し、各省との情報共有や施策連携を図る体制を整備するとともに、 これら取組によって得られた知見を政府による個別の取組へと反映させることとする。

# 官民ITS構想・ロードマップ<概要>

~世界一安全で円滑な道路交通社会構築に向けた自動走行システムと交通データ利活用に係る戦略~

本構想・ロードマップは、「世界最先端IT国家創造宣言工程表」(2013年6月)の「10~20年程度の目標を設定した官民ITS構想・ロードマップを検討し、策定する」との記載を踏まえ、策定。

- 世界一のITS(高度道路交通システム)を構築するための目標を策定。
  - ✓ 交通事故削減、交通渋滞緩和、高齢者等の移動支援等の観点から、世界一を目標として設定する方針を明確化
  - ✓ 世界一の観点から、海外動向を踏まえて、各レベルの自動走行システムの市場化期待時期を設定(完全自動走行を含む)
- 目標達成に向けた民間及び関係省庁の一体的取組による戦略方針とロードマップを策定
  - ✓ 併せて、総合科学技術・イノベーション会議戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)との連携による、研究開発戦略とIT戦略の省庁一体的連携

# ■問題認識と官民ITS構想(目標)

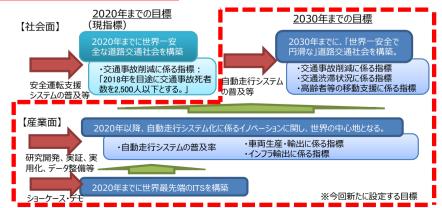
# 【自動車を巡る今後の構造変化】

- ハイブリッド・電気自動車化と並び、自動走行化の大きなイノベーションの流れ
- ビッグデータ化と、自動走行システムの「頭脳」としてのデータ基盤の発展
- ⇒自動走行システムと交通データ利活用を対象とした戦略を策定。



# 【官民ITS構想としての目標】

- 各目標(2030年)につき、世界一の目標を設定する方針(詳細は今後検討)
- 東京オリンピック・パラリンピックを活用し、日本をイノベーションの中心地に



# ■戦略とロードマップ

# 【個別戦略方針の明確化】

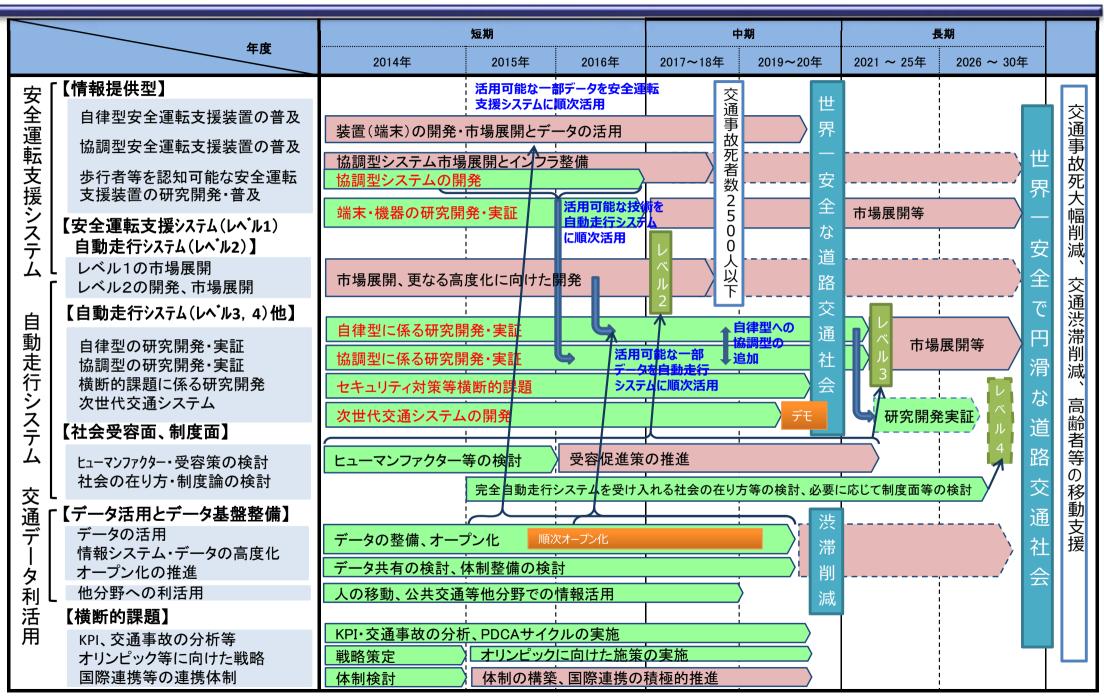
- 事故死者削減に向けた3つの短期的戦略:情報提供型端末の普及等
- これまで不明確であった自動走行車に係る自律型と協調型の統合戦略
- 海外動向を踏まえた自動走行システムの市場化期待時期の設定
- 「頭脳」としてのデータ基盤や、従来の自動車以外からの発展も見据えた<mark>研</mark> 究開発・実証戦略
- 自動走行システムの普及に先駆けた社会受容面、制度面での戦略
- 官民での共有、オープンデータ化を含む交通データ利活用戦略
- 横断的課題としての、東京オリンピックパラリンピック対応、国際連携、地域連携・市民参加に係る戦略

分類	市場化期待時期
情報提供型	市場化済み
レベル1:単独型	市場化済み
レベル2:システムの複合化	2010年代半ば~2017年
レベル3:システムの高度化	2020年代前半
レベル4:完全自動走行	2020年代後半以降(今後見直し)

# 【ロードマップと実行体制】

- 上記戦略方針を踏まえ、<u>官だけでなく、民の取組も含め</u>、連携して左記目標を達成するためのロードマップを策定(別紙参照)
- 総合科学技術・イノベーション会議SIPにおける研究開発計画と完全に整合化。
- 2030年を見据えつつ、当面行うべき取組を中心に記載。2014年度に行うべき課題の明確化。PDCAサイクルによる毎年の見直し
- これらの課題検討のため官民連携推進母体の設置

# (参考) 官民ITS構想・ロードマップ(ロードマップ全体像)



:主に開発に係る施策

:主に市場展開に係る施策

赤字:SIP関連研究開発を含む項目

# 官民 ITS 構想・ロードマップ

~世界一安全で円滑な道路交通社会構築に向けた 自動走行システムと交通データ利活用に係る戦略~ (案)

平成 26 年 6 月 3 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

# 目次

1. はじめに・定義	3
(1)はじめに	3
(2) 安全運転支援システムと自動走行システムの定義	5
2. 将来の ITS の進展の方向	8
3. 安全運転支援システム・自動走行システムと交通データ科	川活用体制との関
係	10
4. 我が国が ITS により目指す社会、産業目標	
5. 目標達成に向けた ITS に係る施策の方向	16
6. 安全運転支援システム・自動走行システムに係る戦略	19
(1)安全運転支援システム・自動走行システムに係る全体	戦略19
(2)安全運転支援システムの進め方	
(3)自動走行システムの進め方	26
7. 交通データの利活用に係る戦略	31
(1)交通関連データの位置付けと今後の方向	31
(2)官民協力による交通関連データの整備と公開(オープ	ン化)33
(3)官民による情報連携推進体制の検討	34
8. 世界最先端の ITS の整備に向けた横断的取組	
9. ロードマップ	
10. 今後の進め方・体制	
(1)今後の進め方	39
(2)推進体制(官民連携推進母体)	40

# 1. はじめに・定義

## (1) はじめに

本官民ITS構想・ロードマップは、平成25年6月にIT総合戦略本部で決定された「世界最先端IT国家創造宣言工程表」において、「10~20年程度の目標を設定した官民ITS構想・ロードマップの検討を行い、官民ITS構想・ロードマップを策定する。また、官民連携推進母体を設置するとともに、官民ITS構想・ロードマップに基づき、官民で取り組んでいる安全運転支援システムの早期実用化のより一層の加速化を推進する」という記述を踏まえて、IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会の下に設けられた道路交通分科会において、議論・検討がなされたものである1。

ITS(Intelligent Transport System:高度道路交通システム)とは、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称であり、これまで道路交通の安全性や利便性の向上に貢献してきた。ITSを巡っては、近年、特に自動走行システムを巡って大きなイノベーションの中にある。特に「世界最先端 IT 国家創造宣言」(以下、創造宣言という。)が策定された平成25年6月以降、10月に第20回 ITS世界会議東京2013が開催され、国内外の多くのメーカーが自動走行システムのデモを行うとともに、市場化に向けた取組を発表するなど、世界的に実用化・普及に向けた競争時代に突入しつつある。また、11月には、安倍内閣総理大臣、茂木経済産業大臣、山本IT政策担当大臣参加の下、関係省庁が連携して、我が国初となる一般公道における本格的自動走行システムの実証を実施するなど、本年度は、さながら自動走行システムの普及のスタートに向けた元年との様相を示している。

一方、情報通信技術の進展により生成・収集・蓄積等が可能になる多種多量のデータ(ビッグデータ)を活用することによる、次世代の新たなサービスの提供、業務の効率化や新産業の創出等が期待されている。ITS の分野においても交通関連の官民データの利活用環境を構築することで、これまでにない高度なサービスの提供等が可能となるなど、イノベーションの源泉となることが期待される。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 道路交通分科会における検討の過程においては、総合科学技術会議戦略的イノベーション 創造プログラム(SIP)「自動走行(自動運転)システム」の準備委員会会合と、一部共通 のワーキンググループを設置、検討するなど、科学技術政策との密接な連携を行った。

我が国は、これまで世界で最も高い技術レベルの自動車業界を有するとともに、国による ITS 関連のインフラについても、世界最先端レベルを維持してきたといえる。しかしながら、このように ITS を巡る大きなイノベーションが世界各地で進められるなか、これまでの相対的な優位性を継続することは容易ではない。

このような中、過去 20 年以上にわたって、世界最先端の ITS に係るシステムを開発・導入し、現在も最大の輸出産業として自動車産業を抱える日本としては、このような大きなイノベーションに対して、社会全体として適応し、今後とも引き続き、世界最先端の ITS を維持・構築することにより、世界一の道路交通社会によるメリットを国民が享受するための戦略を官民が一体となって策定し、それを実行していくことが必要である。

本構想・ロードマップは、このような認識のもと、大きなイノベーションに 乗ることによって、

「世界一の ITS を構築・維持し、日本・世界に貢献する」

ことを目標に、「安全運転支援システム・自動走行システム」と「交通データ利活用」の2つの項目を対象として、民間及び関係省庁が一体となって取り組むべき方向とその具体的なロードマップを策定したものである。

官民においては、創造宣言に掲げられた「2018 年を目途に交通事故死者数を 2,500 人以下とし、2020 年までには世界で最も安全な道路交通社会を実現する」 との目標はもちろんのこと、今般、新たに設定することとなる 10~20 年程度先に係る目標の達成も視野に入れつつ、今後、このロードマップに沿って官民が密接に連携しつつ取り組むことが求められる。また、ITS を巡る技術・産業の動きは今後急速に変化することが想定されることを踏まえ、本ロードマップ自体も毎年 PDCA サイクルを通じて見直しを進める。

# (2) 安全運転支援システムと自動走行システムの定義

運転には、ドライバーが全ての運転操作を行う運転から、自動車の運転支援 システム<sup>2</sup>が一部の運転操作を行う運転、ドライバーが居なくても良い運転まで、 自動車の運転への関与度合の観点から、様々な概念が存在している。

本構想・ロードマップにおいて対象とする、安全運転支援システム・自動走行システムについては、自動車の運転への関与度合の観点から、米国運輸省NHTSA<sup>3</sup>(道路交通安全局)の定義を踏まえ、「運転支援システム高度化計画」<sup>4</sup>をもとに以下のとおり定義する。まず、運転支援の手段を情報提供型と自動化型に分類するとともに、その自動化型をレベルに応じて以下の4段階に分類する。このうち、情報提供型及びレベル1を「安全運転支援システム」、レベル2~4を「自動走行システム」と定義することとする。また、レベル3とレベル4の間には、後述するとおり、技術のみではなく、自動車の使い方や責任関係に大きな違いがあるため、レベル2~3を「準自動走行システム」、レベル4を「完全自動走行システム」と分けて定義する。

なお、「安全運転支援システム」には、情報提供型で運転者への注意喚起を行う「安全運転支援装置(車載機器)」も含む。

<sup>2</sup> 従来、ドライバーが行っていた作業を自動車が代わりに行うシステムのこと。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 2013 年 5 月に、米国 NHTSA が発表した Policy on Automated Vehicle においては、自動車の自動化のレベルとして、以下の 5 段階に分類している。

<sup>•</sup> 自動化なし No-Automation (Level 0): The driver is in complete and sole control of the primary vehicle controls – brake, steering, throttle, and motive power – at all times.

<sup>•</sup> 機能限定自動化 Function-specific Automation (Level 1): Automation at this level involves one or more specific control functions. Examples include electronic stability control or pre-charged brakes, where the vehicle automatically assists with braking to enable the driver to regain control of the vehicle or stop faster than possible by acting alone.

複合機能自動化 Combined Function Automation (Level 2): This level involves
automation of at least two primary control functions designed to work in unison to relieve
the driver of control of those functions. An example of combined functions enabling a
Level 2 system is adaptive cruise control in combination with lane centering.

限定的自動運転 Limited Self-Driving Automation (Level 3): Vehicles at this level of automation enable the driver to cede full control of all safety-critical functions under certain traffic or environmental conditions and in those conditions to rely heavily on the vehicle to monitor for changes in those conditions requiring transition back to driver control. The driver is expected to be available for occasional control, but with sufficiently comfortable transition time. The Google car is an example of limited self-driving automation.

<sup>•</sup> 完全自動運転 Full Self-Driving Automation (Level 4): The vehicle is designed to perform all safety-critical driving functions and monitor roadway conditions for an entire trip. Such a design anticipates that the driver will provide destination or navigation input, but is not expected to be available for control at any time during the trip. This includes both occupied and unoccupied vehicles.

<sup>4</sup> 運転支援システム高度化計画策定関係省庁連絡会議が、平成 25 年 10 月に策定。

分類		概要	左記を実現するシステム			
情報	<b>眼提供型</b>	運転者への注意喚起等	「安全運転支援			
	レベル1:単独型	加速・操舵・制動のいずれかの操作	システム」 <sup>5</sup>			
		を自動車が行う状態				
自	レベル2:システ	加速・操舵・制動のうち複数の操作	「準自動走行	「自動走		
動	ムの複合化	を一度に自動車が行う状態	システム」	行システ		
化	レベル3:システ	加速・操舵・制動を全て自動車が行		쇠 6		
型	ムの高度化	う状態(緊急時対応:ドライバー)				
	レベル4:完全自	加速・操舵・制動を全て自動車(ド	「完全自動走			
	動走行	ライバ一以外)が行う状態	行システム」			

【表1】安全運転支援システム・自動走行システムの定義

本定義は必ずしも絶対的なものではなく、必要に応じて見直す。これについては、今後、欧州等を含む自動走行車等の定義を巡る国際的動向に日本として 積極的に参加する一方で、それらを踏まえつつ、国際的整合性の観点や、技術 や利用形態を巡る動向を踏まえつつ、検討することとする。

なお、これらのうち、「完全自動走行システム」とは、緊急時も含むあらゆる 状況において、加速・操舵・制御を全て自動車(ドライバー以外)が運転を行 うシステムであり、運転において運転者(ドライバー)は全く関与しない<sup>7</sup>。し たがって、「準自動走行システム」と「完全自動走行システム」では、特に制度 面で大きな断絶がある。すなわち、「準自動走行システム」まではドライバーが 最終責任を有するのに対し、「完全自動走行システム(レベル4)」では自動車 (ドライバー以外)が最終的な責任を有することになる。

このため、「完全自動走行システム」は、これまでの世界的に理解されている "自動車"の概念とは異なるものになり、したがって、これまでの自動車とは 全く異なった形態として利用がなされることが考えられる。このため、「完全自 動走行システム」の導入を検討するにあたっては、まずは、そのような自動車

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> これまで、「安全運転支援システム」について、明確な定義はなかったため、一部関係者の間ではレベル2~3までを含むものと解釈される場合もあるが、本ロードマップでは情報提供型とレベル1を「安全運転支援システム」と定義する。なお、「運転支援システム」の定義としては、従来の解釈通り、情報提供型及びレベル1~3を指す。

<sup>6</sup> レベル2以上を「自動走行システム」と呼ぶのは、アクセル(加速)・ハンドル(操舵)・ブレーキ(制動)に係る複数の操作を自動的に行うことによって、一定程度の距離の走行を自動車に任せることが可能となるためである。

当該自動車に人が乗っている場合も、乗っていない場合も含む。

が道路を無人で走行する社会の在り方から検討し、社会受容面の検討を行い、 そのような社会が国際的にも受け入れられた後、その上で、必要に応じ、制度 面について検討していくことになる。

# 2. 将来の ITS の進展の方向

自動車は、1908年のフォードによる大量生産方式の開始以来、世界に急速に普及が進展し、現代の生活に不可欠なものとなっている。この100年以上にわたって、漸次的かつ継続的なイノベーションが進み、この結果、現代の高度な自動車が構築されてきている。しかしながら、ガソリン駆動、運転者による運転といった、その根本的な構造にこれまで変化はなかった。

一方、今後 10~20 年の間に、この自動車の根本的な構造において、非連続的かつ破壊的なイノベーションが起きるものと予想されている。具体的には、ハイブリッド化・電気自動車化の流れに加えて、近年の IT 化・ネットワーク化の進展に伴う、自動走行システム化の流れである。

び来の自動車 今後の自動車の方向

ボソリン駆動

「電気自動車化

「車転者が運転

「自動走行車化

【図1】自動車の構造を巡る今後の変化

自動走行システムを巡っては、近年、海外では IT 系企業がその開発に乗り出す等の話題 8もあり、国内外での関心が急速に高まってきている。海外の調査会社や学会の有力研究者においても、2020 年半ば以降の急速な普及やそれに伴う大きな社会変化を予測するなど、今後自動車に係る大きなイノベーションが訪れるとの認識がなされつつある 9。このような中、現在、日米欧それぞれにおいて、官民連携による自動走行システムの開発やその普及に向けた環境整備の検

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 具体的には、米国の Google 社は、2010 年から公道での自動走行車に係る走行実験を実施している。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 例えば、2025 年以前には、自動運転車(運転者付)が世界中の高速道路に登場、また、その後無人運転車が 2030 年頃に登場すると予測し、自動運転車の世界での売上台数は、2025 年には 23 万台、2035 年には 1180 万台に急拡大すると予測するレポートも発表されている(米国調査会社: 2014 年 1 月)。また、2040 年までには、一般道を走行する自動車の 75%は、自律型を中心とした自動運転車になるものと予測し、これまでの道路交通社会を大きく変貌させるという欧米の研究者の予測もある。(IEEE ニュース発表資料: 2012 年 9 月) IEEE: The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc

討が進められるなど、日米欧間での自動走行システムの開発・導入競争といった様相を呈している。

また、IT化・ネットワーク化の進展の中で、自動車・交通分野においても、自動車・歩行者等から収集・蓄積される多種多量のデータ(ビッグデータ)の活用が可能となってきており、これらのデータの活用によって、渋滞緩和や、安全運転支援システム・自動走行システムへの活用はもとより、次世代の新たなサービスの提供、業務の効率化や新産業の創出等への期待が高まってきている。

# 3. 安全運転支援システム・自動走行システムと交通データ利活用 体制との関係

これまでも自動車の安全運転支援システムの開発と交通データの利活用は、 交通の安全と円滑の両方に寄与してきた。すなわち、自動車の安全運転支援システムは交通事故の削減に資する一方、情報の提供により交通流を分散させる など、渋滞の緩和にも効果がある。また、交通データについては、交通渋滞の 緩和、災害発生時の交通規制情報等の提供により、安全な道路交通を確保する ために利活用されてきている。

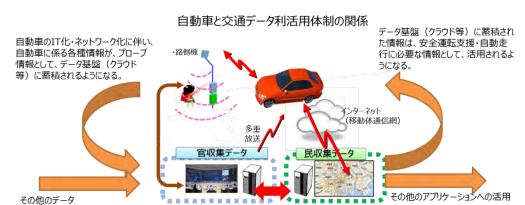
上記に加え、近年の自動走行システム化の流れ、自動車等に係るビッグデータの利活用の進展の中で、安全運転支援システム・自動走行システムの発展と 交通データの利活用は、ますます相乗的な発展が期待されるものと考えられる。

例えば、これまで、自動車の内部の機器・システムの IT 化が進むとともに、各種のセンサーが取り付けられることにより、自動車が電子的に制御されつつあるが、加えて、近年の IT システムのクラウド化の進展に伴い、このような自動車の各種機器やセンサーで収集される情報が、プローブデータ <sup>10</sup>として、外部(クラウド等)のデータ基盤に収集・蓄積される仕組みができつつある。これらのデータ基盤に蓄積されたデータは、ビッグデータ解析されることにより、運転者を始めとして、安全運転支援・自動走行の判断に必要な情報としても各自動車に提供されることになる。

このように収集・蓄積・ビッグデータ解析される情報としては、自動車がブレーキをかけた場所、ワイパーを動かし始めた場所・時間等の他、自動走行システムに装備されたカメラ・レーダーによって収集される情報等への発展も期待され、それらによって道路の形状等に係る3次元地図情報等も生成されるように進化することが想定される。

さらに、これらのデータ基盤は、自動走行システムに係る「頭脳(知識基盤)」 としても発展していくことが期待できる。

<sup>10 「</sup>プローブ」: もともとは探針、センサーのこと。あるいは、遠隔監視装置のこと。 近年の自動車には、速度計、ブレーキ、ワイパー等の動きを計測する各種センサー・計 測装置が搭載されている。このような中、ITS の分野では、自動車をセンサーあるいは遠隔 監視装置として見立てて、多数の自動車から携帯ネットワーク等を通じて遠隔で収集され るこれらのセンサー・計測装置の情報を、プローブ情報(データ)という。



【図2】自動車と交通データ利活用体制の関係

このような問題意識のもと、アプリケーションとしての「安全運転支援システム・自動走行システム」と、情報基盤としての「交通データ利活用」の二つの項目を対象として、それらの今後の戦略とロードマップを示す。

# 4. 我が国が ITS により目指す社会、産業目標

# <官民により達成すべき社会像>

これまで、創造宣言においては、ITSに関して達成すべき社会像として、「2020年までに世界一安全な道路交通社会」を構築するとしてきたところ <sup>11</sup>であり、 今後もこの目標の達成に向け取り組む。

一方、今後 10 年~20 年程度先を見据えた場合、ITS を巡っては、上述の通り、 自動走行システムを中心とする大きなイノベーションが見込まれることを踏ま え、産業面、社会面の両方の観点から、以下の2つの社会を構築することを目 標として追加し、これらの目標の達成にも併せて取り組むこととする。

- ・ 社会面: 我が国は、2020 年までに「世界一安全な道路交通社会」を構築するとともに、その後、自動走行システムの開発・普及及びデータ基盤の整備を図ることにより、2030 年までに「世界一安全で円滑な道路交通社会」を構築・維持することを目指す。
- ・ **産業面**: 我が国は、官民の連携により、ITS に係る車両・インフラの輸出を拡大し、2020 年以降、自動走行システム化(データ基盤の整備を含む)に係るイノベーションに関し、世界の中心地となることを目指す。

ここで「世界一円滑な」とは、①交通渋滞の緩和、②交通事故の削減、③環境負荷の低減、④高齢者等の移動支援、⑤運転の快適性の向上という効果があるとされる <sup>12</sup>安全運転支援システム・自動走行システムの開発・普及等によって達成する、事故による渋滞等が少なく、また、高齢者もストレスなく円滑に移動できる状態を指す。また、渋滞が緩和され円滑な道路交通の流れが実現されることによって、環境負荷の低減にも資するものと位置付けられる。

「世界一安全で円滑な道路交通社会」については、具体的に以下のような社会をイメージしている。

11

<sup>11</sup> なお、第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日 中央交通安全対策会議)では、「2015年度までに24時間死者数を3000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する」とし、この目標を達成した場合、「2018年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」とした中期目標を達成する以前に、世界一安全な道路交通が実現できると試算している。

<sup>12 「</sup>官民 ITS 構想・ロードマップ」の前身となる「運転支援システム高度化計画」平成 25年 10月、運転支援システム高度化計画策定関係省庁連絡会議(警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、内閣官房)参照

- ・ 普及される自動走行システムにおいては、安全運転を確実に行う熟練ドライ バー以上の安全走行が確保され、このような能力を有する自動走行システム の普及により、交通事故がほとんど起こらない社会が実現される。
- ・ 個々の自動走行システムにおいて、周辺・広域の道路の混雑状況等を把握した上で、最適なルート判断、最適な速度パターン等の設定がなされることにより、全体として、交通渋滞が大幅に緩和される最適な道路交通の流れが実現される。
- ・ 高齢者等、運転免許は持っているが必ずしも十分に安全運転をする能力のない人でも、自動走行システムを活用することによって、若者等と同様に気軽に外出をし、社会参加できるような社会が実現される。

このような社会を達成し、自動走行システム化のイノベーションに係る世界の中心地となるためには、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの機会を戦略的に活用する。

すなわち、我が国において、2020年までに、自動走行システムの実用化・実証(デモ)を含む世界最先端の ITS を構築することを目標とし、そのような世界最先端の ITS を、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいてショーケースとして海外に対して提示、プレイアップすることとし、これによって、その後の ITS に係る車両・インフラの輸出につなげていく。

## く社会的・産業的目標の設定>

このような目標とする社会、産業の達成に向け、官民の施策の方向性を同じくし、また、その目標に向けた進捗状況を把握する観点から、重要目標達成指標を設定する。具体的には、社会的な指標の観点からは、

- 「交通事故の削減」<sup>13</sup>
- 「交通渋滞の緩和」<sup>14</sup>
- 「高齢者等の移動支援」<sup>15</sup>

の3つの観点を踏まえて、それぞれに関係する指標を設定するとともに、産業的な指標としては、

<sup>13</sup> 交通事故に係る指標としては、交通事故死者数に係る指標(例えば「交通事故死者数をゼロに近づけることを目指す」等)に加え、交通事故による負傷者数の削減も指標として加える方向で検討する。

<sup>14</sup> 交通渋滞状況に係る指標については、既に創造宣言において、KPI として設定することとされており、今後のその具体な指標としては、海外における渋滞の把握方法の調査等を含めた現状整理を進めるとともに、プローブデータを活用した把握方法について、今後調査・検討する。

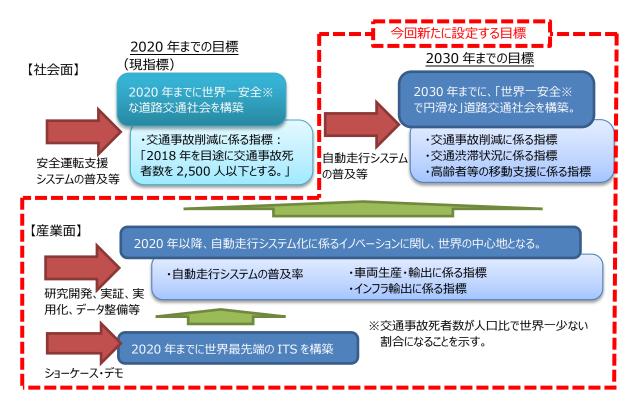
<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 高齢者等の移動に係る指標としては、例えば、「高齢者の公共交通・自動車の利用割合」 等も含め、具体的指標及びその計測方法について、今後検討する。

- 「自動走行システムの普及」
- 「車両生産・輸出」<sup>16</sup>
- 「インフラ輸出」

の3つの観点を踏まえて、それぞれに関係する指標を設定し、今後、これらの 指標を踏まえて各種施策に取り組む。

それぞれの具体的な指標及び目標とする数値の設定については、2014 年度において検討することとするが、その際、具体的な目標とする数値については、「世界一」を確保・維持するとの観点から設定する <sup>17</sup>。

## 【図3】本構想で目標とする社会と重要目標達成指標

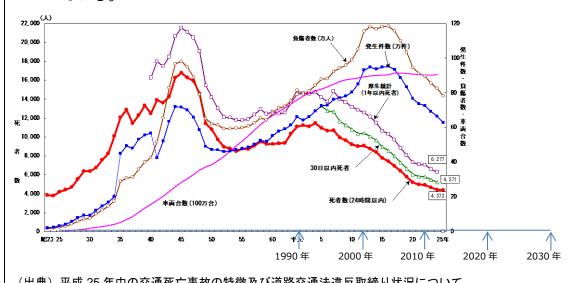


<sup>16 「</sup>車両生産・輸出に係る指標」については、当面車両台数で計測することを基本とするものの、将来的には、カーシェア等の周辺ビジネスが重要となる可能性があることについても考慮する。

<sup>17 「</sup>世界一」を体現する目標値を設定する場合、各国のそれぞれの数値の進展によって目標が変化することになる。このため、現状の各国の数値をベンチマークとして、目標値を設定する一方で、不断に各国の数値と比較し、必要に応じて見直しを行うという方針で進める。

# 【参考1】交通事故死者数等を巡る近年の推移

- 平成 25 年の交通事故死者は 4373 人、負傷者数は、78 万人。
- 現在、中長期的には減少傾向にあるも、死者数が減りにくい状況となっ ている。

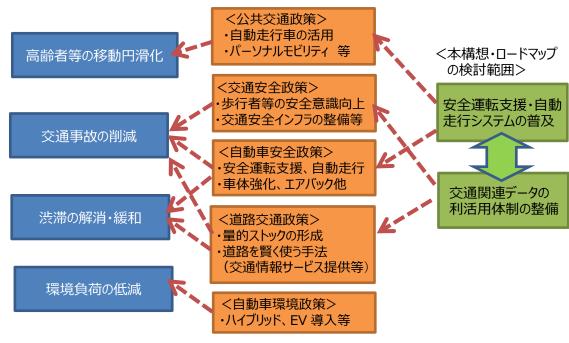


# 5. 目標達成に向けた ITS に係る施策の方向

# <目標達成に向けた施策の戦略的重点化>

ITSによって達成すべき社会・産業面での目標に向け、今後、図3に示す指標達成を念頭に置きつつ、このような指標の達成に効果的な「安全運転支援システム・自動走行システムの開発・普及」と、「交通データの利活用体制の整備」に係る技術・施策を、官民連携により、戦略的かつ重点的に進めていく。

なお、その際、指標の達成にあたっては、必ずしも ITS に係る施策のみで達成するものではない <sup>18</sup>ことを踏まえると、当該指標達成に向けた各種政策によるロジックモデルを明確化した上で、関連する各種政策と連携した上で、前記指標の達成に向けて取り組むことが求められる。



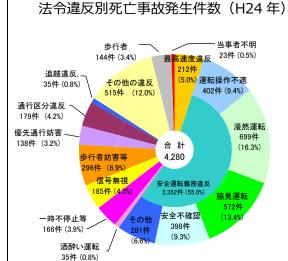
【図4】各種指標達成に向けたロジックモデル(例)19

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 例えば、交通事故の総件数は、様々な交通安全対策の影響によって変動するものであり、 ITS 施策のみによる効果の指標とはならない。

<sup>19</sup> 本ロジックモデルは例であり、また、矢印の無いものは関連性を持たないことを示すものではない。

## 【参考2】交通事故死者数等の削減にあたっての ITS の役割

- 交通事故死者の大半は、安全運転義務違反(運転操作不適、漫然運転、 わき見運転、安全不確認等)や、一時不停止、信号無視等が占める。
- したがって、安全運転支援システムの導入等によって、運転者に対し、 注意情報を提供することによって、交通事故を減らせる可能性がある。



交通安全に係る施策の分類



## ヒトに係る施策

安全運転確保(運転免許、安全運転管理·指導) 交通安全思想(交通安全教育、普及啓発活動) 道路交通秩序(指導取締り、事故事件捜査等)

#### <交通事故事後対策>

<交通事故未然防止策>

救助・救急活動の充実 被害者支援(損害賠償の適正化等)

<ITS 施策の推進に係る KPI の考え方>

(出典) 平成 25 年版交通安全白書

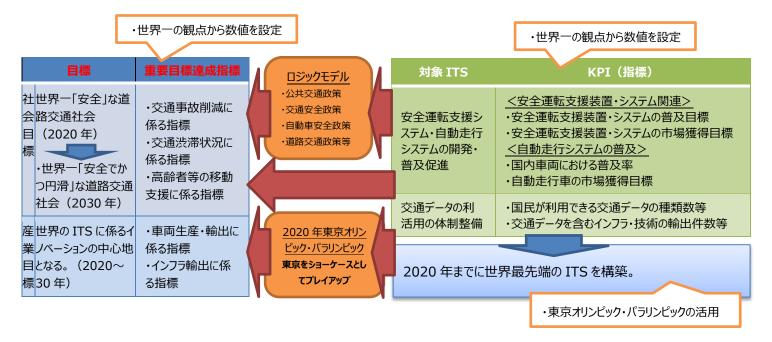
そのような目標達成に資する施策を念頭においた上で、安全運転支援システム・自動走行システム及び交通データ利活用に係る施策の進捗を管理する観点から重要業績評価指標(KPI)を設定する。

その際、既に日本再興戦略等に記載されている KPI を考慮し、昨今の国内外の産業界等の技術動向を踏まえ、それぞれの普及に関わる指標(普及台数、普及率)と産業競争力に関わる指標(世界シェア、輸出等)として、以下の通り設定することとし、その計測方法等については、今後更に検討を行う。

【表2】安全運転支援システム・自動走行システム/交通データ利活用に係る KPI(例)

ITS の分類	ITS の普及・競争力に係る重要業績評価指標(KPI)			
安全運転支援シ	<安全運転支援装置・システムの普及、産業競争力 <sup>20</sup> >			
ステム・自動走行	・ 2020 年に、安全運転支援装置・システムが国内車両(ストックベ			
システムの開	一ス)2割に搭載、世界市場3割取得。			
発・普及促進	・ 2030 年に、同装置・システムが、国内販売新車に全車標準整備、			
	ストックベースでほぼ全車に普及。			
	<自動走行システムの普及、産業競争カ>			
	・ 国内車両における自動走行システムの普及率			
	・ 自動走行システムに係る世界市場獲得割合(2030 年まで世界一を			
	確保・維持等)			
交通データの利	・ 国民が利用できる交通関連データの種類数等			
活用の体制整備	・ 交通データを含むインフラ・技術の輸出件数等			

# 【図5】全体目標・重要目標達成指標と ITS に係る KPI との関係(全体像)



<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> この2つの KPI は、既に日本再興戦略に記載されているもの。

# 6. 安全運転支援システム・自動走行システムに係る戦略

(1) 安全運転支援システム・自動走行システムに係る全体戦略

〈安全運転支援システムと自動走行システムに係る全体戦略〉

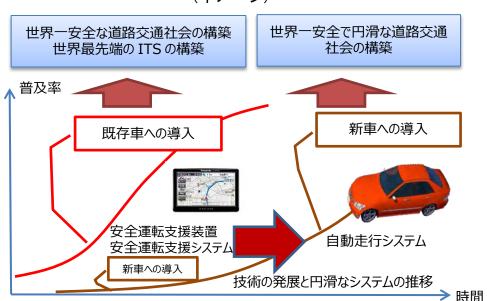
安全運転支援システム・自動走行システムに関しては、最近、既に多くの自動車メーカーから、自動ブレーキ等の安全運転支援機能のついた自動車(レベル1)が販売され、普及し始めている。今後、技術の発展に伴い、安全運転支援装置・システムから自動走行システムへと、技術レベルの高度化及びその普及が進むものと考えられる。

その際、新車の普及に一般的に時間を要する <sup>21</sup>中で、我が国として短期的に (2018 年までに)、交通事故死者数 2,500 人以下を達成し、世界一安全な道路 交通社会の構築に向けて取り組むため、当面、以下の両者の開発・普及戦略を 並行して進める。

- ・「安全運転支援システム」については、情報提供型又は安全運転支援機能付 (レベル1)の自動車の新車としての普及に加えて、既存車に搭載する安全 運転支援装置(情報提供型)の導入普及を積極的に進めること等により、 2020年までに世界一安全な道路交通社会を構築する(2018年までに交通事 故死者数を2500人以下とすることに寄与し、交通事故死者数が人口比で世 界一少ない割合とする)。
- ・「自動走行システム」については、「完全自動走行システム」を実現できる技術を目指しつつ、「準自動走行システム」について、海外への展開も視野に入れつつ、更なるレベルの高度化を目指して、新車としての開発・実証・市場化を進めること等により、2020年までに世界最先端のITSを構築するとともに、例えば、自動走行システムによって、安全運転を確実に行う熟練ドライバー以上の安全走行の確保や、最適なルート判断、最適な速度パターンの設定等の実現によって、交通渋滞の緩和、交通事故の軽減、高齢者の移動支援等を達成し、2030年までに世界一安全で円滑な道路交通社会を構築する。

19

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 最近の我が国の自動車保有車両数は約 8000 万台、年間の新車販売件数は、約 500 万台。 したがって、保有車両が全て新車に交代するには、15 年以上の時間を要する。



【図6】安全運転支援システム・自動走行システムの普及に係る戦略 (イメージ)

<自動走行システムへの発展に向けた自律型、協調型のアーキテクチャー<sup>22</sup>戦略 >

安全運転支援システム・自動走行システムにおいては、障害物の存在等の自動車の周辺情報を収集(センサー部分)し、それを、知能部分で分析・判断し、その結果を、自動車の操作(駆動部分)あるいは、運転者への情報提供(音声・画面出力)に反映することになる。

その際、周辺情報の収集方法に関して、自動車に設置したレーダー等を通じて情報を収集する方法(自律型)と、道路インフラに設置した機器や、他の車に設置した機器との通信を通じて情報を収集する方法(協調型。前者は、路車協調型であり、後者は車車協調型。)に大別することができる。また、近年においては、モバイルネットワーク(携帯電話網等)を通じて、クラウド上の情報基盤にある情報を活用する手法(モバイル型)も注目を浴びている。

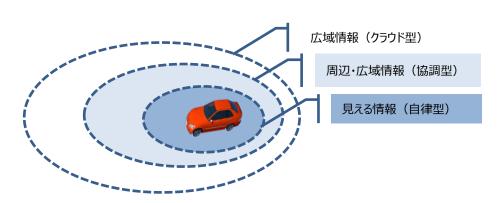
これらの技術は、互いに相反するものではなく、複数の技術を導入することにより、多様な情報に基づく、より高度な安全運転支援システム・自動走行システムを可能とするものである<sup>23</sup>が、それぞれの技術の特徴は、表3のとおりである。

<sup>22</sup> 製品に係る構成部品等を、その製品の個々の機能等の観点から分割・配分し、また、それらの部品等のインターフェースをいかに設計・調整するかに係る基本的な設計構想。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 例えば、「自律型」によるセンサー等の情報に加え、「モバイル型」を通じたクラウド上の地図上の情報等を双方向で交換することによって制御を行うような自動運転システム等が開発されつつある。

【表3】安全運転支援システム・自動走行システムの情報収集技術の種類

情報収集技術		技術の内容(情報入力の手法)		特徴		
の種類						
自律型		自動車に設置したレーダー、カ	•	概ね全ての場所で機能		
		メラ等を通じて障害物等の情報	•	障害物等の認識は「見える		
		を認識		囲」に限定されるとともに、		
				法によっては天候、明暗等周辺		
				環境の影響をうける		
			•	リアルタイム性に優れる		
協調型	モバイ	GPS による位置情報とクラウド	•	概ね全ての場所で機能		
( 広	ル型	上の地図上にある各種情報を認	•	広域の情報を収集可能		
義) <sup>24</sup>		識	•	リアルタイム性に欠ける		
	路車間	路側インフラに設置された機器	-	インフラ設置場所にて機能		
	通信型	から、道路交通に係る周辺情報	•	周辺や広域情報についても入		
		等を収集		手可能		
			-	リアルタイム性に優れる		
	車車間	他の自動車に設置された機器か	<ul><li>他の自動車も設置している</li></ul>			
	通信型	ら、当該自動車の位置・速度情		合のみ機能		
		報等を収集		見えない場所でも他の自動車		
				のより詳細な情報を入手可能		
			•	リアルタイム性に優れる		



<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 本分類においては、情報収集に係る技術の種類の観点から、「モバイル型」についても、 広義の「協調型」に含めた。(なお、明確な定義はないものの、「モバイル型」に「路車間 通信型」、「車車間通信型」を加えて、「コネクテッドカー」と呼ぶ場合もある。)

しかしながら、「モバイル型」と、「路車間通信型」、「車車間通信型」については、その リアルタイム性に加え、普及戦略の在り方が全く異なることから、本文章においては、以 下、「協調型」とは、原則、「モバイル型」を除き、「路車間通信型」、「車車間通信型」を指 す。

これまで、我が国においては、海外と同様、自律型については、民間企業が中心になって開発を進める一方で、協調型については、光ビーコンを用いた交通情報の提供や DSSS<sup>25</sup>、ITS スポットサービスなど官民共同による開発、国主導によるインフラ環境整備等が行われてきた <sup>26</sup>。

今後、安全運転支援システムから自動走行システムへの発展に向けて、これらの自律型と協調型の統合に向けた戦略が求められる。

その際、一般的には、自律型では自動車が見える危険に対応することができるものの、周辺状況の確認はセンサーの届く範囲に限定される。一方で、協調型はインフラ整備個所や他の自動車に設置された通信可能な機器等に限定される場合があるものの、自動車から直接見えない危険や直接知り得ない予定情報等も把握することが可能となる。それで、自律型と協調型(路車協調型、車車協調型等)の統合に係る戦略としては、原則として、以下のステップを踏むことが考えられる。

- ① まずは、自律型による基本的な安全性等を確保しつつ、自律型による自動車(レベル1以上)の更なる普及と高度化を進める。
- ② 一方、協調型については、まずは、注意喚起等の機能を有する情報提供型の安全運転支援装置について、インフラ整備等と併せて、その普及促進を図る。
- ③ その上で、協調型の機能としてより多くの情報を獲得できるという優位性を踏まえ、それらの上記①の自律型の動向や上記②の普及状況等をみながら、自律型の自動化型自動車に、協調型の機能をモジュール <sup>27</sup>として、必要に応じて付加・統合する。

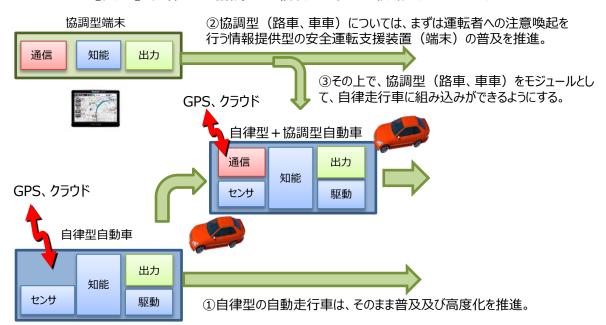
特に、自動走行システムを実現する上で不可欠となる信号情報等については、 自律型では確実な認識・処理が困難であると考えられるため、協調型の機能を 付加することによって車両が路側インフラから提供されたデータを基に確実に 認識・処理することが重要となる。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> Driving Safety Support Systems:安全運転支援システム。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> また、テレビのデジタル化に伴う周波数再編が終了し、平成25年4月より700MHz 帯車車間通信・路車間通信が全国で導入可能となっている。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> システムを構成する要素となるものであり、いくつかの部品的な機能を集めまとまった機能を有する部品のこと。



【図6】自律型と協調型の統合に向けた戦略(イメージ)

このような観点から、自律型をベースにしつつ、必要に応じて協調型(路車協調型、車車協調型等)に係る機能をモジュールとして追加するタイプの自動走行システムも実現できるよう、そのためのアーキテクチャーを確立し、その接続のための共通のインターフェースを策定しておくことが必要である。特に世界各国において、インフラや通信システムが異なることを踏まえると、それらの国際標準化等に向けて努力をする一方で、このようなモジュール化も実現できるようにしておくことが、民間企業における自動車の開発コスト削減のためにも不可欠である。

このため、2014 年度においては、民間企業と連携して、自律型と協調型の統合の方向について検討することとする。特に、自動車の IT に係るアーキテクチャーについては、自動車の IT 化・自動走行システムに向けた知能化が進む中で、その内部の制御に係る知能部分のコンピューターシステムや、各種情報を扱うオペレーティングシステムについても、従来の組み込み系のアーキテクチャー<sup>28</sup>からオープン型へのアーキテクチャー<sup>29</sup>へと変化していく可能性があり、そのような中で如何にプラットフォームを確立していくかが重要な課題となる。

なお、複数の利害関係者との調整が求められる分野については、検討を加速 させるため、政府が積極的に尽力する必要がある。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 特定の機能を実現するために、ハードウェアとソフトウェアを組み込んで作り込むタイプのアーキテクチャー(設計思想)。一般的に、車種間、メーカー間において互換性はない。 <sup>29</sup> 汎用のハードウェア、ソフトウェア(プラットフォーム)の公開されたインターフェースに基づき、各種機能(アプリ)を追加していくタイプのアーキテクチャー(設計思想)。 パソコン等に代表される。

# (2) 安全運転支援システムの進め方

# <安全運転支援システムに係る今後の戦略と重点化>

まず、短期的な観点からは、交通事故死者数 2,500 人以下(2018 年) という 目標に向けて、安全運転支援システムの普及施策に取り組むことが必要である。 その際、目標達成時期まであと 4 年間という期間を考慮すると、表 4 に示す 通り、以下の3つの分野に係る取り組みを進めることが必要である。

- ①安全運転支援システム付自動車(レベル1)の普及促進
- ②情報提供型の安全運転支援端末の実用化・普及促進
- ③歩行者等に対応できるセンサー・システムの研究開発・普及

それぞれの分野に係る施策を進めるにあたっては、現状における交通事故死者の状況分析(交差点等の場所、衝突事故、歩行者等の事故状況の分析等)を踏まえ、それらの状況に対する技術的な対策の実現可能性、費用対効果も含めた普及可能性(2020年時点での普及見込量等)を検討した上で、重点的に取り組むべき施策を明らかにすることが必要である。このため、2014年度においては、これらに係る詳細分析を行う。

### 【表4】安全運転支援システムの普及に向けたロードマップ関連施策

# ステム付き自動車 (レベル1)の普及 促進

- ①安全運転支援シ 自動ブレーキ等の機能のついた自動車の普及。既に多くの自動 車メーカーが各車種に導入(また、2014年11月1日以降に発 売される大型トラックへの搭載が義務化)。メーカーによって は、新車販売において高い装着率を誇っている。
  - 仮に、今後販売される新車全て(500万台)に導入された場合、 5年後(2018年末)には、2500万台(8000万台の約3割)と なる。
  - 今後、引き続き民間企業を中心に普及を進めていくことが必要。

## ②情報提供型の安 全運転支援端末の 実用化・普及促進

- 新車としての普及である上記①では、2018年までに交通事故死 者を削減するのに十分な普及が見込まれないことから、既存の 自動車に安全運転支援機能を付加すべく、情報提供型の安全運 転支援装置の普及を図る。
- 具体的には、概ね、1)「地図情報型端末」、2)「車車間型等端末」、 3)「路車間型端末」等があり、今後これらの端末をどのように重 点的に普及を進めるかについて、検討する。
  - 1) 「地図型端末」: GPS・地図情報等を活用した情報提供型端末の開発・ 普及
  - ⇒注意すべき交差点情報等の地図関連データの整備、配信が必要
  - 2) 「車車間型等端末」: 見通しの悪い所でも車同士で情報のやりとりが 可能な情報提供型端末の開発・普及
  - ⇒その普及戦略の検討、実施が必要
  - 3) 「路車間型端末」: 光ビーコン、ITS スポット対応カーナビ等の路車間 型情報提供型端末の普及
  - ⇒併行してインフラ等の整備が必要(その際、コスト等について考慮)

## ③歩行者等に対応 できるセンサー、シ ステムの研究開 発・普及

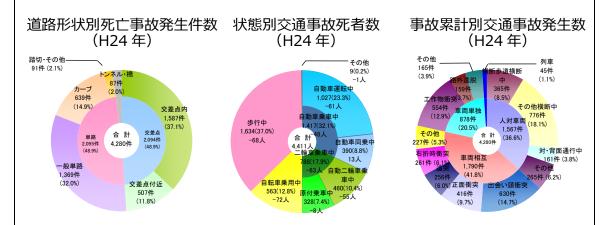
- 上記①、②の多くについては、事故の大半を占める歩行者、自 転車、二輪車等に対しては、十分な注意喚起ができない。
- このため、2018年以降の事故の削減を見据えた上で、これらに 対応可能なシステムの研究・開発・普及を進めることが必要。
  - 2)歩行者等情報を、自動車側に知らせるためのシステムの開発 3)歩行者等に対して、赤信号での横断時に対して警告等を行うインフラ・

1)79GHz 帯、赤外線、画像処理技術等による歩行者等のセンシング技術

システム等

### 【参考3】 道路交通安全における歩行者・自転車・二輪車対策の必要性

- 交通事故の発生場所の約半数が、交差点内またはその付近であり、また、 歩行者・自転車・二輪車の死者が約 2/3 を占める。
- このため、交通事故死者の削減のためには、自動車間の衝突、工作物と の衝突だけでなく、交差点等への対策や歩行者・自転車・二輪車対策に ついても重要な課題となる。



(出典) 平成 25 年版交通安全白書

(注) なお、高速道路等における交通事故死者数は 225 人、負傷者数は 1 万 9726 人であり、それぞれ全体の 5.1%、2.4%である。

### (3) 自動走行システムの進め方

#### <自動走行システムの市場化期待時期>

上述の安全運転支援システムの普及と並行して、今後、安全運転支援システムから自動走行システムへの技術的な高度化を進めていくことになるが、これは 2018 年の交通事故死者数 2500 人以下の目標達成というよりは、世界一安全で円滑な道路交通社会の実現、イノベーションにおける世界の中心地なることといった長期的な目標達成の観点から進めていくことになる。

その際、世界一を目指すという観点から、まずは、それぞれのレベルの自動 走行システムについて、海外における同様の市場化目標・ロードマップ等も踏 まえつつ、日本においても、世界と比較して遜色のない時期(最速あるいはそ れとほぼ同様の時期)を、市場化期待時期として、表5のとおり、設定する<sup>30</sup>。

なお、市場化期待時期の観点から世界一を目指すだけではなく、産業競争力の強化や、自動走行システムの普及の観点からも、取り組むことが重要である。

<sup>30</sup> この「市場化期待時期」とは、官民が各種施策を取り組むにあたって共有する共通の努力目標の時期であり、官民ともコミットメントを表す時期ではない。

_							
	レベル	実現が見込まれる技術	市場化期待時期	(参考)欧州等の目標時期 <sup>31</sup>			
	レベル2・追従・追尾システム		2010 年代半ば	2013年~2015年			
		<ul><li>衝突回避のためのステアリ</li></ul>		2017年~2018年			
		ング					
		・複数レーンでの自動走行等	2017 年	2016 年			
	レベル3	・自動合流等	2020 年代前半	2020 年			
	レベル4	・完全自動走行	2020 年代後半以降	2025 年~28 年(高速道路)			
			(注)	2027年~30年(都市域)			

【表5】自動走行システムの市場化期待時期

(注)レベル4(完全自動走行システム)については試用時期を想定。但し、見通しが不透明な面も多いことから、今後、国内外における市場化に向けた検討や各種取組の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

### <自動走行システムに係る研究開発・実証等の技術戦略>

今後、上記市場化期待時期を念頭に、自動走行システムに係る技術の高度化等を進めるため、センシング(歩行者等についてもセンシングできる技術等)、知能技術・駆動技術(高度な画像認識技術と迅速な駆動等)、セキュリティ対策に係るハード面・ソフト面両面に係る研究開発を、民間企業主導による官民共同開発で進める。その際、自動走行システムの高度化においては、公道等での走行試験を通じた熟練運転技術の知能化や、数多くの場面での運転データベース化(クラウド上での3Dマップの作成等も含む)が不可欠であることから、ハード面・ソフト面での研究開発だけではなく、積極的な公道実証を通じたデータ蓄積を進めるとともに、可能な範囲でそれらに係る共有化を図る。

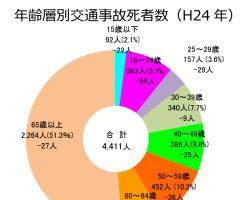
また、自動走行システムの開発を進めるためには、このような従来型の自動車の発展だけではなく、例えば「高齢者にとって運転しやすい移動体」等といった利用場面を考慮した上で、例えば、移動体ロボットあるいは超小型モビリティ等の構内(公道外)での利用からの発展シナリオについても視野に入れるとともに、その発展過程において東京オリンピック・パラリンピックでのデモとしての試験実証導入の可能性についても検討する。さらに、完全自動走行システムに向けた発展についても、これまでに世界的に理解されている"自動車"の概念とは異なるものとなると考えられていることを踏まえると、このような従来型の自動車からの発展とは異なったシナリオについても今後想定すべきである。

\_

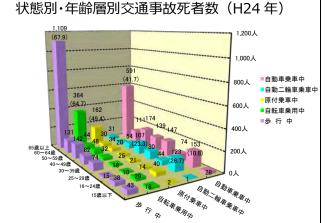
<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> i Mobility Forum 等欧州の目標時期に係る動向等について、内閣官房にて調査。

### 【参考4】交通事故死者数削減にあたっての高齢者の位置付け

- 交通事故死者の過半数が高齢者であり、多くが歩行中または自動車の運転中に事故が発生。このため、今後、高齢者が安心して運転できる車両の開発と、高齢者の歩行中における安全対策が必要。
- 一方、交通事故負傷者は、各年代に広がっており、別途対策が必要。



337人 (7.6%) -48人



(出典) 平成 25 年版交通安全白書

(注) なお、交通事故負傷者数では、高齢者(65歳以上)の割合は14%のみ。

その上で、協調型システムについては、前述のとおり、アーキテクチャーや 海外との標準の整合性等に配慮しつつ、情報提供型の安全運転支援装置の普及、 自律型自動走行システムへの統合を図ることによって、その実用化に取り組む こととする。

その際、協調型システムの普及にあたって、その機能が実際に有用なものとなるためには、例えば車車間の場合はまとまった規模での導入を図ること等が必要となるとともに、そのための多数の関係者の取組の統合化が必要となる。このため、まずは、2014年度において、先導的な導入が考えられる利用場面を特定するとともに、複数の関係者を統合する実行体制の検討を行い、費用対効果等を勘案した上で、集中的に進める普及戦略を策定し、実行していく。

【表 6 】協調型安全運転支援システム・自動走行システムにおいて 先導的な導入が考えられる場面(例)

種類	先導的な導入が考えられる場面
自律+協調型(路車間)	⇒交通量の少ない地域(モデル地域)での公共交通システムとし
	ての導入。等
自律+協調型(車車間)	⇒高速道路等におけるトラックの隊列走行。等

### <自動走行システムの普及に向けた社会受容面・制度面での取組み>

また、自動走行システムの市場化・普及にあたっては、研究開発・技術戦略だけではなく、社会受容面・制度面での環境整備に取り組むことが前提となる。

このため、まずは、準自動走行システムについては、運転における自動車の 関与の割合が高くなるということを踏まえ、社会受容面やヒューマンファクタ 一等に関する表7に掲げられた課題について、準自動走行システムの今後の発 展に向けたマイルストーンを考慮しつつ、検討を進める。

なお、準自動走行システム(レベル3まで)については、現行法令(道路交通法、道路運送車両法等)や国際法(ジュネーブ条約等)に抵触することなく 導入が可能であると考えられる。

【表7】準自動走行システムの導入にあたっての取り組むべき課題(例)

13/1 十口切たけンパノムの寺/パーのだっての水ノ畑も「こ 床屋(四)		
内容	検討課題(例)	
ニーズの検討、	・ 運転における自動車の関与の割合が高くなる準自動走行システム	
利用者、社会にお	についての利用に係るニーズ(どのような運転者が、どのような場	
ける受容性	面で利用するニーズを有するか等)。	
	・ 社会にとって新たな技術となる自動走行システムに係る利用者の	
	受容性(新たな技術の受け入れに係る拒否感等)。また、利用者だ	
	けでなく、周囲の一般車両、歩行者等における受容性に係る検討。	
	そのような準自動走行システムの数が増加した場合における、交通	
	システム全体における影響等の検討(混流の問題)。	
ヒューマンファ	・ 準自動走行システムにおけるドライバーの行動等のヒューマンフ	
クターの検討	ァクター、HMI に関する調査研究。また、それらが運転、交通へ及	
	ぼす影響の検討。	
	・ 具体的には、「過信」、「依存」の問題等に加え、自動走行に慣れて	
	しまった場合における運転手の運転スキルの維持のための方策も	
	含む。	

一方、完全自動走行システムについては、これまで世界的に理解されている "自動車"とは全く異なったものとなることから、その導入にあたっては、社 会受容面・制度面ともに、検討が必要となる。このため、まずは、自動車が道 路を無人で走行する社会の在り方から検討し、社会受容面の検討を行い、その 社会が国際的にも受け入れられた後、必要に応じ、法制度面について検討して いくことになる。

【表8】完全自動走行システムの実現にあたっての取り組むべき課題(例)

内容	検討課題 (例)
社会の在り方の	・ 完全自動走行システムを受け入れる社会の在り方の検討
検討(ニーズ・ビ	・ 完全自動走行車のニーズ(どのような人がどのような場面で利用す
ジネスモデル、	るか)、それらの利用方法等に係るビジネスモデル(カーシェアリ
利用者・社会にお	ング等)や、海外への展開も含めた新たな産業創出に向けた検討
ける受容性)	・ これまでの自動車とは責任関係が全く異なる完全自動走行システ
	ムに係る利用者等の受容性に係る検討。また、利用者だけでなく、
	周囲の一般車両、歩行者等における受容性に係る検討
	· そのような完全自動走行システムが導入された場合における、交通
	システム全体における影響等の検討(混流の問題)
	・ これらに関する国際的な合意形成
事故時の責任関	・ 完全自動走行システムについては、事故時の責任関係が全く異なる
係及び法制面で	ことから、国際的な動きを踏まえつつ、責任関係の抜本的な見直し
の検討	の検討
	・ 法制面での見直しについては、上述の国際的な合意形成の動向を踏
	まえて検討するものとし、当面は、国際的な検討の場に積極的に参
	加し、動向を把握

なお、これらの取組に加えて、準自動走行システム、完全自動走行システムのいずれにおいても、今後、日本で開発される自動走行システム等が国際的に不利にならないよう、自動走行システムに係る各種国際標準の取組に積極的に関与することが必要である。

### 7. 交通データの利活用に係る戦略

### (1) 交通関連データの位置付けと今後の方向

### <交通データの位置付け>

我が国では、これまで、政府が中心となって、道路等に多数の車両感知器、 光ビーコン等を設置してきた。これらからの情報は、交通管制等に利用される とともに、道路交通情報センター(JARTIC)を中心に一元的に収集され、交通 情報板、各交通提供事業者、道路交通情報通信システムセンター(VICS センタ 一)を通じて、自動車の運転者等に情報提供されてきた。引き続き、交通デー タ基盤として、情報提供システム体制の維持・高度化が求められる。



【図8】我が国の道路交通情報の流れ(概要)

これに対し、近年、自動車メーカー、電機系企業等が、自動車から多様なプローブデータを収集し、それらをビッグデータ解析し、上述の官による道路交通情報等と組み合わせることにより、自動車のユーザーに向けた、より高度な情報提供サービスを構築しつつある。また、ITS スポットからのプローブ情報についても、きめ細やかな渋滞対策や交通安全対策等の検討が行われるなど、道路管理の高度化に役立てられつつある。今後、自動車のIT 化・ネットワーク化に伴い、自動車に係るこのような多種多様なデータが蓄積される方向にある。

このように官民で収集される交通データは、交通渋滞の把握と対策の立案等に役立つだけでなく、近年、前章で記載された安全運転支援あるいは自動走行システムに必要な基盤としても位置付けられつつある。また、それらの情報は、公開・有効活用し、他の情報と連携することによって、観光産業、保険産業等に係る新たなサービスの創出にも寄与するものとして期待されている。

【図9】交通関連データと各種情報提供、安全運転支援システム ・自動走行システムとの関係 (イメージ)

### <交通データ利活用に係る今後の方向>

このような流れの中、現在、これらの官民それぞれが保有するデータが、それぞれ個別に整備されていることを踏まえると、今後、データが垂直統合体制から水平分業化に移行するとの流れも考慮しつつ、可能な範囲で、官民での共有を進める必要がある。特に、官の保有するデータについては、オープン化を進めていくことが必要である。ただし、民間企業の有するデータについては、そもそも事業・ビジネスの観点から収集されていること、また、官の保有するデータについては、新たに公開するためのシステムやデータベースを構築するための費用を要することを十分に考慮する必要がある。

このため、まずは、官民それぞれにとって必要性の高いデータを対象にし、官民協力によるデータの共有やオープン化等の在り方について具体的な検討を開始する。その場合、民間におけるビジネスの観点や、官側におけるこれまでの投資や予算状況等にも十分考慮しつつ、国民・利用者にとって使い易く、最大限メリットのあるような情報・データについて、その交換・提供体制の整備を検討することが必要である。

また、このような交通データと併せて、徒歩や公共交通機関による人の移動に関するデータ等との組み合わせによる利活用を進めることにより、利用者にとって必要なデータを創造していく取組を進めることも必要である。

### (2) 官民協力による交通関連データの整備と公開(オープン化)

交通データに関しては、まずは官民それぞれにとって必要性の高いデータを対象に具体的な議論を開始するとの観点から、前章で記載した安全運転支援に係るロードマップ等を踏まえつつ、まずは渋滞、安全対策等の公益性の高いデータの整備を中心に官民が協力しつつ取り組むことが必要である。

このような観点から、官民それぞれが必要と考えるデータに関し、官民が既 に所有するデータ等を活用することによって、どのように整備を進めていけば よいか意見交換をする場を設定する。この場において、具体的には、以下のよ うな議論を進める。

- ・ まずは、両者から「何故(目的)」、「どのような」データが欲しいのかについて希望を明示
- 当該必要とするデータを整備するため、互いに保有するデータを有効活用しつつ、可能な限り効率的に整備を行うための方策を検討。(例えば、官民が連携することによって、走行中の自動車からのプローブデータ等を活用するなど。)
- ・ その上で、互いが保有するデータを提供するに当たっての、公開の可否、データの技術的条件(データの粒度、コスト等)等についての検討

なお、交通データを継続的に利活用するために、中立・公平な立場で安定的な収集・提供が行えることが重要であることから、検討にあたっては、このような観点も考慮しつつ、議論を進める。

当面、官民それぞれからデータ整備の必要性が認識されている具体的なデータとしては、例えば、表9に掲げたものがある。

#### 【表9】当面、官民共同で整備の必要性が認識されているデータ(例)

- 交通事故削減の観点からプローブデータから得られるブレーキ箇所等
- ・ 通行可能な道路に係るデータ等
- ・ プローブ情報を活用した信号制御の可能性
- ・ 交通需要管理に向けたプローブ情報の利用可能性
- 地図上 における交通規制情報(速度制限、一方通行等)
- ・ 地図上におけるセンサー位置、信号位置等に係るデータ

また、このようにして得られるデータの利用者への提供の在り方については、可能な限り多くの利用者に利用してもらうとの観点から、インフラ又は携帯電話網経由で直接自動車等に提供するルートだけでなく、地図情報上のデータとしてオープン化することによって、各種事業者がアプリケーションを構築できるようにするなど、データの性質に応じて、多様な伝送手段を検討することが重要である。

このため、上記伝送手段を通じて整備されるものも含めて、官民が保有する データについて、データ提供者間のみで相互利用するのではなく、第三者であ るベンチャー企業等による二次利用も含めて、公開が容易かつ必要とされるデ ータから順次、オープン化を進めていくことが望ましい。このため、以下の手 順で検討を進める。

- ・ 官民の保有するデータに係るメタ情報の整理・公開
- それらの個々のデータに関するオープン化を含む取扱い方針の検討、明確化
- ・ データの公開に係る技術的条件、標準化等

### (3) 官民による情報連携推進体制の検討

現在官民でそれぞれ個別に整備・構築されている交通データ基盤に関し、定常的にその有効利用を図るためには、交通データに係る官民の有する情報を共有又は連携するための体制の在り方について検討することが必要である。

具体的には、関連団体における検討状況等や、道路交通情報センター等既存のデータ関連システムとの関係も踏まえつつ、対象とするデータの範囲、公開・共有の条件(データの要求・提供システム、データ提供・利用ルール等)や、情報連携推進体制・機能(ローカルな体制と、全国での体制の関係整理を含む)等について、検討をすることが必要である。

このため、2014 年度において、このような交通データの連携共有体制の在り 方を含む交通データ利活用促進戦略について検討する。

### 【表10】交通データに係る官民情報連携推進体制に係る論点(例)

## 対象デー タの範囲

官が保有する各種交通データ(詳細な通行情報等)、民が保有する交通データ(プローブデータ)に加え、どのようなデータを連携対象として議論すべきか。

- 公共交通関連データ <sup>32</sup>
- ◆ 人の移動に関連する各種データ
- 都市 (スマートシティ) に関連する多様なデータ (消費電力量等)

## データ公 開・共有

条件

官、民それぞれの状況を十分に踏まえつつ、国民・利用者にとって使い易く最 大限のメリットが生じるようにするためには、どのように条件を設定すべきか。

- データの種類・精度等を踏まえた、公開条件(有償、無償等)の違い
- データ利用目的に応じた、公開条件の違い(災害時対応等)
- データ公開に係る技術的要件(データ連携に係る技術スペック、使用ルール等)
- データ整理に係る費用負担ルール等

### 体制・機 能

どのような組織・体制で官民が情報連携を行うのか。また、当該組織・体制には、どのような機能を付与するのか

- データ提供条件を定め、データ提供者と利用者が個別にデータの授受を行 うのか、それに加え、データ利用受付、提供、対価の仲介のみをする組織 を作るのか、あるいは、データ管理・付加価値の付与等も行うセンター組 織を作るのか
- 組織を作るとした場合、官中心の組織か、民中心の組織か
- 更に、全国統一の組織として対応するのか、地域ごとの組織として対応するのか
- 当該組織には、どのような機能を付与するのか(データの収集・管理・提供の方法、付加価値の付与の有無、対価管理の有無、他のデータベースとの連携可能性等の拡張性等)

<sup>32</sup> なお、公共交通関連では、「公共交通オープンデータ研究会」が設置されている。

### 8. 世界最先端の ITS の整備に向けた横断的取組

### 〈東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応〉

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、日本国内に世界最先端の ITS を構築し、それを世界に対してプレイアップすることを目指す。官民連携による集中した取組を行い、ITS に係るイノベーションの中心地としての日本の地位を確立し、その後の世界一安全で円滑な道路交通社会を維持・確保する。

このため、2014年度において、東京オリンピック・パラリンピックにおいて示すべき ITS 分野での具体的取組内容 <sup>33</sup>やそれを達成するためのスケジュール・体制等に係る戦略を検討する。

また、その際、産業界等で検討されている提案等を踏まえつつ、必要に応じてオリンピック・パラリンピックを世界へのショーケースとして活用しつつ、車載機器から情報システムに至るまでの各種 ITS に係るインフラをパッケージで輸出につなげていくための戦略(先進国向け、新興国向け等)や体制 <sup>34</sup>等についても、念頭において検討を進める。

#### <国際的な連携>

今後、自動走行システムの開発、普及を含む世界最先端のITS の構築を図っていくためには、日本国内での活動にとどまることなく、グローバルな視点での取組を進め、かつリーダーシップを発揮することが必要である。

このためには、既存の国際的枠組みや欧州、米州等における活動に積極的に参加し、自動走行システムに係る用語や、機能・構成技術や性能基準、適合性評価等を含む国際標準等に係る情報交換、ヒューマンファクター、社会的受容性等に係る共同研究等をグローバルな観点から進め、そのような活動を通じて、日本がグローバルな合意形成において主導的な役割を担うことが必要である。

このような国際的な活動の取組を推進するため、産学官が一体となって、国際的な関係者と協働する環境を整備すべく、既存の研究機関を活用し、国際的に開かれた中核拠点を整備する方向で今後検討を進める。

<sup>33</sup> 例えば、最先端の自動走行車を活用した大会輸送運営システムの構築、公共交通機関と他の自動車等との乗り換え連携システム、官民の保有する渋滞情報(通行実績情報)の融合や、公共交通と道路交通の情報システムの統合により海外からの訪問者を含む利用者が容易に交通情報を入手し効果的に利用できる情報基盤の構築等。

<sup>34</sup> インフラ輸出にあたっては、現在検討されている「海外交通・都市開発事業支援機構(仮称)」の活用も検討。

### <地域における取組の連携と市民の参加>

日本において、世界最先端のITS を構築するにあたっては、具体的な都市あるいは地域での実証、導入が不可欠であり、そのためには、具体的な地域での実証、導入の活動と連携していくことが必要である。また、具体的な地域において世界最先端のITS を構築し、それを日本全体に拡げていくにあたっての前提条件は、そこで生活し、ITS を利用することとなる市民の理解と参加が不可欠である。

このため、今後、具体的な地域での実証・導入の活動と連携するための体制や市民参加の在り方について検討する。

### 9. ロードマップ

上記第2章~第8章までの記述を踏まえ、安全運転支援システム・自動走行システム、交通データ利活用に関し、官民それぞれが取り組むべき課題とスケジュールを示したロードマップを別紙の通り示す。本ロードマップは、総合科学技術・イノベーション会議戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)(自動走行システム)における検討と連携しつつ策定したものであり、同プログラムにおいて策定される研究開発計画とは整合性のとれたものとなっている。

官民それぞれにおいては、このロードマップ及びそれに示される目標を共有 し、それぞれの役割分担の下、責任体制を明確化しつつも、互いに連携するこ とにより、各種施策に取り組む。

その際、本ロードマップでは、メリハリをつけるため、概ね、技術・製品・システムの普及、市場展開に係る事項については民主導、また、研究開発など官の予算に基づく施策については官主導と記載している。しかしながら、技術・製品・システムの普及市場展開に際しても、官として普及施策を行い支援する必要がある場合もあり、また、官の予算の執行に関しても民の協力は不可欠であり、いずれにせよ、互いに連携し議論しながら取り組むことになる。

また、第4章に記載する目標値等については、今後更に検討することとなっていること等により、本ロードマップはまだ完全なものでなく、引き続き具体的な検討を進める必要がある。このため、今後、可能な範囲で、①これらの目標値や施策の効果の整理、②それを踏まえた官民それぞれにおける施策の実施、その具体的な施策の検討によるロードマップの整理に向けて、並行して取り組んでいく。

### 10. 今後の進め方・体制

### (1) 今後の進め方

今回策定された官民 ITS 構想・ロードマップにおいては、戦略面においても、まだ検討すべき課題が多数残っている。これらの課題については、2014 年度において、官民が連携して、引き続き精力的に検討を進め、戦略の具体的な検討を進める。

その検討や施策の進展状況、あるいは、その後の ITS を巡る海外動向、技術動向の変化等を踏まえ、翌年度以降において重点的に取り組むべき事項について、内閣官房を事務局とする道路交通分科会を中心として原則毎年 PDCA サイクルを通じて見直しを行い、必要に応じて本ロードマップの修正を行う。

【表 1 1】2014年度に引き続き検討すべき課題(例)

課題	内容
戦略の指標・ロジッ	ITS 戦略における指標・KPI の具体化、目標値の明確化を図るととも
クモデル、ロードマ	に、そのロジックモデルを踏まえ、各施策の効果等について検討し、
ップの検討	ロードマップの見直しを行う。
交通事故の詳細分	交通事故の現状分析を行い、各施策による技術の普及が、交通事故
析と各施策が事故	死者等の削減にどの程度効果を有するかを検討し、今後、重点的に
削減に与える効果	施策に反映する。
自動走行システム	自動走行システムに係るアーキテクチャーの方向について検討する
のアーキテクチャ	とともに、普及戦略の検討を行い、今後の施策に反映する。
ーと普及戦略	
交通データ利活用	今後重点的に整備すべき交通データ、官民の保有するデータのオー
戦略の検討	プン化に向けた手順、官民における情報共有体制の具体化等につい
	て検討し、今後の交通データ利活用戦略を明確化する。
東京オリンピッ	東京オリンピック・パラリンピックに向けて構築すべき世界最先端
ク・パラリンピック	の ITS について、将来のインフラ輸出も視野に入れつつ、その具体
に向けた取り組み	的な内容とスケジュールを明確化する。

### (2) 推進体制(官民連携推進母体)

今後、本官民 ITS 構想・ロードマップに記載されたこのような課題等について官民連携で詳細な検討を行い、ITS 関連施策の推進を図るため、本官民 ITS 構想・ロードマップの策定以降速やかに、官民連携推進母体として、総合科学技術・イノベーション会議における推進体制とも連携しつつ、官民からなる協議体を設置する。

本協議体は、道路交通分科会とも連携しつつ、関係府省及び産業界等から構成するものとし、内閣官房が事務局を務める。

また、個別課題に係る実務的かつ集中的な検討を進めるため、官民 ITS 構想・ロードマップに記載された課題のうち、横断的かつ重要な課題それぞれについて、少数の実務者からなるワーキンググループ (WG) を設置し、検討を進める。なお、ワーキンググループ (WG) の運営にあたっては、柔軟性を確保する観点から、既存の組織の活用も含め、内閣官房以外による事務局による運営も可能とする。

このような官民連携推進母体の設置を通じ、官民 ITS 構想・ロードマップに係る詳細検討だけではなく、ITS を巡る新たな産業・技術動向等の把握を通じて、本ロードマップの PDCA サイクルを通じた見直しにも資するものとする。

# 「ネット意識革命宣言~変革の原動力としての」Tコミュニケーション~」概要①

## 1. 何故、ITコミュニケーションの活用促進が必要なのか

- ✓ 課題先進国といわれる我が国は、超高齢化、急速な少子化、エネルギー問題等、様々な課題に直面
- ✓ こうした課題を乗り越えるために必要とされているのが「非連続的な変革」
- イノベーションはこうした変革を促すが、その力ギを握っているのが | Tコミュニケーション
- > このような状況下において、我が国が経済成長を続けるためには、<u>従来の枠から踏み出した徹底</u> 的な生産性向上が不可欠
- ▶ 我が国が上記課題を克服しつつ経済成長を遂げ、豊かな国民生活を実現するためには、
  「コミュニケーションを活用しないという選択肢はない
- ➤ 課題は、いかにスムーズに | Tコミュニケーションを社会に組み込んでいけるか
- ▶ 技術や制度の環境変化を踏まえながら、<u>従来の枠から一歩踏み出した | Tコミュニケー</u> <u>ションの在り方を検討</u>する必要
- ▶ ITの利活用が進む諸外国のように、我が国においても、
  トップが強い意志を示し、ITコミュニケーションの活用促進を推進していかなければならない

# 「ネット意識革命宣言~変革の原動力としての」Tコミュニケーション~」概要②

## 2. | Tコミュニケーション活用促進のための基本的考え方

- ① 対面・書面交付原則の見直しを通じて、特に医療・健康等の分野を中心に、ネットの利点を最大限活用する。
- ✓ 「ネット対対面」という対立軸を脱し、ITコミュニケーションを阻害する規制・制度は徹底的に見直しを図るべき。
- ✓ 最低限、対面・書面交付と同等の選択肢として、ネットが提示されるようにするべき。
- ② 自由な | Tコミュニケーションで、「安心を高めるためのインターネット」をつくる。
- ✓ 「自由」と「安心」は対立する概念ではない。我が国が直面する様々な課題を解決し、国民生活の「安心」を実現するものこそが、「自由」なITコミュニケーション。
- √ 守られるべき人の「安全」をしっかりと担保することで、「安心を高めるためのインターネット」をつくることが可能であり、リテラシーを身に付けた利用者が自己責任のもとで、ネットを活用することを妨げてはならない。
- ③ 諸外国との事業環境のイコール・フッティングを図るなど、技術の進化を妨げないルール形成をする。
- ✓ 一律の細かな法規制を事前に作ろうとすることは、技術革新による新しい可能性の芽を摘むことにもなる。I Tのような進化のスピードが速い分野における法規制は、原則として事後的なものであるべき。
- ✓ 諸外国との事業環境のイコール・フッティングが重要。日本独自の法制度ではなく、グローバル・スタンダードを踏まえたものとすべき。

# 「ネット意識革命宣言~変革の原動力としての! Tコミュニケーション~」概要③

- ④ 誰でも自由に安心してネットが使える環境を整備し、新たなイノベーションを生み出す。
- ✓ インフラを圧倒的に安く・高速にすることが、そのインフラを利用するあらゆる産業のイノベーションを促す。 このため、データの流通コストを下げていくことが必要。
- ✓ アクセシビリティの追求が新たなイノベーションを生み出してきた。よりユーザ・フレンドリーなITへの模索に終わりはない。
- ⑤ 発想の転換で I Tコミュニケーションのコストパフォーマンスを飛躍的に向上させ、 国際競争力の強化を図る。
- ✓ ITの急速な進化と、オープン性の生み出す多様なイノベーション活力を引き出すため、日本独自のクローズドな技術や仕様に依拠するのではなく、グローバル・スタンダードを踏まえると共に、オープンな技術を推奨すべき。
- ✓ リアルとネットをいかに組み合わせるかが重要。また、ITの導入に併せて、BPR(Business Process Reengineering)や組織の壁を越えたデータの共有・連携を進めることにより、国際競争力強化を図るべき。

# 「ネット意識革命宣言~変革の原動力としての」Tコミュニケーション~」概要4

## 3. 2020年を見据え、足下の1~2年で取組むべき施策

## ① 対面・書面交付原則の見直しに向けた指針の策定

✓ ITコミュニケーションの利活用促進に向けた基本的な考え方を整理した指針を策定し、それを「ものさし」として検証を行うことで、 規制・制度見直しの横展開を図るべき。

## ② 無料公衆無線LAN環境の整備

✓ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、無料公衆無線LAN環境の整備に官民を挙げて取組み、そのインフラを活用した新たなイノベーションの創出を図るべき。

## ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける"おもてなしサービス"の充実

✓ 豊かなおもてなしを実現するためにはITの活用が必要不可欠であり、訪日外国人観光客が不便なく快適に過ごせるよう、電子 決済の利便性向上や、多言語対応等の「言語の壁」を乗り越えるための取組み等を推進すべき。

## ④ マイナンバー制度の利用拡大

- ✓ 官民のオンラインサービスの本人認証基盤として、個人番号カードの国民への普及・利用拡大に向けたインセンティブ策を講じるべき。
- ✓ 金融、医療・介護・健康等の公共性の高い分野を中心に、マイナンバーの利用範囲を前倒して拡大すべき。

## ⑤ 消費者が安心して電子商取引を利用できる環境の整備

✓ なりすましECサイトへの対策など、消費者が安心して電子商取引を利用できる環境を整備すべき。

## ⑥ ビッグデータの利活用が価値を生み出すシステムづくり

✓ 医療・健康、農業等、データを利活用することで、国民に大きなメリットが見込める分野については、積極的なデータの利活用によって価値を生み出すことのできるシステムづくりを推進すべき。

# 「ネット意識革命宣言~変革の原動力としての」Tコミュニケーション~」概要⑤

## 4. 中長期的な視点で引き続き検討を進めるべき施策

- ① アクセシビリティの追求とグローバル・スタンダードの獲得に向けた国際標準化・ 国際展開に向けた取組みの推進
- ✓ 高齢者やハンディキャップのある方でも感性に従って自然にITコミュニケーションを利用できるように、ユーザ・インタフェイスのアクセシビリティを高めるための取組みを推進すべき。
- ✓ 日本国内でしか通用しない"ガラパゴス化"とならないよう、積極的に国際標準化の取組みに参画するとともに、国際展開を 図っていくべき。
- ② あらゆるモノがネットに繋がるスマート化された社会の実現
- ✓ モノ同士がコミュニケーションする社会が実現しつつある中、様々なモノから発信されるデータの円滑な流通を確保するための 新たなネットワーク・ストラクチャーについて検討を進め、社会に実装させていく必要。
- ✓ 収集・蓄積されたビッグデータを共有・連携させ、エネルギー、道路交通をはじめとした都市マネジメントをスマート化させることで、国民の安心を高めるための仕組みを構築すべき。
- ③ 「| Tを適切に使いこなせる利用者| の裾野を広げるためのリテラシー向上策の推進
- ✓ ITコミュニケーションのもたらす恩恵を広く国民が享受するためには、利用者がITを適切に使いこなせるようにリテラシー向上策を推進していくことが必要。
- ✓ どの時代においても「ITの進化に取り残された層」は生まれ得るのであり、そうした層を生み出さないためには、学校教育におけるリテラシー教育はもとより、サービス提供者も含め、産・官・学が連携してリテラシー向上策を推進すべき。
- ✓ 従来の枠から踏み出したIT専門家を育成することにより、これまでの延長線上にはないイノベーションを生み出し、国民生活をより豊かにしていくべき。

# I Tコミュニケーション活用促進戦略会議

- ✓ 総理指示を受け、昨年12月に第1回会合を開催
- ✓ 全8回の会合を経て、5月26日に提言をとりまとめ

## 検討内容

ITコミュニケーションをより有効の活用可能とするための環境整備の在り方と、その環境整備に向けた方向性及び具体的な活用を加速化させるために必要な新たなルール作り等を検討

## 構成員

内永 ゆか子 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワーク理事長

河野 康子 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長(代表理事)

◎ 國領 二郎 慶應義塾大学常任理事

後藤 滋樹 早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科教授

齋藤 正勝 カブドットコム証券株式会社代表執行役社長

杉谷 陽子 上智大学経済学部経営学科准教授

新美 育文 明治大学法学部専任教授

三木谷 浩史 楽天株式会社代表取締役会長兼社長

御立 尚資 ボストンコンサルティンググループ日本代表

(◎:座喪)

# ネット意識革命宣言

~変革の原動力としてのITコミュニケーション~

平成26年5月26日 ITコミュニケーション活用促進戦略会議

### 1. 何故、ITコミュニケーションの活用促進が必要なのか

課題先進国といわれる我が国は、超高齢化に伴う医療・介護・健康等に係る社会保障費等の増大、急速な少子化に伴う生産労働人口の減少、エネルギー問題等を含む少資源国家としての制約等、様々な課題に直面している。こうした課題を乗り越えるために必要とされているのが、「非連続的な変革」である。イノベーションはこうした変革を促すが、そのカギを握っているのがITコミュニケーションである。このような状況下において、我が国が経済成長を続けるためには、従来の枠から踏み出した、徹底的な生産性向上が不可欠である。ITはサービスの質を維持しつつ生産性を向上させることのできるツールであり、公共部門や医療・健康といった経済合理性だけでは価値創出につながらない領域では、ITコミュニケーションを活用することで、国民とのインターフェイス・コストを大幅に削減することが可能となる。現に、情報通信産業は我が国の実質GDPの1割を担っており、情報通信技術(IT)利活用の裾野は着実に拡大している。更なる拡大に向けて、IT利活用の阻害要因を取り除くことができれば、戦略的基盤としてのITは全要素生産性の向上を通じて経済成長へますます貢献していくことが期待される。

我が国が上記課題を克服しつつ経済成長を遂げ、豊かな国民生活を実現するためには、<u>ITコミュニケーションを活用しないという選択肢はない</u>。課題は、<u>いかにスムーズにITコミュニケーションを社会に組み込んでいけるか</u>である。

ムーアの法則に代表される半導体の処理速度や通信速度の飛躍的上昇を背景に、I Tコミュニケーションを取り巻く<u>技術的環境は日々進化</u>を続けている。例えば、ネットを介してコンピュータのリソースを仮想化して利用するクラウド・コンピューティングが急速に普及し、飛躍的なコスト低下が実現している。また、動画によるコミュニケーションが一般的に普及するとともに、4k/8k といった高解像度動画技術も実用化された。更に、スマートフォンに指紋認証機能が搭載される等モバイル端末は進化を続けており、5GHz 帯を利用した Wi-Fi 技術も確立されつつある等、モバイル通信環境も高度化が進んでいる。

一方で、政府も政府CIOの設置等、変化に向き合う体制が整備されつつある。例えば、マイナンバー制度の導入やパーソナルデータの保護と利活用のバランスの取れた法制度の整備は、ビッグデータ時代を支える重要な基盤となるものである。他にも、公共データの民間開放(オープンデータ)や公的個人認証サービスの民間拡大等、IT利活用の裾野拡大に寄与する取組みが進められている。今後も、ITコミュニケーションの活用を促進するため、技術の進化に対応した制度の一層の整備が期待される。こうした環境の変化を踏まえながら、従来の枠から一歩踏み出したITコミュニケーションの在り方を検討する必要がある。

I Tの利活用が進む諸外国では、<u>国のトップの強力なリーダーシップ</u>が、新たな道を切り拓いている。<u>我が国においても、トップが強い意志を示し、I Tコミュニケーションの活用促進を推進</u>していかなければならない。

### 2. | Tコミュニケーション活用促進のための基本的考え方

① 対面・書面交付原則の見直しを通じて、特に医療・健康等の分野を中心に、ネットの利点を最大限活用する。

<u>I Tは日々進化</u>を続けている。ネットの黎明期には処理できる情報量に限界があり、「ネット=テキスト」という印象が強かったが、回線の大容量化・端末機器の処理能力の格段の進化に伴い、こうした前提は過去のものである。現在においては、<u>動画によるコミュニケーションが一般的に普及</u>しつつあり、また、<u>リアルタイム性の向上</u>や、4k/8k といった<u>高解像度の動画技術の実用化</u>による<u>一層の高品質化が進んでいることを踏まえる必要</u>がある。

ネットには、<u>高いトレーサビリティを実現</u>する等、大量のデータを蓄積・分析することで新たな価値を生み出すことのできる<u>優れた機能があり</u>、その機能を適切に使うことによって、<u>より安全で便利な社会を作り出すことができる力</u>を持っている。特に、<u>医療・健康、農業、教育といった分野でそのメリットは大きく</u>、その力を最大限活かす政策をとるべきである。

また、クラウド・サービスの普及に伴い、<u>利用者の口コミ等が商品・サービスに信用を供与するソーシャルな仕組み</u>も台頭しつつある。こうしたソーシャルなコミュニケーションを活用し、使用されていないスペースや自動車等の<u>遊休資産の有効活用</u>を図ることにより、低コストで生産性の向上を実現することができる。

しかしながら、規制・制度の中には、ネットが存在しなかった時代やネットの利用環境がこれほど整っていなかった段階での環境を前提とし、<u>対面・書面交付等を原則としているものも多く残っており、ネットを活用する上での障害</u>となっている場合がある。消費者保護の名の下、国民厚生とは無関係に環境変化に抗することが、その実、既存業界の保護につながり、結果として国民が技術革新の恩恵を広く享受できないようなことになってはならない。

このため、「ネット対対面」という対立軸を脱し、ネットの利活用を、国民にとって利便性高く、安全な手段として確立する方策を考え、実現していくべきである。そのために必要なことが対面・書面交付原則の見直しであり、<u>ITコミュニケーションを阻害する規制・制度は徹底的に見直し</u>を図るべきである。

また、行政手続きのネット利用を義務化している国さえあることを踏まえれば、ネットの活用によって国民がメリットを享受できる分野においては、最低限、<u>対面・書面交付と同等の選択肢として、ネットが提示</u>されるようにするべきである。

② 自由な I Tコミュニケーションで、「安心を高めるためのインターネット」をつくる。

ネット社会においても、<u>行為能力に制限のある青少年や、十分なリテラシーが身に付いていない</u>利用者などの「安全」は、守らなければならない。それは、利用者のリテラシー向上を図ること、情報システムのエラーを無くすこと、いわゆる「いじめ」や誹謗中傷を行うものも含めて悪意のある利用者を排除すること等を通じて実現されるものである。

一方で、自己責任でネットを自由に活用することで、経済だけではなく、開かれた社会づくりなどにおいても、大いなる可能性が生まれる。したがって、<u>リテラシーを身に付けた利用者が自己責任のもとでネットを活用することを妨げてはならない</u>し、より積極的に活用し、我が国の経済成長に貢献できるような環境を整えなければならない。

「自由」と「安心」は対立する概念ではない。新たな技術が導入されると、漠然とした不安感から、最初は様々な面で拒否反応が示されるものである。しかし、我が国が直面する様々な課題を解決し、国民生活の「安心」を実現するものこそが、「自由」なITコミュニケーションである。守られるべき人の「安全」をしっかりと担保することで、「安心を高めるためのインターネット」をつくることが可能であり、また、それをできるだけ早期につくっていかなければならない。

守られるべき者を適切・的確に特定して、自由と安心の両立する社会を作るためにも、ネット上で利用者の身元確認や、年齢などの属性確認、さらには意思表示の本人性の確認等を行う基盤が必要であり、マイナンバー制度等を活用して、そのような本人確認の基盤を作るとともに、必要なセキュリティ対策を講じていくべきである。こうした取組みを通じて、ネット犯罪を減らしていくことも可能となる。

また、ITをB to Cで活用する際、サービス提供側と利用者側に技術的な知識や情報の非対称性 が存在することは避けられない。情報の非対称性に伴うリスクに気が付かないまま、守られるべき 人が危険にさらされることがないよう、事業者側の取組みとして、利用者と同じ目線に立って、十 分注意を持って業務を行い、それを遵守する仕組みを持っていることを自ら確認するといった取組 みも重要である。

③ 諸外国との事業環境のイコール・フッティングを図るなど、技術の進化を妨げないルール形成をする。

ネット社会においても、<u>適切なルールがあることは重要</u>である。

一方で、技術革新の激しい現下において、将来を正確に予測することは困難である。こうした中

で、<u>一律の細かな法規制を事前に作ろうとすることは、技術革新による新しい可能性の芽を摘む</u>ことにもなる。そのようなことはあってはならず、<u>ITのような進化のスピードが速い分野における</u> 法規制は、原則として事後的なものであるべきである。なお、事後規制とする場合には、違反した際のペナルティもセットで検討する等、<u>事前規制とのバランスを考慮</u>する必要がある。また、類似の事業に対する規制は、所管省庁の違いによりその内容に大きな違いが生じることのないようにすべきである。

法規制とは別に、<u>多様な技術進化を受け止めるルール形成の在り方</u>として、業界団体等が<u>自主的なルール</u>を定めたり、個別企業の定めたサービス利用ルールの社会的な適切さや適法性などを監視し、是正勧告を行うことで実現したりする方式がある。その際、契約違反等は法に照らして法廷で裁かれることとなる。業界団体に参加しない企業への対応を含め、実効性を具備したものとして、そのような方式を普及させていくべきである。

また、我が国企業の国際競争力維持のためには、<u>諸外国との事業環境のイコール・フッティングが重要</u>である。<u>日本独自の法制度ではなく、グローバル・スタンダードを踏まえたもの</u>とすべきである。

なお、<u>国によって法制度は異なる</u>ことから、国外のクラウド・サービスを利用する際には、情報が適切に管理されない等、<u>国民の権利利益が確実には保護されない可能性</u>がある。国外のクラウド・サービスの利用にあたっては、利用目的を踏まえた上で、情報は貴重な財産であるとの認識の下、こうした国家間の法制度の違い等に起因する権利侵害のリスク等にも留意する必要がある。更に、トラブルが発生した際の国際的な紛争解決の在り方についても、検討することが必要である。

④ 誰でも自由に安心してネットが使える環境を整備し、新たなイノベーションを生み出す。

<u>インフラを圧倒的に安く・高速にすることが、そのインフラを利用するあらゆる産業のイノベーションを促す</u>。このため、通信インフラのオープン化を積極的に推進することで、<u>データの流通コ</u>ストを下げていくことが必要である。

特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック等において、<u>I Tコミュニケーションによる豊かなおもてなしを実現</u>するためには、無償で自由に使えるネットワーク・インフラの整備が急務である。そして、整備されたネットワーク・インフラを活用した、新たなイノベーションの創出を図るべきである。

併せて、利用者が安心してネットワーク・インフラを利用するため、<u>通信の信頼性向上</u>に向けて その<u>匿名性等にも配慮した情報セキュリティ対策</u>にも取り組まなければならない。 過去の歴史を紐解けば、<u>アクセシビリティの追求が新たなイノベーションを生み出してきた</u>。家 電のように簡単に感性で操作できないという点では、ITはまだ発展途上であり、改善の余地があ ると言える。よりユーザ・フレンドリーなITへの模索に終わりはない。

I Tコミュニケーションのアクセシビリティを高め、<u>高齢者やハンディキャップのある方でも自由に安心してネット社会に参加できる環境</u>を整えるべきである。

⑤ 発想の転換でITコミュニケーションのコストパフォーマンスを飛躍的に向上させ、国際競争力の強化を図る。

海外事例などを見ると、<u>オープンな技術を活用することで、日本に比べて桁違いの低いコストで、</u> 高い利便性を実現している。特に、オンライン行政サービスについては、我が国は I T 先進国と言 われる諸外国と比較し、まだ道半ばである。

そのような高いコストパフォーマンスの背景には、ムーアの法則に代表される<u>ITの急速な進化と、オープン性の生み出す多様なイノベーション活力</u>がある。それらを引き出すため、<u>日本独自のクローズドな技術や仕様に依拠するのではなく</u>、<u>グローバル・スタンダード</u>を踏まえると共に、<u>オープンな技術を推奨</u>することで、"ガラパゴス化"を回避しなければならない。そのことによって、現在では考えられないような低価格で、大きな利便性を享受することができる。特に、圧倒的なコスト低下が見込めるクラウド・サービスについては、民間のみならず行政においても、積極的な活用を図っていくべきである。

M2M (Machine to Machine) やウェアラブル・コンピューティング等、ネットへの接続が常態化するライフスタイルが現実のものとなる中、新たな価値を生み出すためには、<u>リアルとネットをいかに組み合わせるか</u>が重要となる。オンラインとオフラインの融合領域において、我が国は世界のリーダーとなり得るのであり、ビジネスモデルの国際展開をあらかじめ視野に入れ、オープンな技術でシステムの構築を進めるべきである。

また、ITの導入に際しては、技術だけではなく、その導入に併せた<u>BPR</u>(Business Process Re-engineering)や、<u>組織の壁を越えたデータの共有・連携</u>を進めることにより、<u>本質的な生産性</u>の向上を実現すべきであり、そのことを通じて<u>国際競争力強化を図る</u>必要がある。

### 3. 2020年を見据え、足下の1~2年で取組むべき施策

前章において提示した基本的考え方を踏まえ、「世界最先端IT国家創造宣言」のターゲットでもある 2020 年を見据え、足下の 1 ~ 2 年で取り組むべき施策を提示する。なお、2020 年には東京オリンピック・パラリンピックも開催されることから、世界へのショーケースにおいて世界最先端IT国家の姿を発信すべく、本提言を踏まえ、早急に具体策を固めることを求める。

### ① 対面・書面交付原則の見直しに向けた指針の策定

技術の進展を踏まえ、「ネットではできない」とされていることの妥当性を客観的指標をもって検証し、メリットとリスクを「見える化」するとともに、その<u>リスクへの対応策を提示</u>することは、対面・書面交付原則をはじめとしたITコミュニケーションの活用を阻害する規制・制度の見直しに向けた重要なステップである。これまで、対面・書面交付を前提とする規制・制度を個別に検証し積み上げてきた知見を活かし、「ネット対対面」という対立軸を脱し、<u>ITコミュニケーションの利活用促進に向けた基本的な考え方を整理した指針</u>を策定するべきである。また、<u>それを「ものさし」として</u>検証を行うことで、<u>規制・制度見直しの横展開</u>を図るべきである。

#### ② 無料公衆無線 LAN 環境の整備

<u>2020 年東京オリンピック・パラリンピック</u>を見据え、まずは東京において、<u>無料公衆無線 LAN 環境の整備</u>に官民を挙げて取り組むべきである。その上で、そのインフラを活用した<u>"おもてなしサービス"の充実</u>など、<u>新たなイノベーションの創出</u>を図るべきである。

#### ③ 2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおける"おもてなしサービス"の充実

2020 年東京オリンピック・パラリンピックでは、多くの外国人観光客が我が国を訪れることとなる。その際、日本らしい豊かなおもてなしを実現するためには、<u>I Tの活用が必要不可欠</u>である。このため、②で示したインフラの整備と併せ、訪日外国人観光客が不便なく快適に過ごせるよう、電子決済の利便性向上や、多言語対応等の「言語の壁」を乗り越えるための取組み、ソーシャルな仕組みを使った遊休資産の有効活用等を推進すべきである。

#### ④ マイナンバー制度の利用拡大

「真の電子化」に向けた対面・書面手続き等の見直しを進めるべく、官民のオンラインサービス の本人認証基盤として、個人番号カードの国民への普及・利用拡大に向けたインセンティブ策を講 じるべきである。また、<u>マイナンバーの利用範囲</u>についても、<u>金融、医療・介護・健康等の公共性</u> の高い分野を中心に、番号法の予定する「法施行後3年の見直し」を前倒しして拡大すべきである。

### ⑤ 消費者が安心して電子商取引を利用できる環境の整備

なりすましECサイトなどによって、消費者のみならず事業者にも被害が拡大し始めているという現状を踏まえ、関係省庁及び民間が一体となって対策を協議する場を設けるなど、<u>消費者が安心</u>して電子商取引を利用できる環境を整備すべきである。

### ⑥ ビッグデータの利活用が価値を生み出すシステムづくり

医療・健康、農業等、データを利活用することで、国民に大きなメリットが見込める分野については、積極的なデータの利活用によって価値を生み出すことのできるシステムづくりを推進し、データ駆動型イノベーション(Data Driven Innovation)の創出を図るべきである。特に、パーソナルデータの保護と利活用のバランスの取れた法制度を整備することで、医療・健康に関連したデータを安心して利用できる環境を整えることは、国民福利の向上のためにも大変重要である。

### 4. 中長期的な視点で引き続き検討を進めるべき施策

現在の技術や社会状況では実現困難な課題であっても、技術の進展や利用者のリテラシーの向上、 更にはネットモラルの向上を通じて悪意の利用者を排除することで、将来的には実現可能となるも のである。このため、2020年以降も見据え、中長期的な視点で引き続き検討を進めるべき施策を提 示する。

① アクセシビリティの追求とグローバル・スタンダードの獲得に向けた国際標準化・国際展開に 向けた取組みの推進

新市場創出や国際競争力強化のためにも、<u>高齢者やハンディキャップのある方でも感性に従って自然にITコミュニケーションを利用</u>できるように、ユーザ・インタフェイスのアクセシビリティを高めるための取組みを推進すべきである。また、それが<u>日本国内でしか通用しない"ガラパゴス化"とならないよう</u>、グローバル・スタンダードの獲得に向けて、<u>積極的に国際標準化の取組みに参画するとともに、国際展開を図っていく</u>べきである。

② あらゆるモノがネットに繋がるスマート化された社会の実現

人同士のコミュニケーションのみならず、<u>モノ同士がコミュニケーションする社会が実現</u>しつつある中、様々なモノから発信されるデータの円滑な流通を確保するための<u>新たなネットワーク・ストラクチャー</u>について検討を進め、社会に実装させていく必要がある。そのインフラを利用し、収集・蓄積されたビッグデータを共有・連携させ、データ駆動型イノベーションやオープンイノベーションを促すと共に、<u>エネルギー、道路交通をはじめとした都市マネジメントをスマート化</u>することで、新たなサービスの創出と都市の抱える様々な社会的課題の解決が可能となる。こうしたスマート化された社会が一定の分野で徐々に実現されつつあり、これを更に拡大し連携を進めることで国民の安心を高めるための仕組みを構築すべきである。

③ 「ITを適切に使いこなせる利用者」の裾野を広げるためのリテラシー向上策の推進

<u>ITコミュニケーションのもたらす恩恵を広く国民が享受</u>するためには、ITそのものがよりユーザ・フレンドリーになることと共に、利用者がリスクも理解した上で、<u>ITを適切に使いこなせるようにリテラシー向上策</u>を推進していくことが必要である。ITが社会に浸透し、「デジタルネイティブ」と呼ばれる世代が今後増えていくとは言え、ITそのものも更なる進化を続けていく。<u>どの時代においても「ITの進化に取り残された層」は生まれ得る</u>のであり、そうした層を生み出さないためには、ITに関する基本的な理解を促す義務教育段階からのプログラミング教育など<u>学校教育におけるリテラシー教育</u>はもとより、<u>サービス提供者も含め、産・官・学が連携してリテラシ</u>

一向上策を推進すべきである。更に、我が国に不足している情報セキュリティ人材をはじめ、従来の枠から踏み出したIT専門家を育成することにより、これまでの延長線上にはないイノベーションを生み出し、国民生活をより豊かにしていくべきである。